

TOHOKU GAKUIN ARCHIVES CENTER

東北学院史資料センター年報

LIFE
LIGHT LOVE

Vol.3
2018.3.1



2016年度公開シンポジウム「学徒仙台と戦争」から

学徒仙台の学生と戦争 —東北大学所蔵の資料から—

大学アーカイブズにみる戦前・戦時期の記録

—東京大学史料室と学徒動員・学徒出陣に関する調査—

戦争と東北学院(1) —学校教練の開始と東北学院の対応—

永田 英明

加藤 諭

河西 晃祐

2016年度公開シンポジウム「恋するダンテ『神曲』の魅力」から

危険な恋愛—地獄篇第5歌「パオロとフランチェスカ」を読む

ベアトリーチェの微笑 —暗い森と大海原と日の光—

斎藤 泰弘

原 基晶

資料紹介

東北学院における教育勅語と御真影Ⅰ

—教育勅語謄本の下付から奉安殿竣工まで—

『東北学院時報』に見る大正・昭和前期における

東北学院の生徒募集の方法と特徴

熊坂 大佑

星 洋和

2017年度行事紹介

2017年度公開シンポジウム①「平和憲法と鈴木義男」

2017年度公開シンポジウム②「東北学院史の可能性 —『東北学院の歴史』刊行に寄せて—」

報告

東北学院時報WEB化について



CONTENTS

あいさつ

『東北学院史資料センター年報』第三号の発行にあたって	院長 佐々木 哲夫	1
----------------------------	-----------	---

2016年度公開シンポジウム「学徒仙台と戦争」から

学徒仙台の学生と戦争 —東北大学所蔵の資料から—	永田 英明	2
大学アーカイブズにみる戦前・戦時期の記録 —東京大学史史料室と学徒動員・学徒出陣に関する調査—	加藤 諭	10
戦争と東北学院(1) —学校教練の開始と東北学院の対応—	河西 晃祐	21

2016年度公開シンポジウム「恋するダンテ『神曲』の魅力」から

危険な恋愛—地獄篇第5歌 「パオロとフランチェスカ」を読む	斎藤 泰弘	32
ベアトリーチェの微笑 —暗い森と大海原と日の光—	原 基晶	45

資料紹介

東北学院における教育勅語と御真影 I —教育勅語謄本の下付から奉安殿竣工まで—	熊坂 大佑	61
『東北学院時報』に見る大正・昭和前期における 東北学院の生徒募集の方法と特徴	星 洋和	87

2017年度行事紹介	89
------------	----

2017年度公開シンポジウム①「平和憲法と鈴木義男」開催

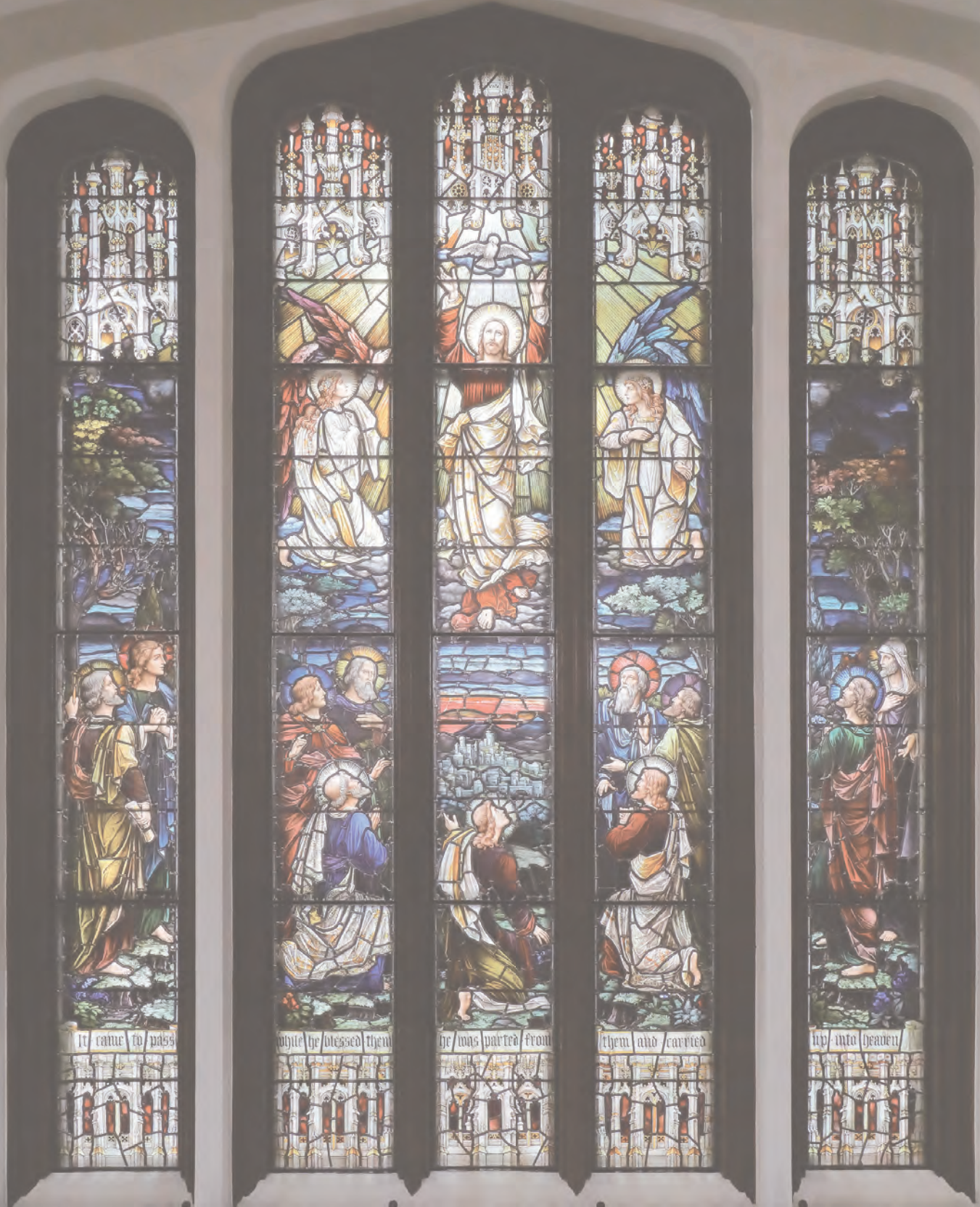
2017年度公開シンポジウム②「東北学院史の可能性 —『東北学院の歴史』刊行に寄せて—」開催

報告	91
----	----

東北学院時報WEB化について

受贈資料一覧 (2017年1月～2018年2月)	92
--------------------------	----

東北学院の沿革	93
---------	----



It came to pass



while he blessed them



he was parted from



them and carried



up into heaven



『東北学院史資料センター年報』 第三号の発行にあたって

院長 佐々木 哲夫



歴史を記録に留めることに、その時代に考えたことや行ったことの正統性を後世に伝えたいとの動機が込められることがある。であるならば、歴史の読者は、異端の要素をも併せて読解し、そこに埋もれている真実を掘り起こさねばならない。時として、異端の要素が正統の価値を浮き彫りにすることがある。聖書は、人類の足跡の内面をも書き記した歴史的書物である。読んでみると異端紛々たる人物によって正統が担われている場面に少なからず出会う。それゆえ、聖書釈義が必要であり、その作業が面白いのである。

「三代目が会社を滅ぼす」と言われる。歴史を簡潔に表現した諺なのだろう。ならば、会社を繁栄に導くのも三代目なのかもしれない。創世記に族長三代の物語が記されている。アブラハム、イサク、ヤコブである。エイブラハム、アイザック、ジェイコブのように欧米の人々の名前にもなっている。一代目は、妻のサラを妹と詐称するなど苦勞してウルからカナンの土地へと移住した。二代目は、親の姿を見ているので従順に暮らし親の選んだりベカと結婚する。ところが三代目のヤコブは激しい兄弟喧嘩の末に出奔し、レアとラケルの2人の妻を持ち、結果的にユダヤ十二部族の基を築く。

サムエル記には、イスラエル王国を築いた三人の王、サウル、ダビデ、ソロモンの物語が記されている。同じく欧米の人々の名前に用いられているのだが、初代の王サウルだけは命名する人がほとんどいない。彼が失敗者だからである。失敗者の歴史は

貴重で学ぶ必要がある。なぜなら、名君ダビデや賢王ソロモンのような人物になるのは至難の業だが、サウルの失敗は誰にでも起きる可能性があるからである。サウルは三つの失敗を犯した。神の言葉を政治に反映させるといふ王が担う使命をないがしろにし神の言葉より物欲を優先させ、嫉妬するほどに民衆の評判を気にし、神でなく靈媒に頼るなど、道を踏み外してしまう。やがて自死の最期を迎える。

東北学院には三校祖がいる。押川方義先生、W・E・ホーイ先生、そして、D・B・シュネーダー先生である。シュネーダー先生は、仙台神学校創設以来50年間東北学院に奉職し、本学の繁栄の礎を築いた見事な三代目である。皆様はお気づきのことと思う。東北学院史資料センターの年報は、本号が三代目である。センターの益々の発展の礎となる記念号になることを祈念しつつ、『東北学院史資料センター年報』第三号の発行をお祝いしたい。



学都仙台の学生と戦争

—東北大学所蔵の資料から—

東北学院史資料センター調査研究員

文学部歴史学科教授

永田 英明

はじめに

「学徒出陣」「学徒動員」といった言葉のイメージに象徴されるように、大学・高等学校・専門学校といった旧制高等教育機関に学ぶ学生生徒＝「学徒」の戦時動員は、第二次大戦下日本の戦時体制の行き詰まりを示す事象として早くから高い関心を集めてきた。しかしながら、その実態を総体的・歴史的に把握しようという作業は、近年ようやく緒に就いたばかりである。それを促したのは、一つには、大学史の編纂事業を契機とした1990年代以降における大学史研究の進展であり、もう一つは、それと並行して整備されてきた「大学アーカイブズ」における資料公開・情報発信の拡大であろう¹。

東北学院においても、学院史資料センターを中心に戦時下の関連資料の収集・調査分析が近年進められ東北学院の戦時体制・戦時動員の姿が具体的になりつつある²。一方東北大学においても、東北大学の「大学アーカイブズ」である東北大学史料館において、長年にわたり東北大学の戦時体制・戦時動員にかかわる資料の収集・公開を行い、またこうした多様な史料を活用した展示や調査研究活動をおこなってきた³。そうした成果をふまえて企画されたのが、東北大学と東北学院の連携企画「学都仙台と戦争」であった。

筆者は実は2017（平成29）年3月までこの東北大学史料館に在職し、連携企画の一環として東北大学史料館が開催した「東北大生の戦争体験」展（2015.10～2016.1）を、曾根原理氏および小幡圭祐氏とともに担当した。本稿ではこの「東北大生の戦

争体験」の内容に即して、東北大学の「学徒出陣」「学徒動員」に関するこれまでの調査成果の概要を紹介することを課題としたい⁴。

ただし、せつかくの連携企画であることを意識し、企画のタイトルに盛り込まれた「学都仙台」という視点をも、この際できる範囲で意識してみたいと思う。もちろん東北大学・東北学院の個々の戦時動員の状況じたい「学都仙台」の学生と戦争の関係を考える上で基礎となる情報だが、両者を総体として捉えようとする時には、都市・地域との関わりという視点がもう一つ必要となろう。

「学都」という言葉は昭和初期から戦中期にかけてすでに都市仙台の特色を表す表現として定着しており⁵、その初源は明治30年代後半にさかのぼる⁶。それは多くの高等教育機関が集まる学生（学徒）の町（表1）、というニュアンスを強く含んだ概念であった。よって、戦中・戦後の東北大学や東北学院の学生の動向を、個別大学の歴史の中だけでなく、

表1 戦中期の仙台の高等教育機関と学生生徒数

区分	学校名	学生生徒	
高等学校および専門学校	私立	東北学院 (高等学部文科・商科)	530
		東北薬学専門学校	233
	官立	第二高等学校	612
		仙台高等工業学校	854
公立	宮城県女子専門学校	441	
大学	官立	東北帝国大学 (医学専門部含む)	2569
合計		5239	

※当時の仙台市の人口 約27万5000人
(昭和十七年度文部省年報による)

¹ 近年の各大学における戦時体制・戦時動員関係資料の資料公開や研究に関する動向については、西山伸「戦時体制」『野磨教育研究所紀要53集 学校沿革史の研究1 大学編』2013年など参照。

² 河西晃祐「東北学院に残された学徒出陣史料について」、星洋和「往復文書類綴」と「主務省関連書類綴」について 一学徒出陣関連資料を中心に―とともに『東北学院資料室』第13号、2014年など。

³ 「特集 東北大学の学徒出陣・学徒動員」『東北大学史料館紀要』第2号、2016年など参照。

⁴ 関連する拙稿として「東北帝国大学における「学徒出陣」」（『東北大学史料館紀要』第2号、2007年）、「東北帝国大学における理工系学生の動員」（『東北大学史料館紀要』第12号、2017年）などがある。本稿の内容はこれらの拙稿をもとにしている。

⁵ 中川正人「学都仙台-その“学都観”をさぐる（その1）」（『東北学院大学東北文化研究所紀要』第49号、2017年）など参照。

⁶ 永田英明「学都仙台明治の学生群像」（『東北大学史料館紀要』第3号、2008年）。

「学都」と呼ばれた地方都市・地域の枠組みの中に位置づけてみることもまた、意味のあることと考える。今回の検討はあくまで東北大学に遺る資料に限られ、見えてくるものも非常に断片的ではあるが、できる範囲でこの点をも意識して考えてみたい。

1. 東北大学の「学徒出陣」と学都仙台

(1) 日中戦争開始と応召者（1937.7～1941.9）

「学徒出陣」といえば、一般には1943（昭和18）年10月2日の「在学徴集延期臨時特例」によって徴集猶予措置から外された大学・高校・専門学校学徒の陸海軍への入隊を指す。もっともそれ以前においても兵役に動員される学生はおり、また学生を兵役に動員しようという政策的動きも段階的に強められていた。まずその状況から見ておこう。

東北大学史料館には、東北大学における、日中戦争開始（1937.7）以降の教職員・学生の応召状況を記した『応召者関係調』（総務/2010/H5）という公文書が残されている（表2）。これによると1937年7月以降、医学部や付属病院の助手・副手の応召（軍医としての応召）、あるいは理・工学部・研究所など理系部局の技術職員が数多く応召していることが知られる。いっぽうで学生の応召者も意外に多く、1937～40年の間に40名ほど確認できる。その多くは法文学部即ち文科系の学生であった。日中戦争開始当時、兵役法により中学校以上の在学生は27歳まで徴集を猶予され、1939年3月の兵役法改正でこれは26歳までに引き下げられるが、表2中における学生の応召はこの年齢制限を超えた者と見られる。当時東北帝国大学の法文学部には専門学校・高等師範学校既卒者の割合が高く、その中には社会人経験を経て年齢を重ねてから入学する学生も少なくなかったもので、そうした状況が反映しているのだろう。

表2 東北帝大の応召者（1937～41年9月。ただし学生・生徒は1940年までの数字）

所属学部等	理	医※	工	法文	研究所	本部 図書	合計
講師・助教授		7		3			10
助手・副手	12	94	4	4	2		116
技術系職員	1	10	11?	1	20		43?
事務系職員	9	13	7	3	9	23	64
大学院生	3	5	5	2			15
学生学部	9	6		25			40
聴講・専攻生		1		5			6

※医学部には付属病院の教職員を含む

(2) 繰り上げ卒業と慰霊祭（1941.10～43.10）

在学中の男子学生たちにとって兵役を自らの問題としてより深刻に捉えるようになったのは、おそらくは1941年の秋以降のことと思われる。1941年10月2日付で文部省は大学・専門学校の修業期間を3ヶ月短縮し繰り上げ卒業させることを指示した。しかも同時に行われた兵役法改正によって、在学学生たちの徴集猶予期間は卒業8ヶ月前に満了することとされ、学生は在学中に徴兵検査を終え卒業と同時に陸海軍に入隊できるようになる。東北帝大では急遽学内に臨時徴兵検査場をもうけ800人あまりの学生がこれを受検した。

同じく1941年10月には、東北帝国大学で全学的な戦没者慰霊祭も行われた。実は東北帝大での慰霊祭は1938年11月12日にも5名を対象に行われているが、その後行われた形跡はない。1941年10月の慰霊祭は、38年10月に祭られた5名を含め改めて日中戦争開始以来の戦没者を対象に行われた。そして以後毎年恒例行事として慰霊祭が行われていくようになる。実は東北学院でも1941年10月にやはり3年ぶりの慰霊祭が挙行されており⁷、この間の動きは共通しているようである。その後同年12月におこなわれた繰り上げ卒業式では、総長が卒業生に対し前線・銃後での奮闘活躍を促す告辞を述べている。慰霊祭と相まって、この頃から学生たちと戦争の距離が日を追って縮まっていった。

繰り上げ期間は翌1942年からは6ヶ月間とされ、定着していく。とりわけ1943年夏には学徒および高等教育機関卒業者を対象とした海軍予備学生・陸軍特別操縦見習士官の大量増募・新設が行われ、卒業→陸海軍への入隊、というコースが学徒の進むべき道というムードが創り出されていく。学徒に海軍志望を促す「学徒出陣」の語が創り出されてきたのも、こうした流れの中においてであった⁸。

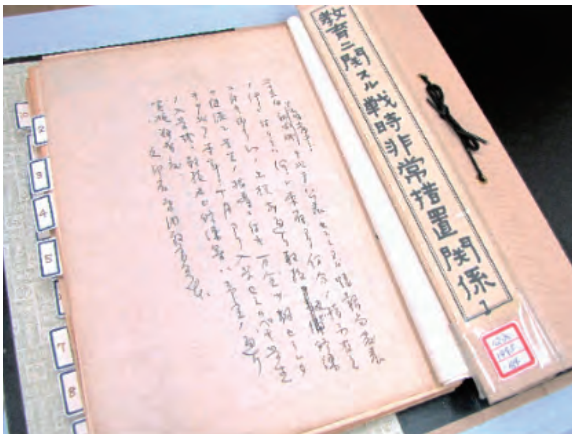
⁷ 『東北学院百年史』第3章第3節。

⁸ 蜷川寿恵『学徒出陣－戦争と青春』吉川弘文館、1998年。

(3) 「学徒出陣」と壮行行事（1943.10～12）

1943（昭和18）年10月、「在学徴集延期臨時特例」により大学・高校・専門学校学徒の「徴集猶予」の停止が決定され、各学校に通知された。そこでは①20才以上のすべての男子学生は徴兵検査を受検すること、②理工系学生は、原則として卒業まで陸海軍への入隊を延期すること、③文科系の徴兵検査合格者は学生身分で1943年12月に陸海軍へ入隊することが指示される。

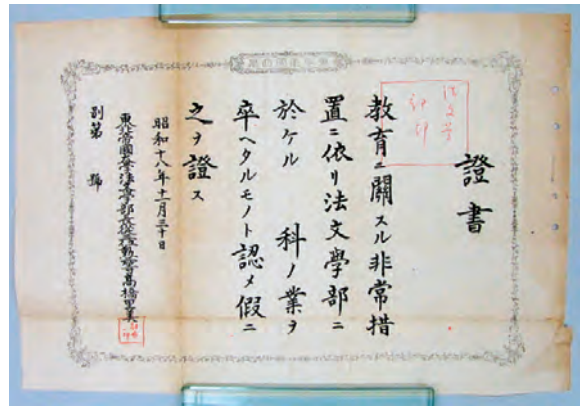
東北帝国大学の場合、幸いにして「大学高等学校臨時徴兵検査受検者数等調二関スル件」という文部省専門学務局長からの照会文書とこれに対する回答案が残され（学生/1994/4『統計報告』所収）、昭和18年12月時点での入隊者の総数を知ることができる（表3）。この文書によれば、1943年12月に東北帝国大学だけで767名の入隊者が出たことがわかる。もちろんこれは12月に新たに入隊することになった学生の数で、これ以前にすでに入隊していた学生を含めると、その数は914人になる。これは全学生の約



徴集猶予停止の通牒に際して学生の動揺を鎮めるよう指示する文部省専門学務局長の電文メモ（東北大学史料館提供）

表3 東北帝国大学の受検者と入隊者

学部	A臨時徴兵検査		B既受検・入隊者		入隊率 (A+B/学生数)		
	受検者	入隊者	受検者	入隊者	全学生 比※	日本人 男子学生 比	
理学部	180	0	113	15	4.7	4.8	
医学部	258	0	82	6	1.4	1.5	
工学部	398	0	107	29	4.7	4.8	
法文学部	合計	827	767	207	97	61.5	72.3
	法	568	525	117	69	74.1	75.2
	経済	207	195	51	24	68.4	73.2
	文	52	47	39	4	37.2	48.1
全学計	1663	767	509	147	33.1	34.3	



「学徒出陣」時に最上級生に発行された「仮卒業証書」の様式（東北大学史料館提供）

三分の一、文科系学部だけの統計としては三分の二程度にあたる。なお東北学院については同じく12月時点で143名の入隊者がいたことが判明している⁹。このほかに旧制二高や仙台高等工業学校でも入隊者がいたはずであるから、仙台全体では、おそらく1000人を越える学徒が入隊すなわち「学徒出陣」となったと思われる。

この1943年10月から11月にかけては、各地で「出陣学徒」の壮行行事が行われた。もちろん仙台も例外ではない。

出陣学徒の壮行行事といえば、1943年10月21日に神宮外苑競技場で行われた壮行式を想起される方も多いただろうが、壮行式には各学校に於いて個別に開催するものと、地区単位で合同して開催されるものがあった。東北帝国大学では、まず1943年10月8日に、片平キャンパスの東北帝国大学講堂前で「東北帝国大学出陣学徒壮行式」を開催している。東北学院の壮行式も同年10月中に行われたようであるが、東北帝大の壮行式は、学生徴集猶予停止の＝正式通知の6日後におこなわれており、これは確認できる各学校の壮行式の中で、筆者の知る限り最も早い。しかもこの時点で学生はまだ徴兵検査も受けて居らず、陸海軍への入隊はおろか、徴兵検査の合否自体明らかでない。東北帝大がなぜこんなに早い時期に壮行式をおこなったのか不明だが、想像するには、おそらく学生が徴兵検査で帰省する前に実施しようとしたのではないだろうか。東北帝大には東北各県にくわえ関東地区からも多数の学生が在学しており、彼らの事情を考慮したのではないかとおもわれる。地方都市にありながら地域外学生が多いという東北帝大ならではの事情と言えようか。

⁹ 註2前掲河西論文。

おそらくそうした徴兵検査が終了し、学生たちの合否や入隊先もほぼ固まった段階で行われたのが、11月17日から18日にかけて文部省主催でおこなわれた「東北・北関東地区学徒野外連合演習並びに出陣学徒壮行会」であった。学徒野外連合演習は、学校教練の成果を確認する演習として1940（昭和15）年以降、文部省が主催する形で地域単位で順次開催されていた。東北地区で開催されたこの年の演習にあわせて、「出陣学徒」の壮行式が実施されたのである。壮行式は18日に宮城野原の練兵場で行われた。

東北大学史料館に残されている『東北・北関東地区学徒野外連合演習並びに出陣学徒壮行会実施要項』（総務/2010/H14）によれば、この時北関東から東北にかけての9,247人の学生生徒が参加することになっていた（表4）。在仙の大学・高等専門学校からは合計1606人が参加することになっている。東北学院からの参加予定者は160人となっている（表4）。

またこの壮行式にあわせ、仙台市内ではほかにも各種の「出陣学徒」壮行行事が行われている。たとえば11月14日には在仙一般軍対全学生軍の「出陣学徒壮行闘球試合」が東北帝国大学評定河原運動場でおこなわれている（河北新報11月13、15日）。戦前に帝大・二高・東北学院などにラグビーチームが結成され対校試合が盛んに行われていたことからすれば、この「全学生軍」にも帝大のほか東北学院や二高などの選手が集まっていたと見てよからう。

また同月18日おこなわれた東京音楽学校音楽隊による音楽会は、まさに前述の野外演習にあわせて設定された、在仙学生出陣学徒の壮行行事であった。1943年11月中旬、学都仙台には北日本の多数の学徒が集まり、出陣学徒の壮行の場となっていた。

表4 昭和十八年度東北・北関東学徒野外連合演習並出陣学徒壮行式への参加予定者数（『昭和十八年度東北・北関東学徒野外連合演習並出陣学徒壮行式実施要綱』（東北大学史料館所蔵）より作成

東北帝国大学（附属医学専門部、臨時教員養成所含む）	566人（法文284、理68、工128、その他）
第二高等学校	280人
東北学院	160人
東北薬学専門学校	80人
仙台高等工業学校	430人
宮城師範学校	90人
東北(青森除く)・北関東・新潟地区の他の高等・専門・師範学校	3,935人
宮城県内中等学校男子生徒	2,689人
合計	9,247人

(4) 出陣学徒の総数と戦没者数

東北大学史料館所蔵公文書『統計報告』（学生/1994/4）所収の統計に依れば、1944年8月現在で入隊者は954人まで膨らんだ、そして同年秋には新たに徴兵年令に達した学生が大量に入隊する。東北大学史料館にはその入隊を目前に控えた学生が心境を記した手記が残されている（中村吉治文書）。これは当時東北帝国大学法文学部経済学科の教授であった中村吉治氏（1905-1986）が「経済史」授業の期末レポートとして学生に提出させたものと見られるが、学生たちの多様なながらも率直な心境が綴られ、「学徒兵」になる直前の学生たちの状況を知る上で極めて貴重な資料と言えよう。

学徒兵の入隊は、もちろんその後も1945年8月に到るまで続けられていた。東北帝国大学におけるその総数を正確に知ることはできないが、1000人を越える学生が入隊したことは間違いあるまい。一方戦没者数についても総数を把握することはできないが、在学中に死亡した学生ということに限定するならば、東北大学に遺る『学生原簿』の調査によって、1937年以降の入学者で合計80人を確認している。そのほとんどは1942年4月以降の入学者で、つまり1943年12月に学徒兵として軍隊に入った人々である。現実にはその上の学年からかなり戦没者がいるはずだが、彼らの多くは繰り上げ卒業などで大学を卒業してから入隊しているので、学生原簿などに戦死情報は残らない。こうした卒業生を含めると、戦没者は100人を優に越えるとみて間違いあるまい。戦死時期のピークは1945年に入ってからであるが、これはいうまでもなく、「学徒出陣」組が基礎訓練を経て実戦に配備され、多くの学徒兵が前線に繰り出されていく時期であった。

2. 「学徒動員」と学都仙台

(1) 集团的勤労作業

学生を学校教育から引きはがして兵士として直接戦力に充当していくのが「学徒出陣」だとすれば、学校教育の現場に残る学生たちを「教育」の名の下に学校単位で「銃後」の戦争協力を駆り立てたのが「学徒動員」である。

「学徒動員」に至る動きもまた、1937年の日中戦争開始以降段階を踏んで進んできた。国民精神総動員運動を経て1938年4月に国家総動員法が制定されると、学校教育の現場でも「時局認識」の涵養と心身鍛錬を目的とした「集団勤労作業」が課されるようになり、在仙の各学校でも実施されていく。



青葉山護国神社参道の道路工事（東北大学史料館提供）

東北帝大の勤労作業は当初学内での作業などを中心としていたようだが、次第に地域の軍関係施設や護国神社等へと集団的に動員されていった。こうした動員はもちろん県・市や軍の意向との調整の上で行われたもので、逆にいえば学徒が多数集まる「学都仙台」では、勤労奉仕の名のもとで、多数の労働力を公共的な事業に投入することが可能であった。

その象徴的な例と言えるのが、1939（昭和14）年9月に行われた護国神社（招魂社）の整備事業である。1939年4月に全国34の招魂社が護国神社として内務大臣の認定を受けたが、宮城県ではこれにあわせ、市内の学生・生徒・児童を総動員して社地の拡張と参道整備の土木工事をおこなった。動員は小中学校から始められ、8月23日からは東北学院高等学部学生250名の学生が神社から八木山橋に至る通路改修工事に従事し、その後順に仙台高等工業学校、（旧制）第二高等学校、東北帝大と学校単位で数日間の動員を実施したという（『河北新報』）。

この勤労作業については『東北学院時報』第145号（1939年10月）にも詳細が記され、「坂の中腹より招魂社の裏を迂回して八木山橋に到る新自動車道開設工事の一部分担で、先づ軍人奉仕隊が伐木しその後を承けて大小二百余の伐り株を掘起こし、埋戻し、地均しする」作業であったと記されている。上掲の写真は東北帝国大学医学部の卒業アルバムに掲載された勤労作業の写真だが、写真奥手に八木山橋（1965年に掛け替えられる以前の旧橋）が見えており、おそらく東北学院の作業部分の延長で同様の作業を行っていると見てよからう。「学都」の学徒たちがこぞって護国神社という戦争にかかる慰霊施設とその周辺の整備開発に動員されているという状況は、「学都」であることを活用した「軍都」のモニュメント整備、ということができようか。

（2）学校報国隊

こうした集団的勤労作業の実績を踏まえつつ、1940年に入ると、戦争の長期化をふまえた「新体制」編成の流れの中で、学友会・校友会などの学内団体は修練組織としての「学校報国団」へと再編されていった。東北帝国大学でも1938年に発足した「東北帝国大学銃後会」と従来から存在する学友会や学生団体を再編した東北帝国大学報国会が結成され、二高では校友会の尚志会が「護国尚志会」に再編された。さらに同年8月には学生の訓練・動員のための「隊組織」として「東北帝国大学報国隊」が発足する。東北学院でもこの動向は全く同じで、同様に「報国団」や「東北学院報国隊」が発足し、勤労作業などに動員されている。

この各学校の「報国隊」は、形式上、文部省に置かれた「本部」、主要都市に置かれた「地方部」の傘下に置かれていた（「学校報国隊本部及び地方規程」）。地方部は全国10地方におかれて当該地方部所在の大学総長・学長が部長を務めることとなっており、仙台の「地方部」は東北帝国大学総長（熊谷岱蔵）が就任した。

勤労働員の実働部隊である各学校の「報国隊」に比べ、この「地方部」がどのように機能したのかは、実はよくわからない。仙台地方部の活動を垣間見させてくれる唯一の事例が、1944年3月に結成された「仙台地方特別挺身隊」である。『河北新報』の記事（1944年3月16日）によれば、この組織には東北帝大・東北帝大附属医学専門部・二高・仙台高等工業・東北学院高等学部の5校が参加し、敵機来襲の場合に防空補助員として市内で活動する予定だという。3月15日の結隊式では丸山宮城県知事、加藤警察部長ほか関係官が出席し、加藤警察部長の命課布達ののち熊谷地方部長（東北帝大総長）と丸山知事の訓示が行われたという。熊谷東北帝大総長の訓示は学校報国隊仙台地方部長としての訓示であり、県警察部長による命課布達は地域防空補助要員としての学生への期待を述べたものであろう。こうした学生の部隊が地域の中でどれほど役割を果たし得かは疑問だが、「学都仙台」ならではの組織であった。

（3）通年勤労働員と「学徒隊」

1944年2月に閣議決定された「決戦非常措置要綱」は、「勤労即教育」という視点を明確にすることによって学徒の通年動員に道を開いたもので、以後同年5、6月頃から、長期にわたる軍需工場等への動員が開始されていく。

在仙諸学校の通年動員先は、学校によっても違っ

たが、東北帝国大学では6月頃から、最初は上級生を中心にして動員がおこなわれた。東北帝大の場合、理工系学部の上級生は各自の専門分野に応じ数名単位で全国各地の工場や軍事研究機関に動員されたが、文科系学部の学生は、学年単位で集団的に動員される。最初に動員先とされたのは仙台市原町の陸軍造兵廠（陸軍東京第一造兵廠仙台製造所）だが、ここには東北学院はじめ在仙諸学校の学徒も動員されていた。同様に海軍火薬廠（船岡）へは二高・東北薬専と県南の中学・高女の生徒が動員されていた。学徒は学校の枠組みを超えて各職場での役割を担い、逆にそうした中で、いかにして「学徒」でありつづけるか、ということが、学生たちを悩ませることになる。

1945（昭和20）年3月に「決戦教育措置要綱」が出されると、国民学校初等科を除くすべての学校の授業が原則として停止され、5月の「戦時教育令」では生産・防衛の訓練組織として、「学徒隊」の編成が命じられる。これは本土決戦での学徒戦闘部隊で、①基本は学校単位の組織ではあるが、②同一職場に動員中の学徒を束ねる「連合」的組織を作ることが想定されている。学徒たちは実質的には学校を離れ毎日それぞれの職場に通勤する生活であり、②のような職場単位の組織をつくるのは、自然の発想であろう。また地域によっては、同一地域内に動員されている学徒たちを軍が中心となって広域的に束ねる独自の「学徒隊」を結成しようという動きもあった¹⁰。そうした中で、動員の単位としての学校という枠組みを死守するのは、勤労働員をあくまで「学校教育」の一環と位置づけ続けることで学校そのものの存続を図るためでもあった。

3. 学都の復興と学生

(1) 学生生活の再建と在外同胞救出仙台学生同盟

1945年8月14日のポツダム宣言受諾、翌日のその公表を経て、動員中の学生は帰郷し、入隊中の学生たちも兵役を解かれて帰国・帰郷する。学都仙台から各地に動員された多くの人々が、かつての学生生活を取り戻すことを希望したのであろう。しかし入隊中に自動的に「卒業」を強いられた者はもちろん、戦争終結時に学籍を保持していた者であっても、学業への復帰は必ずしも容易ではなかった。

¹⁰ 徳竹剛「通年動員体制下における学徒勤労働員-東北帝国大学伊勢崎隊-」(『東北大学史料館紀要』第2号、2007年)。

表5 在外同胞救出仙台学生同盟 在籍校別人数

東北大学	工学部	56
	理学部	20
	医学部	80
	法文学部	51
	医学専門部	62
	教養部	11
第二高等学校		59
仙台工業専門学校		62
宮城師範学校		17
東北学院専門学校		31
東北薬学専門学校		17
宮城県女子専門学校		35
宮城学院女子専門学校		76
尚綱女学院専攻科		17
常磐木学園		40
その他		6

『在外同胞救出仙台学生同盟史』より作成



「同盟」の看板（上）と腕章（東北大学史料館提供）

1945年7月に大規模な空襲を受けた仙台でもこの問題は深刻であった。東北大学史料館所蔵の小西保文書の中には、動員解除や復員した学生から、当時の学生主事であった職員にあてて、仙台の住宅事情や治安状況を尋ねる書簡をみることができる。多くの学生が同時に「学都」への帰還と不安を覚え、中には様々な事情で学業への復帰をあきらめざるを得なかった者もいた。

劣悪な環境の中で、学業への復帰、学生生活の再建に動いたのは、学生たち自身であった。全国的な動向でもあるが、1945（昭和20）年秋から46年春頃にかけて、仙台においても学生生活の互助組織が誕生していく。東北大学では「読書組合」や「戦災学生救護組合」といった組織が自生的につくられ、県庁等との交渉を通じて学生たちの必要物資を確保した。

そうした中で、1946年春、「在外父兄救出仙台学生同盟」なる組織が発足した。外地に父兄を残す学生生徒の互助組織として発足したこの団体は、やがて引き揚げ者一般に対する仙台駅前での迎接、住居その他の生活にかかる相談などを行い、また印刷事業などを起こして困窮学生へのアルバイトとし、経済的支援をおこなった。

この組織の最大の特色は、「学都仙台」に所在する多数の学校の学生生徒が参加し活動した点である。参加した学生は11校以上、合計640名にわたった（表5）。本部を設置した東北大学からは280名が参加したが、東北学院からも31名が参加している。同盟がまとめた『在外同胞救出仙台学生同盟史』には参加者の名簿も掲載され、回想録も豊富に掲載されている。東北大学史料館は2014年に、この『同盟史』を含め、「同盟」に参加したかつての学生たちが大切にしてきた資料を受け入れ、2016年4月から一般公開を開始した。学校の枠組みを超えた連携によって「学都」の復興を担っていた当時の学生たちの声を伝える、極めて貴重な資料と言うことができよう。

(2) 学都仙台の学生文化復興

このような学校の枠組みを超えた学生たちの連携は、学生文化の復興とも連動していた。

1946年6月、東北帝国大学演劇部による「アルト・ハイデルベルク」が片平の東北帝大中央講堂で上演されたが、実はこれは前述の「在外同胞救出仙台学生同盟」の活動資金を確保するための公演であった。これをきっかけに各学校の演劇部が競い合う形で学生演劇界が活況を呈していく。東北学院演劇部も1947年3月に東北大学片平キャンパスの中央講堂で「太陽の子」、同年7月には土樋キャンパスの礼拝堂で有島武郎の「聖餐」を上演し、この活況の中に加わっていった。そうしたなかで、1947年5月、「仙台学生演劇連盟」が発足する。

学生新聞の復刊もまた、学校の枠組みを超えた形でおこなわれた。1946年6月5日に発刊した『東北学生新聞』は、資材不足の中での新聞用紙割当制限

という事情もあり、仙台地区、さらには東北地区全体の合同の学生新聞、という建前で発刊された。もちろん編集の中心を担ったのは東北帝国大学の学生たちであるが、他校の学生生徒もメンバーに加わっていたようで、発行部数は1万5千部にのぼったという。東北学院の記事は、それほど多いとは言えないものの時折紙面に見ることはできる。1947年12月にはおそらくそうした共同事業を下敷きにしたのであろう、「仙台学生新聞連盟」なる組織が発足している。『東北学生新聞』の記事によれば、その他にも、文化系団体を中心とした仙台地区の学生連盟がいくつか確認できる。

ところで、このような学校横断的な学生の連携は、どのようにして生まれてきたのだろうか。もちろん、そうした学生たちのネットワークは戦前期にも存在したであろう。あるいは戦中期における「学徒動員」で集められた複数の学校の学生たちの間になんらかの交流が育ち、それが戦後に活かされた、ということもあるかもしれない。しかし、戦後の学生生活再建において個別大学・個別学校での対応に限界があり、学校を飛び出した広範な連携によって行政当局等との直接折衝などを行う必要性が、こうしたネットワークをより明確な形で生み出す原動力になったのだろう。前述した在外同胞救出仙台学生同盟などは県や市当局との様々な折衝を踏まえて実施されたし、その他必要物資の確保等においてもそうした枠組みが効果的だったことは想像に難くない。「学校史」の陰にかくれたこうした学生のネットワークを発掘することは、「学都」の実像を考えるひとつの課題でもある。

おわりに

大学の歴史を考えるうえで、意外に集めるのが難しいのが、学生たちの動向に関する史料である。大学組織そのものの経営・運営にかかる情報が公文書・経営文書として残りやすいのに比べ、学生たちの主体的な活動にかかる史料の収集は、結構難しい。それは、組織運営にかかわる事務機構と別に多数の自律的な教員・学生による組織を抱える大学という組織の構造的な特色ともいえる¹¹。戦時下における学生の動向についても同様である。もちろん、本稿でも述べてきたように大学に残されている種々の事

¹¹ 拙稿「大学アーカイヴズ資料論」（全国大学史料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』京都大学学術出版会、2005年）。

務文書もきわめて重要な情報を提供してくれるが、同時にこうした学生たちの主体的な活動を跡付ける多様な資料、とりわけ前記の「同盟」のような学校の枠組みを超えるような学生の活動にも十分に目をむけて、その受け皿として役割を発揮していくことが必要だろう。

「学都仙台」の戦争体験を伝える、という面でも、もちろん同じである。東北大学でも東北学院でも、それぞれの大学にかかわる記録、さらには双方の大学にかかわる記録を、市民とともに共有できる状況を構築していくことが重要であると思う。それは「学都仙台」を構成する両大学が、地域社会の中で担っている責務ともいえるのではないだろうか。その意味で、両大学の「戦争体験」をテーマにした今回の連携企画が、今後も繰り返し積み重ねられていくことを期待したい。

永田 英明プロフィール NAGATA, Hideaki

1965（昭和40）年生まれ。東北大学大学院文学研究科博士後期課程修了。博士（文学）。専門は日本古代史。
東北大学学術資源研究公開センター（史料館）准教授などを経て、平成29年4月より東北学院大学文学部歴史学科教授。

大学アーカイブズにみる戦前・戦時期の記録 —東京大学史史料室と学徒動員・学徒出陣に関する調査—

東北大学史料館准教授

加藤 諭

はじめに

本稿では、国立大学における本格的な学徒動員・学徒出陣に関する調査を1990年代に開始した東京大学を事例として、当該調査を担った東京大学史史料室の活動実態を分析するとともに、調査活動を行った1990年代半ばから2000年代初頭の時期において、学徒動員・学徒出陣に関する調査が大学史史料室の運営に如何なる影響を与えたのか、当該期の国立大学アーカイブズの活動と大学史調査プロジェクトとの関係を解明するものである。

大学における本格的な学徒動員・学徒出陣に関する調査は、1980年代以降、各大学において行われるようになる。私立大学では早稲田大学が、大学史編集所による早稲田大学戦争犠牲者調査を通じて、1903（明治36）年から1945（昭和20）年までの戦没者を算出、校友会所蔵の校友カードの分析に基づく当該調査が1986（昭和61）年に公表された¹。1990年代に入ると、明治大学や立命館大学、青山学院大学、日本大学、慶應義塾大学などでも学徒出陣や戦没者調査が開始されるようになる²。1993（平成5）年は学徒出陣から50年を迎えた時期に当たり、1993年12月には272の私立大学総長・学長の賛同のもと、「学徒出陣50年にあたって—私立大学総長・学長の共同声明—」が発表されるなど、私立大学を中心に学徒出陣の検証の機運が盛り上がっていたことも背景にあった³。この流れは2000年代以降にも続き、大谷大学や立教大学などでも調査が行われている⁴。日本における学徒動員・学徒出陣に関する調査は、私立大学の動きが先導的であったといえる。

一方、国立大学においても1994（平成6）年以降、東京大学が学徒動員・学徒出陣に関する調査を行い、1998（平成10）年には『東京大学の学徒動員・学徒出陣』が刊行された⁵。東京大学における調査以前にも、福島大学では1985（昭和60）年、信陵同窓会により戦没学生の調査が行われ⁶、1999（平成11）年から一橋大学でも同窓会組織である如水会を中心に戦没学友名簿の作成が開始されている⁷。もっとも、これらは大学そのものというよりは同窓会組織

による動きであり、総長のもとでの学内プロジェクト、という形式をとった東京大学とは位置づけはやや異なる。その意味において東京大学の事例は、国立大学としては初めての本格的な調査であったといえることができる。またこのとき東京大学史史料室が調査を担ったことから、2000年代以降の京都大学、東北大学、九州大学、神戸大学など、国立大学アーカイブズによる学徒動員・学徒出陣に関する調査の先行事例となっていく⁸。

¹ 川口浩「早稲田大学戦争犠牲者調査について」（『早稲田大学史紀要』第18号、1986年）。

² 明治大学百年史編纂委員会編『明治大学百年史』第4巻 通史編Ⅱ、1994年。「特集 明大生たちの太平洋戦争2」（『明治大学史紀要』第13号、1995年）。西川賢「立命館大学関係の「学徒出陣」者数調査」（『立命館百年史紀要』第2号、1994年）。青山学院大学プロジェクト95編『青山学院と出陣学徒—戦後50年の反省と軌跡—』1995年。小松修「日本大学における学徒出陣と戦没者」（『日本大学史紀要』第2号、1996年）。慶應義塾大学経済学部白井ゼミナール『共同研究 太平洋戦争と慶應義塾』慶應義塾大学出版会、1999年。

³ 「学徒出陣50年にあたって—私立大学総長・学長の共同声明—」（『立命館百年史紀要』第2号、1994年、90～98頁）。

⁴ 大谷大学真宗総合研究所編『大谷大学百年史 資料編別冊 戦時体験集—「学徒出陣」・「勤労動員」の記録—』2004年。老川慶喜・前田一男編『ミッション・スクールと戦争—立教学院のディレンマ—』東信堂、2008年。明治大学史資料センター編『戦争と明治大学—明治大学の学徒出陣・学徒勤労動員』明治大学、2010年。

⁵ 東京大学史史料室編『東京大学の学徒動員・学徒出陣』東京大学、東京大学出版会、1998年。

⁶ 「学徒動員・学徒出陣に関する調査報告（1）（1993.11-1994.3）」1994年4月21日『東京大学史料の保存に関する委員会 平成6年4月～（第36回～第40回）』（S0104/0005）、東京大学文書館所蔵（以下注にあげる委員会資料については東京大学文書館所蔵）

⁷ <http://jin.josuiikai.net/nendokai/dec-club/kaiko/senbotul.htm>

⁸ 京都大学大学文書館編『京都大学における「学徒出陣」調査研究報告書』第1巻、第2巻、2006年。永田英明「東北帝国大学における「学徒出陣」」（『東北大学史料館紀要』第2号、2007年）。折田悦郎「「戦後70年」と大学史資料—九州帝国大学の学徒出陣—」（2015年度全国大学史資料協議会全国研究会）。平成27年度神戸大学史・特別展「戦時下の神戸大学—戦後70年記念—」2015年10月26日～11月6日において、前身校である神戸商業大と姫路高校について学徒出陣の状況を調査（神戸大学附属図書館大学文書史料室による）。

2010年代においても、2013年より慶應義塾福澤研究センターでは「慶應義塾と戦争」アーカイブ・プロジェクトが開始され、戦後70年に前後して、東北学院大学、専修大学、中央大学、法政大学等でも史料発掘や調査が行われ、実証的な研究も深化している⁹。しかし、こうした先行研究は文字通り、学徒動員・学徒出陣そのものの実態調査であって、その担い手である年史編纂組織や大学アーカイブズの活動との関係に着目した分析は十分行われてこなかった。加藤諭が明らかにしているように、東京大学史史料室が学徒動員・学徒出陣に関する調査を開始した時期は、大学史史料室の状況としては、概算要求による単独でのセンター化構想が行き詰まりをみせ、大学史史料室の在り方が問われている時期でもあった¹⁰。大学史史料室の活動にとって、当該調査がどのような意味を持つものであったのかを解明することは、1990年代における国立大学の大学アーカイブズの活動を歴史的に位置づける上で、重要な作業であるといえよう。本稿では、東京大学史史料室の運営を審議する全学委員会であった「東京大学史料の保存に関する委員会」の資料を用いて、吉川弘之総長への最終報告以降も、大学史史料室において学徒動員・学徒出陣の調査が継続されていた状況を明らかにし、当該調査が大学史史料室にとって不可欠な活動となっていった過程を抽出したい。

1、吉川総長期の大学史史料室による学徒動員・学徒出陣に関する調査

東京大学史史料室において、学徒動員・学徒出陣関係の調査が開始されたのは、1993年（平成5）11月吉川弘之総長が、大学史史料室長である高橋進法政治学研究科教授に調査を依頼したことを嚆矢とする¹¹。大学史史料室の運営に関する実質的な審議の場であった全学委員会、東京大学史料の保存に関する委員会（以下、保存に関する委員会）において同年12月16日、高橋は委員長の立場として¹²、「総長から、史料室に対して学徒動員・出陣に関する調査が出来るかどうかとの打診があり、種々検討の結果、基本的に引き受けることとした。総長からは、1995年8月15日までは調査報告をまとめてほしいとの要望である。今年度は取りあえず、予備調査を行いたいと考えている。今後は各部局の資料を閲覧しなければならないことも多くなると思うので各委員のご協力をお願いしたい¹³」と説明している。

この保存に関する委員会では、同年11月1日付けで中野実が教育学部助手（文部事務官庶務部庶務課

併任）として採用され、史料室室員になったことが合わせて報告されている。大学史史料室においては1989年4月以降1993年10月までの時期、室員として専任の教官は配置されておらず¹⁴、室員に配置されていたのは本部庶務部の事務官1名という状況にあった。中野は着任とほぼ同時に、学徒動員・学徒出陣関係の調査に取り組むことになったのである。

翌1994年2月23日に開催された第35回保存に関する委員会では、調査は政策分析と実態分析を進める方針が打ち出され、政策分析では、文献調査（既存の制度史関係の史料集、先行研究書などから関連事項の収集と整理、既刊の大学沿革史誌類からの情報整理）と年表作成を行うこと。実態分析では（1）戦没者入力フォーマットの作成、（2）法学部所蔵「兵休名簿¹⁵」の入力準備、（3）旧制高等学校同窓会のネットワーク作り、（4）既存の名簿類から東大関係者の抽出、を行うことが提示され、この調査のた

⁹ 河西晃祐「東北学院に残された学徒出陣史料について」（『東北学院資料室』第13号、2014年）。星洋和「『復元文書類』と『主務省関連書類』について—学徒出陣関連資料を中心に—」（『東北学院資料室』第13号、2014年）。吉葉恭行『戦時下の帝国大学における研究体制の形成過程：科学技術動員と大学院特別研究生制度 東北帝国大学を事例として』東北大学出版会、2015年。専修大学編『専修大学と学徒出陣（専修大学史資料集 第7巻）』専修大学出版局、2015年。都倉武之「『慶應義塾と戦争』を巡る資料と研究」（2015年度全国大学史資料協議会全国研究会）。折田悦郎「『戦後70年』と大学史資料—九州帝国大学の学徒出陣—」（2015年度全国大学史資料協議会全国研究会）。法政大学史委員会、法政大学史センター『学び舎から戦場へ—学徒出陣70年 法政大学の取り組み—記念展示会・公開シンポジウム 図録』法政大学、2015年。奥平晋「【調査中間報告】中央大学所蔵「学徒出陣」関係資料を巡って」（『中央大学史紀要』第20号、2016年）。加藤諭「戦前・戦時における東京帝国大学の安田講堂利用と式典催事」（『東京大学史紀要』第34号、2016年）。永田英明・曾根原理・小幡圭祐「展示記録 東北大生の戦争体験」（『東北大学史料館紀要』第11号、2016年）。その他、各大学の資料公開や研究動向に関しては、西山伸「戦時体制」（『野間教育研究所紀要第53集 学校沿革の研究1 大学編』2013年）。

¹⁰ 加藤諭「東京大学における百年史編纂後のアーカイブズ構想と展開過程」（『東京大学文書館紀要』第36号、2018年）。

¹¹ 東京大学広報委員会『学内広報』第1072号、1996年、4頁。

¹² 東京大学史料の保存に関する委員会の委員長は東京大学史史料室長が務めることになっていた。

¹³ 「第34回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」1993年12月16日『東京大学史料の保存に関する委員会 第4綴（第28回～第35回）』（S0104/0004）。

¹⁴ 「第15回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」1989年3月13日『東京大学史料の保存に関する委員会 第2綴（第9回～第18回）』（S0104/0002）。

¹⁵ 戦後に在籍した応召者の名簿で、1945年以前に戦没が届け出られた学生の記載が無い公文書。

め1994年1月から大学史料室ではアルバイト2名を雇用することとした¹⁶。

またこの間、1993（平成5）年11月22日に東京大学駒場祭で開催された永富博道氏による「元学徒兵の語る戦争体験」、11月26日に神奈川大学で開催された田中正俊氏による「戦後一生活のなかで戦争を考える」に参加している。11月の講演は、いずれも学徒出陣50周年の講演会であった。1993年は学徒出陣50周年にあたり、各種企画への参加を通じて、調査初動の手掛かりにしていたことが分かる¹⁷。その後、1994年1月から3月までに福島大学、旧制三高同窓会、立命館大学国際平和ミュージアムを訪問しヒアリングが行われた。福島大学では1985年に信陵同窓会（福島高等商業学校の同窓会）が中心となって戦没学生の調査が行われており、当該期における数少ない国立大学における先行事例であった。ここでは、同窓会の組織に協力依頼することが最も確かな情報を入手する方法であること、旧制の専門学校を引き継いだ福島大学にも戦没学生関係の資料がないことなどの知見が得られている。また旧制三高同窓会では、個人の就学状況あるいは戦没などを記したデータはないものの、毎年同窓会名簿を追うことで、学生の進学先は判明することなどの手掛かりを得ている。立命館大学のヒアリングは主として1993年に開催された学徒出陣50周年の展示会に関するものであったが、資料収集の在り方について意見交換を行っている¹⁸。こうしたヒアリングを通じて、大学史料室では、「旧制高等学校の同窓会から調査を先行したほうがよいとの結論に達し¹⁹」、1993年12月武蔵高等学校同窓会に名簿の寄贈について照会したのを皮切りに、1994年に入り旧制高等学校記念館の訪問、旧制高等学校同窓会等にあて名簿類の寄贈願を発送するなど、聞き取りと名簿類の収集が開始された。このほか、旧陸海軍の名簿類、『わだつみのこえ』をはじめとして刊行されている一般図書からも学生情報の抽出が試行された。

表1、東京大学の学徒動員・学徒出陣に関する調査推移（1993年下半年～1994年上半年期）

	月日	内容
1993年 下半年期	11月22日	駒場祭で開催された学徒出陣50周年の講演会参加。題目「元学徒兵の語る戦争体験」（永富博道氏）
	11月25日	「海軍技術戦記」「軍艦総長平賀謙」の執筆者、内藤初穂氏を訪問
	11月26日	神奈川大学へ学徒出陣50周年の講演会参加。題目「戦後一生活のなかで戦争を考える」（田中正俊氏）
	12月16日	高橋室長、法学部所蔵の「兵体名簿」等の史料を持参
	12月22日	武蔵高等学校同窓会に名簿の寄贈について照会
1994年 上半年期	1月21日	福島大学出張 同窓会戦没学生調査の概要について聞き取り
	2月8日	「学徒出陣50周年にあたって一私立大学総長・学長の共同声明」を入手

2月9日	三高同窓会に連絡
2月12日	旧制高等学校記念館を訪問
2月21日	旧制高等学校同窓会等にあて名簿類の寄贈願を発送(37件)
3月3日	京都大学に出張調査
3月4日	三高同窓会に出張調査
3月5日	立命館大学に出張調査
5月12日	海上自衛隊第一術科学校へ照会、旧海軍江田島兵学校(現在、参考館)について
5月16日	総長に昨年度の下半期調査状況報告
5月17日	保存に関する委員会委員に対して学部学科の名簿などについて照会
6月8日	各学部長に対して史料調査について依頼開始(史料室覚書を作成)
6月20日	医学部を調査
6月21日	経済学部を調査
6月30日	理学部を調査
7月4日	農学部、工学部を調査
7月5日	薬学部を調査
7月6日	文学部を調査
7月12日	旧制第一高等学校同窓会を訪問(高橋室長とともに)
7月14日	東京外国語大学を調査
8月12日	旧制高等学校同窓会へ再度の照会
8月22日	旧制第一高等学校同窓会常任理事に対して照会
8月23日	中間報告のための打合せ会開催

出典：「学徒動員・学徒出陣調査報告（1）」『東京大学史料の保存に関する委員会 第4綴（第28回～第35回）』、「学徒動員・学徒出陣調査報告（2）（1994.4-1994.9）」『東京大学史料の保存に関する委員会 平成6年4月～（第36回～第40回）』、東京大学文書館所蔵

※調査報告は東京大学史料室の中野実室員による

旧制高等学校同窓会を通じた名簿類の収集を先行した背景には、1994年4月21日に開催された第36回保存に関する委員会で「学内に学徒動員、学徒出陣関係の資料、とくに簿冊の形式をとったものは学内には保存されいない（ママ）。この点については旧職員にヒヤリングを行い確認した²⁰」と報告されているように、学内公文書に調査すべき文書が残されていない、と思われていたことによる。

¹⁶ 「第35回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」1994年2月23日『東京大学史料の保存に関する委員会 第4綴（第28回～第35回）』（S0104/0004）。

¹⁷ 「学徒動員・学徒出陣調査報告（1）」1994年2月23日『東京大学史料の保存に関する委員会 第4綴（第28回～第35回）』（S0104/0004）。1994年2月8日付で大学史料室では「学徒出陣50周年にあたって一私立大学総長・学長の共同声明」を入手している。

¹⁸ 「学徒動員・学徒出陣に関する調査報告（1）（1993.11-1994.3）」1994年4月21日『東京大学史料の保存に関する委員会 平成6年4月～（第36回～第40回）』（S0104/0005）。

¹⁹ 「第35回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨」1994年2月23日『東京大学史料の保存に関する委員会 第4綴（第28回～第35回）』（S0104/0004）。

²⁰ 前掲「学徒動員・学徒出陣に関する調査報告（1）（1993.11-1994.3）」。

しかし1994（平成6）年度に入り、5月16日の吉川総長への昨年度作業状況報告、5月17日保存に関する委員会委員に対する、学部学科の名簿などについての照会、6月8日の各学部長に対する史料調査依頼を経て、6月20日以降各学部の事務局の協力のもと所蔵公文書の閲覧・借用による調査が開始されると、各学部所蔵の学籍簿類が活用可能であることが判明するようになる。もっとも学部ごと簿冊の残存状況は、法学部『兵休名簿』、医学部『在籍証書』、工学部『学生進退関係』、文学部『入学者名簿』、『戦没者名簿』、理学部『学生履歴簿』『理学部会氏名録』、農学部『学生生徒名簿』、経済学部『戦没者在学証明書』など様々であり、その所収内容も、在籍出陣者のみ判明する文書であったり、在籍戦没者のみ判明するものであったりと、抽出できる情報にも偏差があった。

表2、1994年度上半期における東京大学内公文書調査状況

学部	在籍戦没者	その他の調査 (卒業生など)	在籍出陣者
法	『兵休名簿』 戦後在籍のみ		
医	『在学証書』等 1926-45入学医学科		
工	『学生進退関係』 1939-45		『学生進退関係』 1939-45
文	『入学者名簿』 1927-1945		
文	『戦没者名簿』 1943.4現在		
理	『学生履歴簿』 1936-1945/院含む	『理学部会氏名録』 ~1944年度	『学生履歴簿』 1936-1945/院含む
農	『学生生徒名簿』 1940-1945		『学生生徒名簿』 1926-1938
経	『戦没者在学証明書』 1942-45		

出典：『東京大学史料の保存に関する委員会 平成6年4月～（第36回～第40回）』、東京大学文書館所蔵

一方、先行して進んでいた旧制高校ならびに帝国大学予科の同窓会を通じた名簿類の収集は、1994年度上半期までに32同窓会から提供があり、うち15校分について当該調査に有効なデータが抽出できることが判明、加えて応召後について海軍関係を中心に、戦友会名簿や遺稿集からもデータが集積可能であることが判明する。

1994年9月27日に開催された第37回保存に関する委員会では、中間報告として、上記調査史料の一次入力作業と1127名のデータが入力済みであること、政策分析に関しては学徒動員・学徒出陣に関する年表の作業進捗状況が報告された²¹。また同窓会の名簿などを出典とする出身高校のデータ、各学部所蔵の東京大学の公文書によるデータ、戦友会・各種の回想録などによる応召後のデータの3つの領域のデータベース化を同時に進め、それらを照合して同一人物規定を行い、最終的に学部学籍簿と突き合せ

を行うという、戦没者確定のための作業方針が確認された²²。

この1994年度上半期中間報告は、同年10月20日吉川総長に報告され、10月25日に学部長会議においても経過説明がなされている²³。その後1994年度下半期においては、1994年12月15日に開催された第38回保存に関する委員会において、引き続き戦没学生について旧制高校を主に調査が進めているとの状況説明がなされた。旧制高校同窓会ルートの調査においては、依頼していた同窓会組織のうち八高・山形・姫路は不明、富山、松江は回答が届かないなど情報が取れないケースがある一方²⁴、旧制一高関係については同窓会の理事会から各期の幹事に調査への全面的な協力要請がなされ、順調に調査が進んでいるケースも報告されており、1994年度中に上記5校の同窓会を除いては何らかの回答が得られることとなった²⁵。学内史料では下半期は第二次調査として、文学部で在学者名簿を調査するとともに、次いで経済学部と法学部についても調査が進められ、評議会記録、大学史史料室所蔵の文部省往復、官庁往復、内田祥三元総長の文書から関連事項を入力しデータベース化されていった。

1995（平成7）年4月17日開催の第39回保存に関する委員会では、学徒動員・学徒出陣に関する報告書案の構成として、学徒動員調査、学徒出陣調査、戦没者調査の各報告、別冊として動員・出陣年表、戦没者名簿、購入および収集図書文献を付す体裁が提示されている²⁶。このうち戦没者調査の対象については、「調査当初は戦没学生と称していたが、医学部卒の戦没者なども対象にしているため、東京大

²¹ 「第37回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」1994年9月27日『東京大学史料の保存に関する委員会 平成6年4月～（第36回～第40回）』（S0104/0005）。

²² 「説明参考資料 戦没者名簿および出陣者数調査の作業」1994年9月27日『東京大学史料の保存に関する委員会 平成6年4月～（第36回～第40回）』（S0104/0005）。

²³ 「第38回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」1994年12月15日『東京大学史料の保存に関する委員会 平成6年4月～（第36回～第40回）』（S0104/0005）。

²⁴ 「第39回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」1995年4月19日『東京大学史料の保存に関する委員会 平成6年4月～（第36回～第40回）』（S0104/0005）。当初学習院と広島島の回答はなかったが、1995年4月時までには回答有り。

²⁵ 前掲「第39回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」。

²⁶ 「1995年（平成7）4月17日保存委員会配布資料 学徒動員・学徒出陣に関する報告書案」1995年4月19日『東京大学史料の保存に関する委員会 平成6年4月～（第36回～第40回）』（S0104/0005）。

学関係戦没者とする²⁷」という括りで位置づけられた。この時点で、戦没者については1606名のデータが集計されており、この集計に基づき戦没者総数は最大値で3500名、最小値で2400名程度との予想が報告された。そして今後の調査として、更に医学部の同窓組織である鉄門倶楽部、経済学部の同窓組織である経友会にも調査対象を広げること、また年表等に係る政策分析のうち学徒出陣については、1994（平成6）年秋の総長への中間報告時点ではほぼ終了、学徒動員については、帝国大学新聞と内田文書から調査を進めることが合わせて報告された。

その後1995年4月以降、戦没者作業の中心となったのは、学徒動員調査、学徒出陣調査、戦没者調査の継続であり、1994年度中より判明人数が増え、1708名のデータが確定するとともに、学部学科名の照合も進められた。また卒業生と在学生の入学年度別の戦没者数の分析が行われ、1942（昭和17）年入学者の戦没者数が一番多いことが判明することになる。1994年（平成6）秋の総長への中間報告では、学徒出陣に関してのみであった年表についても、学徒動員と合わせた形にするべく、動員先の延日数や動員数なども一覧にするためのデータ処理も行われた。これらの進捗状況については、1995年10月1日開催の第40回保存に関する委員会で報告され、11月にも総長に最終報告をあげる予定であることが、中野実室員より報告された²⁸。最終報告の構成は4月段階から変更はなかったが、資料としては年表や戦没者名簿等に留め、学徒動員・学徒出陣関係の一次史料の復刻収録は見送られることとなった。

一方、最終報告までに網羅的に情報が集約されたわけではなかった。保存に関する委員会委員長を務めていた高橋進からは「前回の中間報告において、戦没者の推定数は2800から3000人くらいではないかと報告したが、現在は1708名分しか確定できなかったため、今後、今回の名簿に含まれなかった該当者がでてくる可能性がある。また、「分析」では学部別の人数も出す予定だが、医学部は名簿、卒業生組織などを完備していたこともあり、戦没者数が抜きん出て多くなっている等、各学部でばらつきがある²⁹」との説明がなされている。

戦没者人数についての最終報告では、起点を1926年からとしていたが、委員会席上、田中学農学部教授からこのことについて質問がなされた。中野実室員からは「広い意味での学徒動員・学徒出陣による戦没者調査とした。たとえば、医学部の場合は卒業後、医師として動員され、戦地に赴くのであり、い

わゆる「学徒」ではない。今回はこのような東京帝大卒業生も対象とした。さらに東大における戦没者調査は最後になるかもしれないと考えて、範囲を広げ1926年（昭和元年）から行った。報告書には、実質的な学徒出陣は昭和18年以降である旨の注釈をつける予定である」と回答、大学史史料室が実質的な調査とは別にプロジェクトの枠を広げて当たっていたことが分かる。

最終報告書を提出した後については、戦没者データについては個人別にカードを作成、学徒動員に関するデータについては、動員先別などに整理しファイル化することとしていたが、回顧録等の資料も継続的に収集し、データを増補していく考えが委員に説明がなされた。一方、個人のデータを遺族に連絡し確認をするかどうか、他大学では学徒動員・学徒出陣に関する「記念碑」等の作成が行われている事例もあるが、そうした行事を東京大学で行うかどうかの検討、「学徒」に収斂していた本調査の趣旨もあり取り組むことが出来なかった教職員の状況等については今後の課題であることも説明がなされた。

この方向性は1996（平成8）年2月23日に開催された第41回保存に関する委員会でも確認された。第41回保存に関する委員会では「史料室の今後の作業課題－学徒動員・学徒出陣にかかわって³⁰」が資料として提出されている。ここでは前年第40回保存に関する委員会で課題に挙げた事項をより拡大し、今後の作業を進めていく必要性が以下の通り列記されている。

「戦没者関係

- 1) 教職員の戦没調査：これまでは学生生徒を中心してきたが（ママ）、在職中に応召して戦没した教職員も少なくない。人事課の記録を悉皆調査をする必要がある。
- 2) 旧植民地学生戦没調査：旧植民地の学生生徒は母国から出陣していったため、戦後の混乱と国交断絶などにより、消息は不明な場合が多

²⁷ 前掲「第39回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」。

²⁸ 「第40回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」1995年10月11日『東京大学史料の保存に関する委員会 平成8年度（第41回～第43回）』（S0104/0006）。

²⁹ 前掲「第40回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」。

³⁰ 「史料室の今後の作業課題－学徒動員・学徒出陣にかかわって」1996年2月23日『東京大学史料の保存に関する委員会 平成8年度（第41回～第43回）』（S0104/0006）。

いが、本学の学生としてその生死を確認することが必要である。

3) 継続、追跡調査：前年度までの調査は、各学部、旧制高等学校同窓会、旧陸海軍戦友会など機関を中心に調査を行い、個人からの情報収集はほとんど行うことが出来なかった。調査結果の公表にともない、今年度は個人情報が多く寄せられると思われる。個人情報の収集と整理、さらに関係者などからの聞き取りが必要になってくる。

動員関係

4) 科学動員調査：動員には精神動員、科学動員、勤労働員が含まれており、今回は勤労働員を中心に調査を行った。しかし、科学研究を行う機関としての大学の動員を解明するには、科学動員、特別研究生制度なども調査しなければならない。

5) 継続、追跡調査：戦没者と同様に前年度は、新聞記事、公文書などを中心に事実の掘り起こしに務めた。個人の体験談、経歴談には手が回らなかった。今年度はそれらの記事（資料）を収集し、整理して勤労働員の実態を明らかにすることが必要である。

6) 軍事教練の実態調査：動員とはすこし性格を異にするが、制度的には大正期から開始された軍事教練について、その前史も含めて実態調査をする必要がある。

海外出張

7) 学徒動員、出陣については、日本だけではなく世界各国においても行われてきた。日本の学徒動員、出陣もドイツ、アメリカに倣って強行されたものであり、その先例としての外国調査が必要である。

8) その他」

学徒動員・学徒出陣に関する最終報告書自体は、当初予定されていた11月から遅れ、最終的に吉川総長へは、本文と資料（学徒動員先一覧、学徒動員・学徒出陣年表、学部別戦没者名簿の三部構成）の構成で年度末の3月に提出された。また最終報告書の内容は、同月学部長会議にも報告された上で³¹、そのダイジェスト版が1996（平成8）年7月『学内広報』第1072号に掲載され、学内に広報されることとなった。吉川総長からの諮問を受けた学徒動員・学徒出陣に関する調査はここで一区切りをむかえたといえる。しかし、前述の通り学徒動員・学徒出陣に

関する調査の課題はなお残ることとなり、1996年以降も大学史史料室では調査・研究が継続されることになる。

2、蓮實総長期の継続調査

1996（平成8）年にまとめられた最終報告書以降も、学徒動員・学徒出陣に関するプロジェクトは2つの企画が進行し、継続された。1つは最終報告書の調査結果をもとにした書籍化で、これは1998年2月、東京大学史史料室編の『東京大学の学徒動員・学徒出陣』として刊行されることになる³²。同書は、最終報告書の本文や年表等については体裁を一部省略、抄録としたものの、総長への最終報告書にはなかった学徒動員・学徒出陣関係史料を大幅に収録するとともに、研究論文を所収するなど³³、最終報告書からの増補がなされた³⁴。またこの間、東京帝国大学と文部省との往復文書綴である、文部省往復に所収されていた学徒動員・学徒出陣に関する件名目録については、「学徒動員・学徒出陣関係『文部省往復』件名目録（昭和十二年～二十年）」として1997（平成9）年3月東京大学史紀要に掲載された³⁵。

最終報告書以降のもう1つの継続調査については、1998年2月10日に開催された第45回保存に関する委員会の席上、中野実室員より大学史史料室で、大学院特別研究生制度関係資料の収集・整理を開始した旨報告がなされている。この位置づけとして中野は「この資料は、戦時下の科学動員に関する資料の整理・収集を目的としており、東京大学における学徒動員・学徒出陣に関する調査研究の継続である³⁶」と説明している。1998年上半年期における具体的な作業としては、東京帝国大学における1943年から1945年までの第1期生特別研究生候補者について、大学史史料室が所蔵する簿冊をもとに補欠・辞退者等も含めてのデータベース化と、候補者と実際に選定された研究生の比較照合、大学院特別研究生に係る事項の時系列データの作成、他大学における運用状況と

³¹ 前掲『東京大学の学徒動員・学徒出陣』、5頁。

³² 前掲『東京大学の学徒動員・学徒出陣』。

³³ 加藤陽子「戦時下の東京帝国大学」、『昭照康孝「戦時下大学自治の一断面－荒木貞夫文部大臣就任前後－」東京大学史史料室編『東京大学の学徒動員・学徒出陣』東京大学、東京大学出版会、1998年。

³⁴ 前掲『東京大学の学徒動員・学徒出陣』、v頁。

³⁵ 「学徒動員・学徒出陣関係『文部省往復』件名目録（昭和十二年～二十年）」（『東京大学史紀要』第15号、1997年）。

³⁶ 「第45回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）1998年2月10日『東京大学史料の保存に関する委員会 平成10～11年度（第46回～第49回）』（S0104/0008）。

現存する史資料の照会、慶應義塾大学・早稲田大学への訪問ヒアリングなどが進められ、1998（平成10）年9月までに第1期生特別研究生候補者の氏名・生年・履歴・研究題目・指導教官・選出学部等を項目化、343名についての入力が行われた³⁷。また1998年8月には個人に関する調査として岡沢裕氏から学徒出陣関係で聞き取りを行っている³⁸。

こうした大学院特別研究生制度は、未調査として第41回保存に関する委員会でも課題としてあげられていた科学動員に関するものであったが、学徒動員・学徒出陣の直接的な調査・研究とはやや対象が異なるものである。しかし「学徒動員・学徒出陣に関する調査研究の継続」と継続作業の文脈に位置づけた点に、当該期の大学史史料室の運営状況がみてとれる。吉川総長からの諮問を受けた翌1994年度以降、大学史史料室の予算には「学徒動員・出陣関係調査費」が計上されるようになる。1994年の学徒動員・出陣関係調査費は830万円で、大学史史料室予算全体が1,478万円であったことから学徒動員・出陣関係調査費は予算の56.2%を占めるものであったことがわかる³⁹。その後学徒動員・出陣関係調査費は漸減し、200万円台で推移するものの、大学史史料室のアルバイトスタッフ経費の重要な支出元として機能しており、調査の継続は大学史史料室の予算獲得と密接に関連したものになっていた。

こうした大学史に関わるプロジェクトの付託、企画によって予算を獲得する在り方は、この学徒動員・出陣関係調査費以降、常態化していくこととなる。学徒動員・出陣に関する調査が1995年度末の吉川総長への最終報告と、1996年7月の学内広報への掲載というかたちで、学内的に一応の区切りがつくと、1997年には東京大学120周年に合わせ、蓮實重彦新総長のもとで120周年調査費が付けられることになり、その成果は『年譜 1877-1977-1997』刊行につながった⁴⁰。次いで蓮實総長から「外国からのお客様がいらした時に東大を紹介するものが英文では概要しかないので、年譜を英語化できないか⁴¹」と『年譜 1877-1977-1997』の英語版の作成を要請されたことを契機として、1998年度には、「英文版『年譜』調査費」が1998年度756万9,520円計上されることになる。この点について、第45回保存に関する委員会において、大橋陽三委員（宇宙線研究所助教授）より「英文版『年譜』の作成に関して予算案の科目名は「英文判（ママ）『年譜』調査費」となっているが、『年譜』の作成を行うのに調査費という名目でよいのか」との質問があり、新川広報掛

長は「『年譜』作成費用も含めて調査費として捉えて要求する形で問題ないと思われる」と回答している⁴²。

また1999年度予算案では新規に新制東京大学成立史の調査研究として、「新制東京大学成立関係調査研究費」520万が計上された⁴³。1999年は新制国立大学発足50年に当たっており、「資料の状況も、百年史編集当時に比して格段の変化が見られ、いわゆる特に占領軍文書の公開、整理が著しく進んだ⁴⁴」こと「本学にとっても関係者の多くが亡くなり、また高齢化が進んでおり、この期を逸しては重要な記録が失われる危険性が高い状況である」ことを趣旨としたものであった。第47回保存に関する委員会では、具体的な作業として学内の委員会議事録、学外のGHQの文書、旧制第一高等学校の資料などを中心に調査を行う予定と説明している⁴⁵。大学史史料室の通常予算は、大学史に関する図書費、東京大学史紀要や史料室ニュースのための印刷費、資料保存のための環境整備費、資料調査収集のための調査旅費のほか、文献複写費、文献製本費、消耗品費、備品費などが費目としてたてられており、スタッフの件費やデータベース作成に係る謝金等は計上されていなかった。予算獲得の名目として、絶えず新規または継続事業として調査研究のプロジェクトを担うという仕

表3、東京大学史史料室予算推移

事業年度	合計	内訳				
		賃金	学徒動員・出陣関係調査費		その他のプロジェクト調査費	
			計	賃金	計	備考（賃金）
1988年度	4,795,000	620,000				
1989年度	4,434,000	500,000				
1990年度	2,634,400	300,000				
1991年度	4,048,400	84,000				
1992年度	3,570,000	336,000				
1993年度	4,155,000	336,000				
1994年度	14,780,000	896,000	8,300,000			
1995年度	14,659,056	0	7,889,056	3,969,056		
1996年度	9,376,560	0	2,927,560	1,197,560		
1997年度	10,802,680	0	2,567,560	1,197,560	2,395,120	※120周年調査費
1998年度	15,707,080	0	2,567,560	1,197,560	7,569,520	※英文版「年譜」調査費
1999年度	12,897,560	0	2,427,560	1,197,560	5,200,000	※新制東京大学成立関係調査研究費（内賃金2,400,000円）
2000年度	12,107,560	0	1,727,560	1,197,560	5,200,000	※新制東京大学成立関係調査研究費（内賃金3,600,000円）
2001年度	11,334,560	0	1,914,560	1,197,560	4,400,000	※大学の自己点検評価の歴史的調査及び研究（内賃金3,600,000円）
2002年度	10,540,000	0	1,920,000	1,200,000	3,800,000	※大学の自己点検評価の歴史的調査及び研究（内賃金3,000,000円）

2003年度 A	10,540,000	0	1,920,000	1,200,000	3,800,000	※大学の自己点検評価の歴史的調査及び研究(内賃金3,000,000円)
2003年度 B	11,170,000	0	0	0	3,800,000	※大学の自己点検評価の歴史的調査及び研究(内賃金3,000,000円)
		0			2,200,000	※東京大学創設期の総長関係資料の基礎調査及び研究(内賃金1,200,000円)

出典：『東京大学史料の保存に関する委員会 第1綴（第1回～第8回）』、『東京大学史料の保存に関する委員会 第2綴（第9回～第18回）』、『東京大学史料の保存に関する委員会 第3綴（第19回～第27回）』、『東京大学史料の保存に関する委員会 第4綴（第28回～第35回）』、『東京大学史料の保存に関する委員会 平成6年4月～（第36回～第40回）』、『東京大学史料の保存に関する委員会 平成8年度（第41回～第43回）』、『東京大学史料の保存に関する委員会 平成9年度（第44回～第45回）』、『東京大学史料の保存に関する委員会 平成10～11年度（第46回～第49回）』、『東京大学史料の保存に関する委員会 平成12年度～（第50回～第54回）』、『東京大学史料の保存に関する委員会 第55回～第67回』、東京大学文書館所蔵

単位：円

※1988年度は予算案、2003年度 A は2003年3月12日予算案、2003年度 B は2003年度決定予算

組みは、1990年代半ば以降、大学史料室運営にとつて欠かせないものとなっていたのである。

大学史料室で継続事業とされた学徒動員・学徒出陣関係調査は、特別研究生制度だけではなかった。1998年12月15日開催の第47回保存に関する委員会では、「動員関係資料、戦没者の新しい情報等の照会があるためデータを更新する必要がある、これらの作業も継続しなければならない。調査費の中で一番大きい金額の調査旅費は、毎年書いているが、外国出張費であり「戦争と大学」との関係について、諸外国の大学の事例を調べる必要がある⁴⁶」と説明がなされた。これに基づき1999年度については、中野実室員が5月に韓国（ソウル大学、韓国学徒兵の会）へ、同年6月にはアメリカ（ハーバード大学、ラトガース大学、MIT、プリンストン大学）へ出張し、戦没者慰霊についてどのように行われているかの調査を行った⁴⁷。

2000（平成12）年2月22日開催の第49回保存に関する委員会において1999年度の作業状況について、『東京大学の学徒動員・学徒出陣』刊行後に寄せられる照会などに対応するために追跡調査、昨年度行った大学院特別研究生の研究者・研究題目のデータベース化に加え、大学院特別研究生制度成立に関する政策的な文書のデータベース化を進め（一方で当該データベースについては存命者もいることから公表は先送りとされた）、これまでの調査の報告書を作成していることが報告された⁴⁸。

しかしこれは実際には行われなかったようで、大学院特別研究生に関する調査の進捗状況及び制度の概説については、1998年に発行された『東京大学史料室ニュース』第20号、21号に掲載されたもの

の、報告書に該当するような刊行物が大学史料室から刊行された形跡はみられない⁴⁹。2000年に行われたのは、1999年に引き続いての海外の戦没者慰霊に関する調査で、2000年6月から7月にかけて中野実室員が、イギリス（エジンバラ大学、グラスゴー大学、ケンブリッジ大学、ロンドン大学、オックスフォード大学）へ出張している⁵⁰。この一連の海外調査は2001（平成13）年3月発行の『東京大学史料室ニュース』第26号にまとめられることになる

³⁷ 「大学院特別研究生制度の調査進捗状況について」1998年9月22日『東京大学史料の保存に関する委員会 平成10～11年度（第46回～第49回）』（S0104/0008）。

³⁸ 「東京大学史料室日誌」1998年9月22日『東京大学史料の保存に関する委員会 平成10～11年度（第46回～第49回）』（S0104/0008）。

³⁹ 「平成6年度東京大学史料室予算（参考）」1994年12月15日『東京大学史料の保存に関する委員会 平成6年4月～（第36回～第40回）』（S0104/0005）。

⁴⁰ 「第43回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」1996年12月10日『東京大学史料の保存に関する委員会 平成9年度（第44回～第45回）』（S0104/0007）。この時点での120周年記念事業は、展示企画を総合研究博物館、年譜を大学史料室、式辞・告辞集を事務局総務課が担当するというものであったが、第44回保存に関する委員会（1997年5月26日開催）において「『歴代総長の式辞・告辞集』の作成について」が議題にあがっており、これについても大学史料室が一定程度作成に関与したと思われる。

⁴¹ 「第47回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」1998年12月15日『東京大学史料の保存に関する委員会 平成10～11年度（第46回～第49回）』（S0104/0008）。

⁴² 前掲「第45回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」。

⁴³ 「平成11年度東京大学史料室予算（案）」1998年12月2日作成『東京大学史料の保存に関する委員会 平成10～11年度（第46回～第49回）』（S0104/0008）。

⁴⁴ 「新制東京大学の成立過程に関する資料の調査及び研究」1998年12月15日『東京大学史料の保存に関する委員会 平成10～11年度（第46回～第49回）』（S0104/0008）。

⁴⁵ 前掲「第47回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」。

⁴⁶ 前掲「第47回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」。

⁴⁷ 「東京大学史料室日誌（平成10年12月～平成11年6月）」1999年7月13日『東京大学史料の保存に関する委員会 平成10～11年度（第46回～第49回）』（S0104/0008）。

⁴⁸ 「第49回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」2000年2月22日『東京大学史料の保存に関する委員会 平成12年度～（第50回～第54回）』（S0104/0009）。

⁴⁹ 小川智瑞恵「大学院特別研究生について」『東京大学史料室ニュース』第20号、1998年。油井原均「大学院特別研究制度について（2）」『東京大学史料室ニュース』第21号、1998年。

⁵⁰ 「東京大学史料室日誌（平成12年2月～9月）」2000年2月22日、「第50回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」2000年10月5日『東京大学史料の保存に関する委員会 平成12年度～（第50回～第54回）』（S0104/0009）。

が、ニュースの内容からはこの海外調査が主として、各大学内の戦没者に関する記念碑の比較検討に主眼が置かれ、大学アーカイブズでの史料調査やヒアリング等も行われたようであるが、断片的であり分析までには至らなかった状況がみてとれる⁵¹。このように継続された学徒動員・学徒出陣に関する調査は、1996（平成8）年度までに行うことが出来なかった、科学動員とりわけ大学院特別研究生に係る調査、大学における戦没者慰霊を中心とした海外調査の大きく2テーマが取り組まれたが、成果公開という意識は相対的に低下していたことがわかる。

3、大学史料室における学徒動員・学徒出陣調査の終了

この海外調査後も学徒動員・学徒出陣に関する調査は継続する方向で、2001年度の予算案にも計上された。2001年（平成13）1月24日の第51回保存に関する委員会では、2001年度の予算案が議題にあげられている。計画では、従来各機関や組織の持っていたデータをまとめていたのに対し、個人に対するアンケート調査を行い、データ入力を行うというものであった⁵²。個人情報収集と整理、さらに関係者などからの聞き取りは、1996年度までの調査においては課題として残された事項であり、先の大学院特別研究生や戦没者慰霊の海外調査などと同じ目的意識があったものと思われるが、その成果公開や個人情報の取り扱いについて議論された形跡はなく、こうしたプロジェクト型の大学史の調査研究や成果公開と、2001年に施行された情報公開法とを結びつけるような動きはみられない。

この2001年度予算案では、新制東京大学成立関係調査研究が終了したこともあり、前年度比42.7%減額とされていた⁵³。このため、中野実室員から新規プロジェクトとして「大学の自己点検・評価の歴史的調査及び研究」の提案がなされ、1970年代の大学改革を「新制以後の東大にとってもっとも大きな事象」とした上で、「改革関係資料の保存と定着を図る必要がある」との説明のもと、全4年間で1,990万円の調査研究費見積りが示された。

中野室員が、「史料室は史料の収集・保存と閲覧を行っているが、調査研究というプロジェクトも進めている。吉川総長時代以来、進めてきたものだが、蓮實総長の代では今年度までで新制大学成立50周年にあたり関係プロジェクトを進めてきた。そこで、来年度より新しい総長の下で「大学の自己点検・評価の歴史的調査及び研究」を新規プロジェクトとし

て立ち上げたいと考えている⁵⁴」と報告されているように、2000年代以降も大学史料室は、プロジェクト型の調査研究を室運営の目的の1つとして位置づけようとしていた⁵⁵。吉川総長期に諮問されるかたちで下ろされた学徒動員・学徒出陣に関する調査を逆手にとって、大学史料室は総長の代替わり毎に、調査研究プロジェクトを企画することを既定方針としようとしていたのである。またそれは先にみたように、大学史料室の運営予算に係るプロジェクト予算の比率の高さと裏腹な関係にあったのである。

一方、史料室では2001年下半期から2002年上半期にかけ、2つの事象に直面することになる。1つは大学史料室が所在していた安田講堂で大規模な雨漏りが発生したことによる改修工事が入り、室の一時移転がなされたこと、もう1つはこの間2002（平成14）年3月に中野実室員が死去したことである⁵⁶。学徒動員・学徒出陣調査費、大学の自己点検・評価の歴史的調査及び研究の経費はいずれも予算措置がなされ続行となったが、上記問題から2002年度に実質的な進捗報告が、保存に関する委員会にあげられることはなかった。また2003（平成15）年3月12日に開催された第56回保存に関する委員会では、史料室専任の助手ポストの後任不在のまま、保存に関する委員会委員長である高橋進から「「学徒動員・出陣調査費」については、教職員に関する調査等が続行中であるため」、「大学に（ママ）自己点検評価の歴史的調査及び研究」については、プロジェクトの進行が遅れているが、まだ調査等作業の要があるため」ということで、とりあえずは前年度までの予

⁵¹ 中野実「学徒動員・学徒出陣に関する海外調査の概略」、小川智瑞恵「オクスフォード・ケンブリッジの戦没者の記念碑」（『東京大学史料室ニュース』2001年、2～7頁）。

⁵² 「第51回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」2001年1月24日『東京大学史料の保存に関する委員会 平成12年度～（第50回～第54回）』（S0104/0009）。

⁵³ このほかホームページ開設に伴う「史料室案内」冊子作成中止による減額も影響していた。

⁵⁴ 前掲「第51回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」。

⁵⁵ 2001年4月からは蓮實総長に代わって佐々木毅法學政治学研究科教授が総長に就任した。

⁵⁶ 「第52回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」2001年10月16日、「東京大学史料室日誌（2001年10月～14年3月）」2002年4月19日『東京大学史料の保存に関する委員会 平成12年度～（第50回～第54回）』（S0104/0009）。「東京大学史料室日誌（平成14年4月～10月）」2002年11月8日『東京大学史料の保存に関する委員会 第55回～第67回』（S0104/0010）。

算を参考に、従来通りの項目と金額で予算編成がなされることとなる⁵⁷。ただし進捗報告が委員会にあげられなかったことから分かる通り、学徒動員・学徒出陣に関する調査は、「長期的計画が不明⁵⁸」、大学の自己点検・評価の歴史的調査及び研究についても「実際はほとんど手付かずの状態⁵⁹」であった。当時の大学史史料室は、中野実助教授のほかには⁶⁰、時間雇用の教務補佐員、事務補佐員がスタッフとしているだけで、実務レベルで大学史史料室の活動全体を把握するものが、中野以外いなかったのである。

こうした状況は2003（平成15）年度に中野実室員の後任として谷本宗生が着任したことで、整理されることとなる。2003年5月29日に開催された第57回保存に関する委員会の席上、谷本は2003年度予算の修正を協議事項としてあげた。谷本の予算修正案は、「史料室所蔵史料展示諸費用」の費目追加と調査旅費の積み上げに伴う予算増額、およびプロジェクトの見直しの2案からなっていた。プロジェクトについては、「大学の自己点検評価の歴史的調査及び研究」の実質的内容を、大学紛争に関連した資料収集と位置づけなおしたこと、また「[学徒動員・学徒出陣]プロジェクトを終了し、新規プロジェクトとして2年間の計画で「東京大学創設期の総長関係資料の基礎的調査及び研究」を立ち上げたい⁶¹」というものであった。具体的には、帝国大学初期に総長を務めた、加藤弘之と渡邊洪基に関する資料をデータ化することが具体的な内容であり、「本調査研究の成果は、来るべき「東京大学百五十年史」編纂に当たって東京大学創設期の分析考察に役立つ」こと、また「本調査によって2総長の目録が完成されれば、詳細な歴代総長の関係資料目録が次第に整備されていくことが可能となる⁶²」という見通しのもとでの修正案であった。

谷本は中野死去後、長期的計画が不明確となっていた学徒動員・学徒出陣に関する調査を、150年史を見越した歴代総長関係目録の整備、という名目の新規プロジェクトを立ち上げることで事実上の中止としたのである。そして、一連のプロジェクトの区切りは2004年3月発行の東京大学史紀要第22号に、調査の概要および収集資料等を掲載するかたちで報告・告知された⁶³。ここにおいて、1994年度以降2002年度まで東京大学において続けられてきた、学徒動員・学徒出陣に関する調査は終わりを迎えることとなったのである。

おわりに

東京大学における学徒動員・学徒出陣に関する調査は1993年（平成5）秋より開始され、当時総長を務めていた吉川弘之総長へ最終報告書をあげることになる1996年3月までの約2年半のプロジェクトとして、大学史史料室が実働組織として調査を担った。1993年は学徒出陣から50年の節目に当たり、私立大学を中心に検証の機運が盛り上がりを見せていたが、東京大学においては同窓会組織等の主体ではなく、総長への報告が求められる大学事業として行われたのである。もっとも調査に当たっては、各部署の学籍に関する文書を中心とする公文書類だけではならず、大学や旧制高校の同窓会組織の資料やネットワークにも頼らねばならず、戦友会等資料も含め、各情報をデータベース化し突き合わせることで、戦没者等の情報を確定させていった。また調査は政策分析と実態分析に分けて行われ、学徒動員・学徒出陣に関する制度面の解明と、戦没者等の把握の両面から進められた。

東京大学では1987年までに、全10巻からなる東京大学百年史が編纂されていたが、その時点でも十分踏み込むことができなかった東京大学における学徒動員・学徒出陣の状況は、この調査を通じてはじめて明らかになっていった。大学史史料室は、東京大学百年史を編纂していた百年史編集室後設置されており、1993年11月大学史史料室に着任した中野実も百年史編纂時、編集室の室員を務める助手であった。大学史史料室が当該プロジェクトを担ったことは、大学史史料室がポスト年史編纂組織として学内的に位置づけられていたことと無関係ではないだろう。

⁵⁷ 「第56回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」2003年3月12日『東京大学史料の保存に関する委員会 第55回～第67回』（S0104/0010）。

⁵⁸ 「予算案の作成について（伺い）」2003年2月28日『東京大学史料の保存に関する委員会 第55回～第67回』（S0104/0010）。

⁵⁹ 前掲「第56回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」。

⁶⁰ 中野実は1999年に助教授に昇任。

⁶¹ 第57回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨（案）」2003年5月29日『東京大学史料の保存に関する委員会 第55回～第67回』（S0104/0010）。

⁶² 「[東京大学創設期の総長関係資料の基礎的調査及び研究]費（全2年間、概算）」2003年5月29日『東京大学史料の保存に関する委員会 第55回～第67回』（S0104/0010）。

⁶³ 谷本宗生「学徒動員・学徒出陣に関する東京大学史史料室の調査」、小川智瑞恵「これまでの学徒動員・学徒出陣調査」、八木晴花「[学徒動員・学徒出陣に関する調査]収集資料リスト」（『東京大学史紀要』第22号、2004年）。

一方、1993年当時の大学史史料室は1989年4月以来、中野実室員が着任するまで専任教官不在の時期が続いており⁶⁴、概算要求による単独でのセンター化構想も企図されていたものの、概算要求は学内的にも通っていなかった⁶⁵。また1988年に全部改正された東京大学事務局文書管理規則では、大学史史料室への事務局文書の移管規程が明文化されていたものの、これも実態として機能していなかった⁶⁶。当該期大学史史料室は、設置当初に描いていた将来計画は実現出来ておらず、その在り方が模索されている時期にあったといえる。こうした中、総長から付託された東京大学の学徒動員・学徒出陣に関する調査は、大学史史料室の運営に新たな意義を与えるものであった。「東京大学史史料室規則」は第2条で大学史史料室の業務を「(1) 東京大学百年史編集委員会によつて収集された資・史料の整理及び保管 (2) 寄贈資料の受け入れ、整理及び保管 (3) 東京大学に関する各種資料・データの収集、整理及び保管⁶⁷」と定めていたが、東京大学の学徒動員・学徒出陣に関する調査は「多種多様の資料から動員、出陣を含めた記録を収集し、整理するというを通して、戦時下の東京帝国大学の一つの動向を明らかにすることを課題⁶⁸」として位置づけ、当該プロジェクトを大学史史料室の活動の柱の1つにしていったのである。

このことは予算面からもみてとれる。学徒動員・学徒出陣に関する調査が開始されると、1993（平成5）年度には400万程度であった大学史史料室予算は、1994年度には1,478万円に増加、増加分は学徒動員・出陣関係調査費830万円が大きく予算の56.2%を占めた。これらプロジェクト予算は一定程度人件費に費やされることになり、例えば学徒動員・学徒出陣に関する調査では、学徒動員担当、学徒出陣担当、戦没者担当として3名の教務補佐員（1994～1996年まで延べ4名）が大学史史料室に採用されることになる⁶⁹。1996年度末に吉川総長への最終報告がなされたことで、翌年度以降の同調査費は200万円台に大きく減額されることになるが、蓮實総長期には、そうした減額分を補うかたちで東京大学120周年調査費、英文版「年譜」調査費、新制東京大学成立関係調査研究費など、大学史に関する新規の学内プロジェクトが、大学史史料室側からの企画も含め相次いで計画され、通常予算に加えて調査費が追加される構造が定着していくようになる。スタッフの充実のための予算規模を確保する上でも、大学史に関するプロジェクトを企画し続けることは欠かせない状

況となっていったのである。

また200万円代から100万円代へと漸減していったものの、1997年以降も学徒動員・学徒出陣に関する調査は、大学史史料室の調査事業として継続されていった。これは1998年に最終報告書を増補するかたちで書籍刊行が予定されていたこと、また1996年度末までの2年半では取り組むことが出来ず課題として残された、科学動員の実態解明、海外の事例蓄積、個人調査への対象拡大などの各種調査が必要とされていたからである。逆説的にはそうした継続調査の必要性をうたうことで、予算措置の継続性を担保していったということもいえる。こうした状況から、継続調査のための予算措置は1997年度以降2002年度まで行われており、東京大学における学徒動員・学徒出陣に関する調査は、足かけ9年半に及んでいたことが今回明らかとなった。もっとも『東京大学の学徒動員・学徒出陣』刊行後については、『東京大学史史料室ニュース』等で調査の概要や作業状況が適宜報告されたものの、まとまった詳細な成果公開がなされることはなくなっていった。

最終的には中野実の死去や雨漏りによる室の一時移転などもあって、2002年度には実質的な作業は行われなくなり、長期的計画の展望が共有されない中、2003年度はじめに開催された第57回保存に関する委員会において、調査の終了が決められることになる。しかし、この終了は、新たな「東京大学創設期の総長関係資料の基礎調査及び研究」立ち上げを受けての措置であり、大学史史料室が大学史に関する調査を主たる活動方針として掲げる体制は、2000年代以降も続いていくことになるのである。

⁶⁴ 東京大学史史料室自体は1987年4月に設置されている。

⁶⁵ 前掲、加藤論「東京大学における百年史編纂後のアーカイブス構想と展開過程」。

⁶⁶ 加藤論「情報公開法施行前の国立大学における文書管理規程と文書移管—東京大学を事例に—」（『アーカイブズ学研究』第26号、2017年）。

⁶⁷ 「東京大学史史料室規則」（『東京大学史史料室ニュース』第1号、1988年、4頁）。

⁶⁸ 前掲『東京大学の学徒動員・学徒出陣』、3頁。

⁶⁹ 前掲『東京大学の学徒動員・学徒出陣』、5頁。

加藤 諭プロフィール

KATO, Satoshi

1978（昭和53）年生まれ。
東北大学文学部卒業後、東北大学文学研究科博士後期課程単位取得退学。
東北大学史料館教育研究支援者、東京大学文書館特任助教を経て、現職。

戦争と東北学院(1)

—学校教練の開始と東北学院の対応—

東北学院史資料センター所長
文学部歴史学科教授

河西 晃祐

【はじめに】

2017(平成29)年、仙台神学校として発足した東北学院は創立131年を迎えた。当初の学生数はわずか7名である。同時期には新潟に北越学館、山形に山形英学校が設立され、そして仙台にも新島襄らの東華学校が開校されたが、いずれもが数年を待たず閉校の憂き目にあっている。

東北学院の歩みを概観すれば、つぎのようになる。1886(明治19)年に押川方義とホーイが中心となり、仙台神学校を開校、1891年には名称を東北学院に改称して普通科教育校となった。1918年には専門学部を改組して、神学科、文科、師範科体制へ、そのうちも幾度かの改組を行いつつも文系の専門学校として存続した。1949年の新制大学設立を経て、2015年現在、学生・生徒総数1万4,335名(学部生1万1,550名)、教職員数690名を抱える教育機関となったが、その道の地は決して平坦ではなかった。

その最大の苦悩の時期は、経済不況が深まり、教育を取り巻く環境が急変した1920年代から1945年の間にあったといつてもよいであろう。その一端は2017年10月に刊行した『東北学院の歴史』(河北新報出版センター)第4・5章に記したとおりである。

だが東北学院史資料センターには、同書でも紹介できなかった『学校教練関係書類綴』と名付けられた下掲のような一次史料群が保存されている。これ

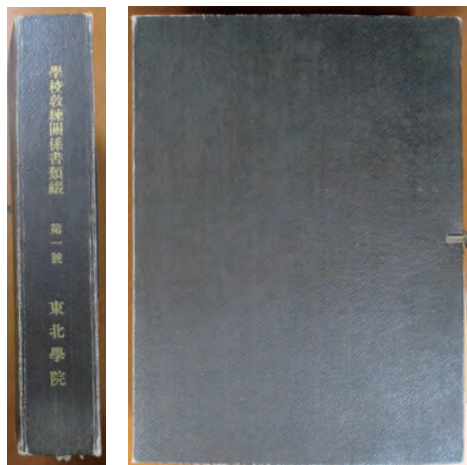
は全国的に見ても現存例の少ない、学校教練開始時期の文部省・陸軍省とのやり取りを伝える貴重な史料であり、1926年から1940年までの学校教練の査閲に関する内容も含まれている。

本稿では紙数の限られた同書に収めきれなかった部分も含めて、特に東北学院が陸軍とのかかわりを深めていく契機となった、1925年の学校教練制度の開始期に焦点を当てていきたい。

学校教練制度についての研究は戦後も長らく進んでこなかったが、1990年代後半から2000年代にかけて進捗を見つつある¹。だがそのことに問題があるわけではないが、歴史学分野以外の視点から研究が進められつつあることとも関係するのか、アジア歴史資料センターの開設以後に、大量にHP上で閲覧できるようになった陸軍省資料などが十分に活用されてきているとはいえない。そこで、本稿では学校教練制度をめぐる文部省と陸軍省の動向についてはアジア歴史資料センターを活用し、両省や宮城県庁、そして第二師団と学校とのかかわりについて、『学校教練関係書類綴』から考察していきたい。

【学校教練制度の概要】

まずは先行研究によって明らかにされてきた、学校教練制度の運用開始に至る背景を概観しておきたい。あらゆる政策がそうであるように、一つの政策が実施



¹ 近年の研究としては、西尾達雄「大正期中学校の学校教練について」(『鳥取大学教育学部研究報告 教育科学』第37巻1号、1995年8月)、松本政春「明治・大正期における学校軍事教練について——大阪府立堺中学校を事例として」(『歴史研究』第33巻、1995年)、熊谷光久「兵式体操から学校教練へ」(『政治経済史学』第405号、2000年5月)、西口忠「高等英学校から桃山中学校における兵式体操・学校教練-使用武器の入手と処分」(『桃山学院年史紀要』第25号、2006年3月)、佐々木陽子「一五年戦争下の高等女学校における教練」(『歴史評論』第679号、2006年11月)、鈴木明哲「戦時下における教練の変容」(『東京学芸大学紀要 芸術・スポーツ科学系』第62巻、2010年10月)、吉葉愛「学校教練における教育方針の変遷——一九三〇年代以降における教授要目改正を中心に」(『昭和のくらし研究』第15巻、2017年3月)などがある。

されるまでには複数の政策主体や関係機関の思惑が絡み合っている。まず先行研究で明らかにされてきた陸軍側の思惑である。1918（大正7）年に講和条約が締結された第一次世界大戦は、広く知られているように世界初の総力戦となった。欧州を主戦場とした戦争ではあり、日本は戦勝国の地位を占めたものの、軍勢力のみならず外交力、経済力、そして国民の精神力までもが長期にわたって動員される新しい形態の戦争の登場は、日本陸軍にとっても衝撃であった。

その一方で、欧州を中心とした各国では、それがゆえに同様の戦争を引き起こさない取り組みが模索され、次第に形をとっていくことになる。それが具体的には国際連盟の結成や、9か国条約や4か国条約といった複合的国際条約体制の確立であり、さらにワシントン・ロンドン海軍軍縮条約に代表されるような軍勢力の相互制限という潮流の発生である。

国際連盟の常任理事国となった日本もまた、その世界的な潮流に組み込まれていった。海軍では日露戦争後に戦艦4隻、巡洋戦艦4隻を基幹とする艦隊増強計画が立案され、いわゆる八八艦隊計画として一度は予算が認められた。だが第一次世界大戦後の軍縮の流れの中、ワシントン海軍軍縮条約によって事実上計画は破棄された。

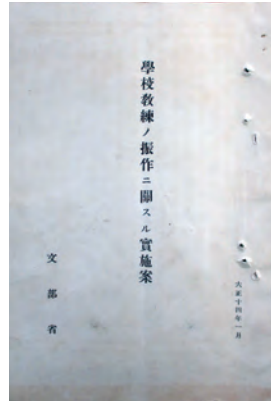
同じころ、日露戦争の勝利とその後の日露関係の好転によって軍事的脅威が低減したこともあって、日本陸軍も軍備縮小が避けられない状況となっていた。加藤友三郎内閣の陸軍大臣山梨半造によって1922年8月と23年4月に軍備縮小が行われ、仙台陸軍幼年学校もこのときに廃止されている。

さらに23年9月、関東大震災が日本を襲った。その復興費用捻出のためにもあって、陸軍は宇垣一成のもとで1925年5月には第三次軍縮に踏み切り、複数師団の廃止を余儀なくされた。そしてこのような一連の事態が、陸軍をして配属将校制度の確立を急がせることになる。陸軍は学校への配属将校を派遣することで、軍縮によって失職することになりかねなかった佐官以上の将校の天下り先を確保しようと試みた。さらに第一次大戦の戦訓を踏まえ、資源の乏しい日本の国防を人的資源の活用を求める意味合いもあって、将来的な幹部候補生の育成を目的とする配属将校の指揮による、高等教育機関でのより実践的な軍事教練の実施に舵を切っていくとされている。

だが実は先行研究においても重要な点が未だに解明されていない。それは、同制度が文部省と陸軍省のいずれが主導したのか、といった根本的な部分である。無論、いまだ文部省の内部資料が十分には公

開されているわけではない現状で、本稿がその点全てを明らかにしえるわけではない。だが東北学院史資料センター所蔵資料の中には、その一端というべき文部省側の認識を示す文書が残されていた。それが教練実施にあたって、本学に送付された『学校教練の振作に関する実施案』（文部省、1925年1月）である。

【配属将校派遣に対する文部省の思惑】



この30ページ余りの冊子は、1924年に公布された文政審議会官制に基づき内閣に設置され、内閣総理大臣の監督のもとで、文部行政に関する重要事項に関する事項を調査審議した諮問機関であった、文政審議会（1924年12月9日）における「文部大臣説明要旨」を骨子としたものである。よってこの史料が、文部省内部の議論を詳らかにしたものではないことは、最初に断っておかなくてはならない。だが、文部大臣自身による説明であり、教練実施校に配布されていた事実に鑑みれば、その内容には一定以上の信ぴょう性があると言えよう。

この冊子で強調されていたのは、現役将校配属による学校教練の開始は、あくまでも文部省の意向によるものだという点である。広く知られているように、1887年の学制改正に合わせて、学校現場においては兵式体操が導入されていた。岡田良平文部大臣によれば「当時一般の学校に於て教師も生徒も熱心に事に此に従ひたれば其の国家的観念を涵養して献身奉仕の精神を振起」といった効果が認められていたという。だが「時勢の変遷に伴ひ社会の民心漸く緊張を欠き浮華輕佻の弊習を生ずるに及び学校に於ける兵式体操も当初の精神と乖離し往々形式に流れて心髓を失ふの嫌ありし」状況、すなわち当初の熱意が失われ、形骸化が進む状態となっていた。

そのために、1917年10月の臨時教育会議においては、内閣総理大臣に対して「質実剛健の士風を振起し社会民心を善導し且国民の間に国防思想を普及せしむることを期」さねばならないという、建議を行ったとされている。文部大臣の説明によれば、そのような目的意識をもって、「本省〔文部省〕に於ては学校に於ける教練に対し一層意を用ふるの方針

を定め、之か為には現役将校をして其の指導の任に当らしむることの有効なるを信し²て、「一昨年来陸軍省其他関係諸省との間に数次の交渉を重ね之か実行方法等に就きて協議」してきたという。

このように学校教練制度の開始自体は、文部大臣の発言によれば、1917（大正6）年の臨時教育会議の建議に沿う形での、文部省からの働きかけの成果だったとされているのである。だが、省庁とは予算獲得の必要性もあって、自己の役割を過大に見せようとする存在である。より入念な史料批判が必要である。そこで次に学校教練制度に対する陸軍省の史料と照らし合わせていきたい。

【陸軍大臣と軍務局長の講話からみる制度開始の事情】

宇垣一成陸軍大臣は学校教練制度実施の直前ともいべき1925年3月16日に、陸軍士官学校で開催された「学校配属将校会」で口演を行った。宇垣はまず、「欧米列強の情勢に観るに孰れも世界大戦の教訓に基き国力の充実に余念なく 国民訓練の熾盛なること我か比に非す」と、第一次世界大戦の戦訓に照らして、より一層の「国民訓練」の必要性が増したと説いたうえで、次のように述べていた²。

是を以て近く大正十一年以来各方面と協調し之か研究を進め一般青少年訓練の第一段として先づ中等以上の学校に於ける教練の振作を切要と認め 現役将校を配属して之に任せしむるの計を樹てて 之か実現せんとするの運に到れるは邦家の為同慶に堪へざる所なり

ここで注目できるのは、当該時期の行政文書に多見されるように主語が明確にはされていないものの、計画は陸軍省側が主導したものとされていることである。この点をさらに詳細かつ明確に証言していたのは、同席していた畑英太郎陸軍省軍務局長であった。畑は次の様に述べていた³。少し長くはなるが、重要な証言となるので紹介しておきたい。

先刻の陸軍大臣の訓示中にもありました如く民心の作興は先づ第二の国民たる青少年の訓練

から始めなくてはならぬといふ著眼の下に、大正十一年頃から陸軍省でも著々其の方策につき研究を進め、次て大正十二年一月、時の陸軍次官から本件に関し各省次官に内談をせられたのである。各省に於ても勿論主義として異論のある筈もなく、差当たり陸軍、海軍、文部、内務、農商務の五省で協同して研究を進めることとなり、数次の協議会も開かれたのでありますが、不幸同年九月関東大震災の突発に遇ひ本件の協議も一時中絶の姿となったのは真に遺憾の次第でありました。越えて、大正十三年初夏現任の岡田文部大臣と陸軍大臣の間に、文部管内の中等以上の諸学校へ現役将校を配属して、学校教練の振作を図る件に関し相談が纏まり、其後両省の間に数次の会商が行はれた結果、遂に本件に関する両省の協議が成立したのであります。

このように、畑軍務局長は陸軍大臣の発言を補足する形で、具体的な年号を挙げながら、詳細に「学校教練振作に関する経緯」を述べていた。それによれば、今回の学校教練制度の研究は、陸軍省が1922年ごろから「研究を進め」、1923年1月に、「時の陸軍次官から本件に関し各省次官に内談をせられた」とされ、その後、「陸軍、海軍、文部、内務、農商務の五省で共同して研究を進め」、関東大震災での中断をはさんで、1924年初夏の時分に文部大臣と陸軍大臣の間で協議が纏まり、基本路線が確定したとされている。すなわち陸軍こそが、学校教練制度を主導したというのである。

では、先述した文部大臣の発言にも登場した1917年10月の臨時教育会議から内閣総理大臣にあてた建議は、どのように理解すればよいのであろうか。その点については畑軍務局長が、学校で行われていた兵式教練が次第に形骸化していたという説明の後に、次の様に述べていたことも注目できよう⁴。

然るに社会の民心漸く緊張を欠くに及んで学校に於ける教練も次第に其弊を承け、往々形式に流れて真髓を失ふの嫌ひがないでもなかったであります。此等の関係からでもありませうか、大正六年十月臨時教育会議より内閣総理大臣に宛てて学校教練の振作に関し建議を出したこともあるやうに承知して居ります〔圏点は引用者〕。

² 「学校配属将校会同席上陸軍大臣口演要旨」（大正14年3月16日 於陸軍士官学校）〔「学校教練振作に関する訓示の件」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C02031189800、永存書類甲輯第1類 大正14年（防衛省防衛研究所）〕。

³ 「学校教練振作に関する経緯並之が施設」（大正14年3月16日 於陸軍士官学校 陸軍省軍務局長口演）同上史料収録。

⁴ 同前史料。

この末尾の表現は、あきらかに「そんなこともありましたが」という、伝聞調のニュアンスを付け加えるための操作であろう。すなわち、陸軍省としては学校教練制度は自らのイニシアティブによって成立させたものであり、臨時教育会議の建議は、「出したこともあるやうに承知」していた程度のものに過ぎず、事実上無関係だと主張しようとしていたのである。

このように、学校教練制度の主導母体が文部省なのか、陸軍省なのかという点に関して両者の証言は大きく食い違っている。だがその点を踏まえたと、文部省と陸軍省の主張の共通点を探りながら学校教練制度成立の過程を再構成するとすれば、現段階では次のようにまとめることができるのではないか。

- ①兵式体操がすでに形骸化しており、第一次大戦の戦訓を踏まえて、国民皆兵制度の改善のためにも、「何等かの方式に従って、国民的訓練を施したい」という認識は、文部省・陸軍省ともに共有していた。
- ②具体的な政策案として、最初に提起されたのは文部省側の関与した1917年10月の臨時教育会議の建議であった。だが、その後の学校教練制度が開始されるまでに、時間がかかりすぎていることも考慮すれば、その後に文部省が活発に動いていたとは言い難い可能性が高い。
- ③第一次大戦後、「学校教練の振作のみならず、他日必ずや我邦全青少年の国民的訓練を必要とする」と考えていた陸軍省は、とりあえずその一段階として、「中等学校以上」に在籍する男子学生のみを対象とした学校教練の可能性に着目し、文部省の動きに同調する形で、1922年以降に文部省を含めた他省に働きかけていった。
- ④両省ともに、制度の開始を自らの成果と述べていることを鑑みても、双方にとって利益のある政策だと判断されており、互いの思惑が一致した結果として制度の運用が始まっていった。

今後、可能性は高くないものの、新たに文部科学省の内部資料が公開されるなど、史料状況の変化によって新しい解釈が生まれる余地はあるが、現段階ではこのようにまとめることができよう。ではその制度開始以降の実態はどうであったのか。

たしかに学校教練制度は軍部による教育現場への強圧的な介入の契機となったことは言を俟たない。だがそれは、発足当初からの事態だったのだろうか。制度発足時の陸軍省の史料からは、次に見ていくよ

うに、様々な「戸惑い」や「逡巡」を見て取ることができる。皮肉なことに、教練制度が学校側に受け入れられた理由の一端は、このような陸軍側の態度にあったのではなかったのか。次に先行研究では見落とされてきた、このような側面に目を向けていきたい。

【制度発足当時の陸軍側の懸念】

ここまで資料として使用してきた陸軍士官学校生への講話であるが、これは全士官学校生を対象としたものではなかった。このときの聞き手は、陸軍士官学校を卒業し、まさに配属将校となるべき、「第一次の選に当たれる」者達であった。その点について宇垣は次の様に述べていた⁵。

然るに諸官の出でて新任務に就くや 環境全く一変し経歴を異にせる新僚友と伍つ（原文ママ）て 軍隊と趣を異にせる被教育者に臨まざるへからず 従て諸事単純ならざるべきは勿論 教育に対する気概、教育の設備資材等に至る迄 到底軍隊に於けるか如くなる能はず 時に難事に遭逢すべきは逆賭するに難からざるなり

このように、軍務につくことを志していた士官候補生らにとっても、「環境全く一変し経歴を異にせる」教師と共に教育に当たることは、そもそもの希望ではなかったことに留意する必要がある。

同制度の発端においては、学校現場に現役将校を送り込むことは、陸軍側にとっても不安の入り交るものであった。それがゆえに、陸軍省では「学校配属将校服務上の心得」を作成し、この時に陸軍次官によって口頭示達し、対象者への配布も行っている⁶。この心得には、同制度運用当初の陸軍の姿勢が表れていて興味深い。次のその点を見ていきたい。

同心得の第一は「居常其の言動を慎むべし」とある。これはその題目の通り、平素から一挙一動に気を配り「軍の威信」を傷つけないように、日常の振る舞いを律することを求めるものである。だが興味深いことは、そこで「職員学生生徒中、外人等を交ゆる所尠からず 些末の点に関し誤解を招き意外の結果を惹起するか如きことなき様 特に注意を要す」と、とくに「外人」教職員・生徒との無用な軋轢への注意を喚起している点である。

⁵ 前掲「学校配属将校会同席上陸軍大臣口演要旨」（大正14年3月16日 於陸軍士官学校）。

⁶ 「学校配属将校服務上の心得」（大正14年3月16日 於陸軍士官学校 陸軍次官口演）同上史料収録。

これこそは東北学院があてはまるケースに他ならなかった。ともすれば、仮想敵国として想定されていたような外国籍の教職員がいる現場こそ、学校という現場であった。日本陸軍には、当然のことながらごく小数の留学生らを除けば、「敵国人」はおろか、外国籍の軍人も存在していなかった。

従来この意義も十分には検討されては来なかったが、東北学院のようなキリスト教主義学校とは、陸軍軍人にとっても、そのような人々と「新僚友」として勤務に当たる、初めての経験だった。次稿で見ていくような、「キリスト」と「天皇」をめぐる配属将校と学生の対立といったかたちで顕在化していった問題の芽は、いわば制度発足前からすでに予測されていたものであった。

【「校長に対しては服従の美德を発現すべし」】

上記に続く心得の二項目は、「校長に対しては服従の美德を発現すべし」であった。同項目では「教練は学校教育の一課目なるか故に 教練に関し配属将校か校長の指揮監督を受くるは当然の事に属し 近く勅令を以て之を規定せらるる筈なり」とされ、配属将校は軍内部の命令系統を離れ、配属中は「学校長の指揮監督」下に置かれることが明記された。

無論、これが実態として貫徹されたのか否か、といった検証は次稿以降で行っていくつもりである。だが陸軍側の当初のこのような「低姿勢」は、制度運用開始後の学校サイドとの協調関係の構築を容易にした可能性が高いことにも留意しなくてはならない。

もっとも続く部分においては、「其学校の官公立たると私立たるとにより学校長に対する服従の厚薄を附すへきに非らず」というように、官僚機構の一員でもあった軍人にとっては、自己の階級とも対比可能な官位を持つ官立・公立学校校長と異なり、無官である可能性もあった私立校長の「指揮監督」下に入る事には、一定の抵抗感が存在したこともうかがわせる。それでも建前としては、その指揮下に入る心構えが要求されたのである。

一方で、軍当局にとって、校長の監督指揮下に置かれることになる将校が、「教練以外の公務」に駆り出されることには警戒していたようであった。とはいえ、「本務に関連し生徒監、舎監等に服務すへきや否やは慎重の考慮を要するを以て 当分受諾を見合わせ将来の問題として保留するを要すべく」として、学校教練に関連する業務となる可能性もあった活動については、今後の検討如何によっては引き受けることも想定され、さらには「校務繁劇の場合等

進んで之に助力すへきは勿論なり」と、学校長の指揮下にある以上、校務への自発的な参加も推奨されていたのである。このように、陸軍省と文部省の思惑が一致していたとはいえ、本来の命令系統を異にする組織間で惹起されかねない事態は、当初の軍側にとっても憂慮すべきものとなっていたといえよう。

【学生・生徒への対応について】

ここまで見てきた点は、校長や他の教職員との関係である。しかしながら、陸軍当局がそれ以上に不安視していたのは、学生・生徒との軋轢の可能性であった⁷。ここまで見てきた1918（大正7）年3月16日の口演会では、陸軍大臣・軍務局長・次官に加えて、「教練実施に関する細部の事項」が、陸軍士官学校教育総監部第一課長によって補足されたが、その冒頭にあげられていたのが、これまでに「目下諸学校の教練を補助せられて居ります現役将校の実験から生れた感想」から抜粋したという、「学生、生徒の将校に対する言動に就て」であった。

我々軍人の眼から見ますと、学生、生徒の言語、態度、服装等は概して不仕鱈に映する様であります、殊に無邪気にして飾気のない青少年のごとてありますから、時として教官に対し無遠慮にして不快に感ずるような言葉を遣ひ 或は往々不遜に互るか如き態度に出づる者もあるようにございます

それに対して、「生徒の言動に対し一々神経を尖らし、頭から吐鳴り付ける様なことかありましたならば、生徒は畏縮して自然に教官と遠かり 其間に融合し難い心の隔りか生し」てしまうと論じ、軍隊内での規範が通用しない相手であることを、強く念を押ししていたことがわかる。このような「配慮」もまた、少なくとも制度運用直後の段階では、学校側の疑念を払しょくすることに寄与した可能性がある。

このように、後世を知ってしまった研究者の視点先立つ戦後の研究ではどうしても、同制度が軍によって「活用」されてしまった事実が目がくらみがちである。だが、制度発足当初の陸軍部にとっても、文化を異にする学校現場に将校を派遣することのリスクが想定されていたのであった。

⁷ 「教練実施に関する細部の事項」（大正14年3月16日 於陸軍士官学校 陸軍士官学校教育総監部第一課長口演）同前史料収録。

【配属将校を受け入れた学校側の思惑】

では配属将校を受け入れた学校側の思惑はどのようなものだったのであろうか。配属将校の派遣受け入れは、官立学校においては義務であった。だが東北学院をはじめとした私立学校での受け入れは任意であった。そのような差異が設けられた背景を、先述の畑陸軍省軍務局長は口演中に次のように説明していた⁸。

私立学校に現役将校を配属するには校長の申請に依り行ふのであります。何故斯様の手續を取ることとしたかと申しますと、私立学校の校長は一人でありますから、之に強制的に官吏たる現役将校を配属するといふことは命令を以てしては不可能であります。

専門程度の私立学校に対しては、学校の任意としたのは、此等学校の学生生徒は既に相当考への進んで居る者でありますのと、学校に依り種々の事情が存して居りますので、寧ろ自発に俟つを適當と信ぜられたからであります。

このように強制ではなかった以上、本来であれば、それを拒否するという選択も取りえたことになる。だが多くの私立学校がそうであったように、東北学院もまたろ手を挙げてその受け入れに名乗りを上げた。

その理由は制度受け入れによって、卒業生が得られる兵役上の特典にあった。官立学校ではなく私学にとっては、学生からの学費収入がその経営を左右することは言を俟たない。私立学校への入学者が現在に比しても多数ではなかった状況において、学生から選ばれる学校を目指すことは経営戦略の至上命題であった。

例えば1922（大正11）年という、学校経営が比較的安定していた時期の東北学院「中学部入学志願者案内」においても、中学部卒業の「特典」として挙げられていたのは、「高等学校専門学校」への入学資格と並んで「陸海軍諸学校に入学し得るは勿論 一年志願兵たることを得」ることであった⁹。ここでいう「陸海軍諸学校」とは、陸軍士官学校や海軍兵学校を指していた。戦争自体が身近であった戦前期において、将来の出世が約束され、学費の心配もなかった「陸海軍諸学校」の受験資格を得られることは、東北学院中学部への進学者の希望にも沿うものであった。

⁸ 前掲「学校教練振作に関する経緯並之が施設」（大正14年3月16日 於陸軍士官学校 陸軍省軍務局長口演）。

⁹ 『東北学院時報』第46号、1922年3月1日発行。

そしてさらに上記の案内に明記されていたように、基本的には20歳以上の成年男子に義務として附されていた二年間の徴兵義務を、一年で修了させることのできる「一年志願兵」制度を認可された学校であったこともまた、学生募集上の大きなメリットとなっていた。

1925年の配属将校例の施行以来、配属将校による査閲を通過した者だけが、一年志願兵になれることになった。1927年には徴兵法を改定した兵役法が施行され、一年志願兵制度は廃止されたが、それを引き継いだ「幹部候補生制度」が施行された。これは徴兵された際にも、他の兵卒よりも優遇されて最短10か月で上級士官へと昇進することを約束する制度であった。そしてその幹部候補生の有資格者もまた、配属将校が行う学校教練の査閲に合格した者と定められた。本学は他の私立学校と同様に、学生募集上のメリットを勘案して積極的に配属将校を受け入れたのである。

【配属将校の給与負担】

学校サイドにとっては、それ以外のメリットもあった。文部省と陸軍省の取り決めにより、配属される将校の給与は陸軍側が負担することとなった。この事実も、じつは多くの私立学校がその受け入れを推進した背景となった可能性が高い。というのは、東北学院においても他の私立学校同様に、兵式体操も担当できる体操科の教員として、それまでも駒米秀治という予備役となった陸軍軍人を直接雇用していたからである¹⁰。

『東北学院の歴史』第四章で言及したように、伝導局からの資金援助が漸減されていくのは1927年からではある。だが東北学院をはじめとした多くの私立学校にとって、配属将校を受け入れることで、実質的には体操科教員の給与負担を軽減できる事實は、学校経営上から見れば願ってもみないチャンスであったと考えることができよう。

【備品・銃器の払い下げ】

だが無論、学校教練の実施にあたって、受け入れ校の負担が皆無であったわけではない。ここからは、東北学院史資料センター所蔵史料から、受け入れ側となった学校を主体として、陸軍省や文部省と

¹⁰ 「陸軍現役将校配属ノ儀ニ付申請」（シュネーター発、文部大臣岡田良平・陸軍大臣宇垣一成宛、1925年4月29日）東北学院史資料センター所蔵『学校教練関係書類綴』第一号。

のやり取りを踏まえた受け入れ側の実態を分析していきたい。

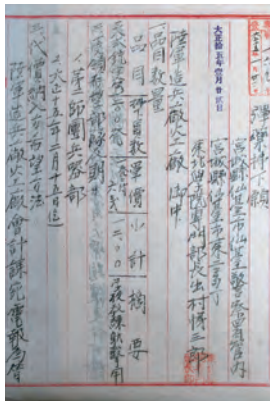
学校教練開始に当たって使用できる機材として、当時、文科（第一学年18名、第二学年11名、第三学年7名、予科26名）、師範科（第一学年19名、第二学年17名、第三学年8名、予科25名）、商科（第一学年34名、第二学年29名、第三学年24名、予科45名）の計263名の学生を抱えていた東北学院の場合、すでに背囊30個、飯盒50個、水筒50個の備え付けはあった¹¹。だがそれだけでは不足であった。よって東北学院は第二師団經理部に対して、追加備品の払い下げを求めている。その結果、開始に当たっては、一個「0.5円」の背囊50個、同額の飯盒50個、同額の本幕40個、「0.4円」の水筒50個の払い下げを受け、総額90円を支払っている（送料の負担などは不明）¹²。

払い下げ品目はそれだけではなかった。学校教練では全国の学生が、実弾射撃訓練を行うための銃器が必須だったのである。この点は、後世の学徒出陣の開始までを知ってしまっている我々にとっては、あるいは「そのようなものだろう」程度に写りかねない。

だが教練に必要とされる銃器の量は膨大であった。1925（大正14）年8月3日付の松浦鎮次郎文部次官から津野一輔陸軍次官に宛てた文書によれば、制度発足にあたって、陸軍はまず5万5000丁の銃器の配給を決めている¹³。だが同時に、文部次官から各地方長官に宛てた文書によれば、「此五万挺を以ては到底全国諸学校の不足銃器を十分に補給することを得ざる」ような状況であり、そのために「生徒の定員と各学校の現在銃器数とを参酌し生徒二人に対し壹挺の割合を以て此際補給を為すことに決定」したと通知していたように¹⁴、事実としては制度発足時においても、銃器の充足数は50%程度に過ぎなかった。

だがそれにしても、保管の責が陸軍を離れ、民間において保管・使用される銃器の量は膨大となったのである。

【銃器払い下げに伴う東北学院の対応】



東北学院では1925年11月6日、シュネーダー院長が岡田良平文部大臣に宛てて、「本院専門部教練用銃器の備付無之候に就き左記人員〔263名〕に依り小銃御交付方」を願う申請を出している¹⁵。

このような申請を経て、東北学院が正式に宮城県から「教練用銃器配給」

の正式な通知を得たのは、1925年12月28日の事であった。それによれば、東北学院専門部の学生263名に対して配給されたのは、「三八式歩兵銃」100挺であった。その通知によれば、今回の配布銃器は陸軍省から学校へ直接送付され、その送料も陸軍省が負担するものであった。ただし、「今回配給の三八式銃器は戦時の事変其の他必要の場合には陸軍省に於て回収することあるへきに付 予め承知せられ度」とあるように¹⁶、有事の際には、回収される可能性があることも申し伝えられていた。また銃器が毀損した場合にも、学校が自己判断に基づいて処分することは認められず、「其の都度当該学校長より其の銃種、数量、破損の程度を詳細に具し地方庁経由文部省に伺い出」ることも義務付けられている。

また実弾射撃を行う以上、弾薬の払い下げも受ける必要もあった。そこで管轄の仙台警察署に対して、「火薬類譲受許可申請」を行ない¹⁷、その許可を受けたうえで陸軍造兵廠火工廠に対して、200発の「三八式銃実包」の払い下げを願い出ているが¹⁸、この時の実弾費用12円は学院側の負担であった。

これらの史料の内容から、東北学院の学校教練における最初の実弾訓練は、1926年2月中旬から3月下旬にかけて、「仙台市河内〔川内〕追廻射撃場」で行われ、当初の訓練は銃器1丁に対して実弾2発程度の発射を想定したものだったと考えることがで

¹¹ 「学生生徒の定員並に現在数及銃器に関する件回答」（東北学院専門部発、文部省専門学務局宛、1925年10月28日）同前史料収録。

¹² 「青少年訓練用被服の件回答」（東北学院専門部発、第二師団經理部、1925年9月16日）同上史料。

¹³ 「学校教練用銃器配給に関する件」（1925年8月3日、文部次官松浦鎮次郎発、陸軍次官津野一輔宛）「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C03012225700、大日記乙輯大正15年（防衛省防衛研究所）」。

¹⁴ 「教練用銃器配給に関する件」（1925年8月、文部次官松浦鎮次郎発、地方長官宛（滋賀、青森、石川、沖縄を除く）同上史料。

¹⁵ 「教練用小銃交付の儀に付申請」（1925年11月6日、東北学院長デービー・シュネーダー発、文部大臣岡田良平宛）『学校教練関係書類類集』第一号。

¹⁶ 「教練用銃器配給に関する件」（1925年12月28日、宮城県内務部長発、東北学院専門部長宛）同上史料。

¹⁷ 「火薬類譲受許可申請書」（1925年12月18日、東北学院専門部長出村悌三郎発、仙台警察所長仲濱俊一郎宛）同上史料。

¹⁸ 「弾薬払下願」（1926年1月22日、宮城県仙台市仙台警察署管内 宮城県仙台市東二番丁東北学院専門部長出村悌三郎発、陸軍造兵廠火工廠宛）同上史料。

きるが、警察署への届け出などの詳細な手順を踏んだことわかる資料からは、学生の安全を預かる教育機関としての緊張感も伝わってくる。それがたとえ国策に順応した形だったとしても、そもそも任意であった制度を引き受けた以上、実弾射撃の際の事故の責は、学校が負う可能性が高かったのである。

【実弾訓練の危険性】

一方の陸軍側にとっても、兵役を受ける前の学生・生徒に銃器を扱わせることは、リスクをはらむものだと認識されていた。先述の陸軍士官学校における口演の中で、教育総監部第一課長は「教練実施に関する細部の事項」として、特にその点に注意を喚起していた¹⁹。

実弾射撃の時に於ける危害防止に対する注意が特に緊要であると思ひます、私の知り得て居ります範囲に於きましても学生、生徒の実弾射撃の際に於ける行動は寒心に堪えないものがあります

だがその危惧は現実のものとなっていった。のちの史料となるが、1929（昭和4）年8月に陸軍次官から各師団参謀長に宛てて送られた通牒の草案からは「本年〔1929年〕四月参謀長会議の際注意し置きたるも爾来学校生徒の軍用銃に依る過失致死若は傷害其の跡を絶たす」と、実弾を使用した学校教練において、生徒が死亡する事故までが起こっていたことを確認できる²⁰。

たとえば1929年4月23日の福岡県岩松中学校の事例では、「学校兵器庫前へ整列準備」中、同中学校第5学年の生徒が、「空薬莖」だと誤認したまま、ふざけながら他の生徒に「銃殺するぞ」と脅しをかけて、冗談で撃鉄を引いたところ、実弾が発射され、生徒の「右胸部に貫通銃創を負はしめ遂に死に至らしむ」という事件が起こっている²¹。

また同年7月10日には愛媛県立吉田中学校においても、実弾訓練中の第四学年生徒が、息継ぎのために銃を方から降ろした際に誤って撃鉄を引いてしまい、その実弾が、進入禁止であったはずの土堀からたまたま顔をのぞかせた同学年生徒の「右眼付近に

命中 過失負傷せしめ手当中絶命す」という痛ましい死亡事故が引き起こされていた²²。

東北学院において、このような事例があったことは確認されてはいない。だが、学校現場に銃器を持ち込み、実弾訓練を行うことにはこのようなリスクが存在していたのである。

だがここで気になるのは、このような死亡事故の多発をうけて各師団参謀長に宛てられたこの通牒において、次のような注意がなされていることである。

斯くては独り学生生徒の不幸に止まらず 一般父兄に不安の念を懐かしむるのみならず 一部の学校教練反対者に有力なる口実を与ふる等本教練振作に影響する虞 尠からすと思料せらるるに付 右事故の防止に一段の注意を喚起せしむる様指導相成度

このように、同種の事故に対する訓令とは、学生個人の生命に対する危惧だけではなく、それが学校教練反対運動を刺激し、制度運用に関わりかねないことへの危機感から喚起されたものであった。そしてこれもまた東北学院ではないが、他校の事例としてそのような事態も起こっていたのである。

【学校教練反対運動の事例】

制度開始直後の1925年11月、陸軍省大臣官房副官から各師団参謀長にあてて次の様な通牒が送られている²³。

学校教練の進捗に伴ひ 其の施設に対する思想団体等の反対運動も漸く沈静に歸したる観有之候も 彼等は陰に好機に至るを待ちあるものの如く 會々小樽高等商業学校に於ける野外演習問題を捉へて 再反対運動を開始し 当地方に於ても是等の問題を利用して教練振作施設に反対の氣勢を煽らむとするか如き情勢有之候

この通牒では、これに続けて、このような口実を与えないようにと訓令するのだが、そもそもの演習のシナリオは次のようなものであった。

¹⁹ 前掲「教練実施に関する細部の事項」。

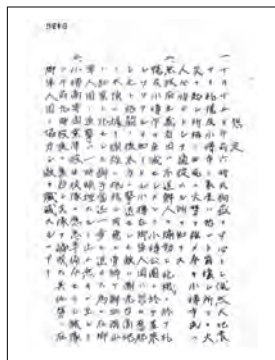
²⁰ 「学校教練関係銃器弾薬の取扱危害予防に関する件」（徴募課作成、1929年8月10日、陸軍大臣・次官他決済）「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C01001104300、永存書類甲輯第4類 昭和4年（防衛省防衛研究所）」。

²¹ 同上史料。

²² 同前史料。

²³ 「学校教練反対運動に関する件」（1925年11月30日 陸軍省歩兵課作成）「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C02031227200、永存書類甲輯第4類 大正14年（防衛省防衛研究所）」。

想定



一、十月十五日午前六時
天狗嶽を中心とし俄
然大地震あり 札幌
及小樽市の家屋は殆
んど崩壊し 所々に
火災を起し 折柄の
西風に火勢を強め今
や小樽市民は人心
恟々として適従する
所を知らず

- 二、無政府主義者団は不逞鮮人を煽動し 此機に於て札幌及び小樽市を全滅せしめんと小樽公園に於て画策しつつあるを知りたる小樽在郷軍人団は忽ち奮起し之と格闘の後 東方に撃退せしも敵は潮光台高地の天険に抛り頑強に抵抗し 肉飛び骨砕け鮮血満山の紅葉と化せしも 獅子奮迅一步も退かず 為に在郷軍人団の追撃は一時頓挫するの止む無きに至れり
- 三、小樽高等商業学校生徒隊に応急準備令せられ該隊は午前九時校庭に集合し 支隊を編成す 其任務は在郷軍人団と協力し 敵を殲滅するにあり

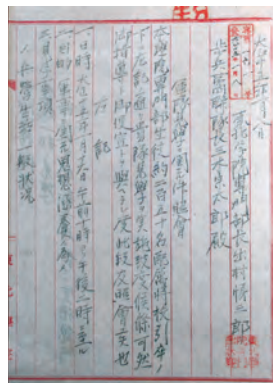
このように、このときの小樽高等商業学校の野外演習とは、明らかに関東大震災を念頭に、「無政府主義者団」と「不逞鮮人」が蜂起し、それを在郷軍人団と小樽高商生らが鎮圧するという「不穏当」極まりないものだったのである。

それに対して、「小樽総労働組合 小樽在住鮮人政治研究会小樽支部 小樽無産青年同盟 政治研究会札幌支部 北潮時報社等はその想定を不穏当なりとして反対運動を起し」、東京でも10月26日には無産者新聞が号外を発行し演説会を開催するに至った。

東北地方において類似の演習が行われたという形跡はない。だが東北学院を卒業し、東北帝国大学に勤めていた鈴木義男が、学校教練制度に反対した背景には、学校教練制度自体が持っていたこのような政治性を危惧したからでもあったのだろう²⁴。

だが東北学院においては、キリスト教主義を掲げていたにもかかわらず、そのような教練反対を唱える声が高まったわけではなかった。本稿で紹介してきた『学校教練関係書類綴』には、それとは反対に、学校教練開始以後、東北学院が第二師団隷下の歩兵第四連隊とのつながりを深めていった事例が記されている。

【「軍隊見学」の申し出】

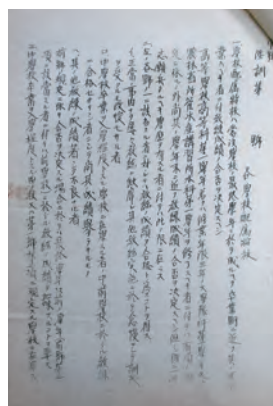


先述のように、「教練用銃器配給」の正式な通知を1925（大正14）年12月28日に得た後、最初の教練を26年2月に控えていた1月8日、東北学院専門部長出村悌三郎は歩兵第4連隊長三木宗太郎にあてて、「本学院専門部生徒約二百五十名配属

将校引率の下に左記の通り貴隊見学を実施致度候」と、配属将校の引率による「軍隊見学」を願い出ている²⁵。

その目的は「軍事に関する思想涵養の為め」であり、「兵営生活一般状況」や「中隊内務の概況」、「教練一部の見学」、そして「自動火器其他の新兵器に対する実施説明」を受けるためであった。東北学院は学校経営戦略の観点から、積極的な陸軍との協調を選んだといえよう。そしてこの時の見学願いには、より切実な狙いがあった可能性が高い。

【第1回 学校教練査閲の実施】



学校教練制度においては、いわば卒業検定試験ともいべき「査閲」という実地訓練を、師団が定めた将校（査閲官）の前で行うことが義務付けられていた。1926年1月14日、宮城県内務部長は東北学院長に宛てて、卒業生が「一年志願兵」制度の適合者になるか否

かにかかわる「査閲」の「標準」について、陸軍大臣から各配属将校に対して送られていた左に掲載したような訓令を送付した²⁶。県内務部長にとっては、このような本来であれば、陸軍内のみの訓令を回覧するのは、学校に対する親切心からであったかもし

²⁴ 仁昌寺正一「鈴木義男の平和主義」（『東北学院史資料センター年報』第2号、2017年3月）。

²⁵ 「軍隊見学に関する件照会」（1926年1月8日、東北学院専門部長出村悌三郎発、歩兵第4連隊長三木宗太郎宛）『学校教練関係書類綴』第一号。

²⁶ 「学校教練に於ける可否決定に関する件」（1926年1月14日、宮城県内務部長発、東北学院長宛）同上史料。

れない。だがそれを受けとった学校側の心証はいかばかりであったか。

そこには前掲史料のように、「左の各号の一に該当する者に対しては教練の成績を合格と為すことを得す」として、「正当の事由なく屢々教練に欠席し其他教練実施に於て怠慢にして訓戒を受くるも改悛せざる者」や「其の他教練の成績著しく不良なる者」を不合格にすると明記されていたからである。

配属将校は確かに、学校長の指揮監督下に置かれてはいる存在であった。だが査閲官はそれとは異なり、師団や連隊に属する文字通りの「現役将校」に他ならなかった。その査閲官が、兵役上の特典獲得の合否を握っている以上、学校としては何としてもその心証をよくしておきたいと願うことになる。

先に紹介したように、「本学院専門部生徒約二百五十名」を「配属将校引率の下に」第4連隊を見学させようとした理由は、ここにあったといえるであろう。それは兵役上の特典供与に直接かかわる可能性がある陸軍軍人らとの人的交流を深めておくという狙いに基づいた見学だったと考えられるのである。

そして出村悌三郎と第2師団参謀長黒坂静一の間で何度か日程の調整が行われ、最終的には1926（大正15）年2月24日に東北学院最初の学校教練査閲が行われることになった。なお、先述の「実弾払い下げ」の際に宮城県警察に伝えた、実弾消費予定日が重なっていることから鑑みるに、おおよそ東北学院では、年度内の査定日時を内々に通知されていた可能性が高い。学校側が、このような結びつきの副作用をこの時点で認識していたか否かは、不明である。だが次稿以降で見ていくように、この様な軍への依存姿勢は、次第に東北学院の首を締めつけていくことになる。

科目	時間	場所	備考
射撃	1.30	射撃場	
銃剣術		銃剣術場	
防毒面の装脱		防毒面場	
その他			

それでは第1回の教練査閲はどのような内容だったのか。その予定表は上に掲げたとおりである。総所要時間は3時間程度、配属将校による「軍事講話」

もわずか30分であり、その場所も「室内」としか記されていないものの、「備考」を参照するに、「雨天体操場」であった可能性が高い。また「所見の開示」の場所にしても、「院長は立会ふものとす」とあることが意味しているのは、少なくともその場所が、院長が本来いる場所ではないということであろう。

なぜ、その点を確認しなくてはならないかといえは、次稿以後の内容となるが、この学校教練査閲の内容の変化そのものが、その後の学校と軍隊との関係の変化を示すからである。

第1回の実施から15年を経た1940年（昭和15）度の査閲の予定表は下掲の通りであった。

日	時間	場所	内容
2月24日	8時10分	礼堂	礼拝堂
2月24日	8時20分	院長室	状況報告
2月24日	9時	雨天体操場	図上指揮法
2月24日	9時15分	雨天体操場	銃剣術
2月24日	9時30分	雨天体操場	防毒面の装脱
2月24日	10時	雨天体操場	配属将校による講話

この場合、まず8時10分から20分にかけて、「礼堂」において「勅語証書奉読」がおこなわれ、ついで「院長室」において配属将校による「状況報告」が行われたのち、「雨天体操場」において「図上指揮法」や「銃剣術」、「防毒面の装脱」が行われ、昼食をはさんで最後は14時からの「配属将校」による所見開示が行われていることを確認できる。総計6時間以上に及ぶものへと変貌を遂げていたのである。

だがことは時間の長さだけではない。東北学院にとっても最も権威のある場所であったはずの「院長室」において、配属将校が「状況報告」や「所見及び懇談」を開示するという意味は決して小さくはない。学生にとっても、院長室において、院長を差し置いて軍人が講話と総評を行う、という場面の意味は理解できたはずである。

さらに言えば、院長室には勅語が納められていたことも考慮しなくてはならない。『東北学院の歴史』にも記述したように、東北学院は1935年には昭和天皇・皇后の御真影の下賜を受け、学校行事においてもその掲揚を行っていた。だが1940年8月には文部省の意を受けた宮城県庁に、宮城学院など在校のキリスト教主義学校の学校長らが呼び出され、「我国に於けるあらゆる学校の教化目的の中心点は皇国民

の錬成と云ふことである。従ってキリスト教主義学校も之を中心とせねばならぬ」という口頭での注意を受けた事実があった²⁷。

院長室で勅語の権威を背景とした配属将校が、学生に講話を行うという形式が、いつまで遡るのかを確認する史料は未発見である。だがこのように院長室に配属将校を招き入れるということも、時勢を鑑みした場合、東北学院がキリスト教教育の維持と「皇国民の錬成」を両立させようとした苦肉の策であったと捉えることができよう。

だがこの直後、そのような学校側の苦心にもかかわらず、(別の見方をすれば、そのような糊塗がゆえに)、東北学院では「天皇とキリストのどちらが偉いか」という点をめぐる配属将校と在学生との軋轢が表面化していくことになる。その点もまた次稿以降で言及していきたい。

²⁷ 『東北学院時報』第150号特別号2、1940年9月1日発行。

河西 晃祐プロフィール KAWANISHI, Kosuke

1972（昭和47）年生まれ。
上智大学文学研究科博士後期課程修了。
立命館大学非常勤講師、東北学院大学講師・准教授を経て現職。
2015（平成27）年4月東北学院史資料センター所長に就任。

危険な恋愛—地獄篇第5歌 「パオロとフランチェスカ」を読む

京都大学名誉教授
京都産業大学講師
齋藤 泰弘

はじめに：研究者とディレッタントはどこが違うか、分りますか？

これから皆さんにお話ししようと思うのは、今から7世紀前——というと、日本では鎌倉時代の末期に当たり、兼好法師が『徒然草』を書いていた頃ですが——その同じ頃にイタリアで活躍した詩人ダンテについての話です。彼は膨大な長編詩『神曲』を書き残しましたが、今回はその中でも地獄篇に出てくる、あるごく小さなエピソードについてお話ししたいと思います。それは、情欲の罪で地獄に落とされて苦しんでいるパオロとフランチェスカの物語です。でも、その話に入る前に、ひとつ皆さんに断っておかなければならないことがあります。

それはディレッタントと研究者の違いについてです。両者——たとえばディレッタントのわたしと、次に話をされる若い研究者の原基晶さん——の最大の違いはどこにあるか？ その答はきわめて簡単です。ダンテについて論文を書いている人を研究者と呼び、書いたことがない人はディレッタントだということができます。両者とも常に読者や聴衆を意識していますが、研究者が相手にしているのは、一般の人ではなく、世界の第一線で活躍している研究者たちです。ですから彼は、ライバルたちの論文をしっかりと読んで、それをちゃんと踏まえた上で、さらに、それまで誰も言わなかった新しいこと(What's new?)を言わなければなりません。ですから研究者は、否応なく前進あるのみのきびしい競争世界に生きているのです。

その点で、ディレッタントはまったく違います。まなじり決して「なにかを書かなきゃ！」という気負いや責務はなくていいのです。自分の好きなものを読んで、おいしく味わって、満腹するだけで、誰にも文句は言われないという自由の特権があります。ですから、両者は役割が違うと言ったらよいでしょう。研究者は国際競技にエントリーするランナーですが、ディレッタントは、いわば気楽な散歩者なのです。

というわけで、ダンテについては、わたしは本物のディレッタントですから、自分に課された役割を忠実に守って、ダンテの話をしようと思います。ではその役割というのはなにか？ それは聴衆の皆さんをダンテについて《物知り》にすることではなくて、自分と同様にダンテを《好き》になってもらうことです。彼はわれわれから遠い時代に生まれて、しかもまったく異なった文化の中で生きて死んだ人間です。しかし、彼もわれわれも同じ人間ですから、時代や文化の違いを越えて共感し理解することができるのです。これは、いわば死の牢獄に閉じ込められていた人を、そこから解放して、生者の世界に連れ戻してやることです。今日、わたしに与えられたテーマは、パオロとフランチェスカの物語ですが、このかわいそうな2人の恋人を地獄から救い出す作戦・・・それは想像しただけでも感動的な企てではありませんか？

第1章 現代イタリアでは、ダンテはどのように読まれているのか？



現代イタリアでダンテの詩はどのように使われているか？

ジャンネッリの一口漫画(コリエーレ・デラ・セーラ紙)から

COMMEDIA (神曲) = 喜劇
PRUGATORIO (浄罪界) = やっと地獄から出られたな)

ウェルギリウス = 前首相エンリーコ・レッタ
ダンテ = 前財務大臣サッコマンニ

"E QUINDI USCIMMO A RIVEDER LE STELLE"
(神曲地獄篇の最後の詩行：
「こうしてようやく、われわれは地獄から抜け出して、再び星空を見た。」)

夜空に輝くのは、欧州連合 (EU) の《12の星》

現代のイタリアの義務教育では、国語の時間に生徒たちが偏食に陥らないように、古典文学の作品を無理矢理に食べさせられます。その中でも2大長編傑作と言われるのが、ダンテの『神曲』と、マンゾーニの『いいなずけ』です。したがって当然のことながら、子供たちが最もうんざりして、最も嫌になる作品が、この2大傑作なのです。しかし、子供の時に嫌々ながらも体で覚えさせられたものは、大きくなってから自然に芽を吹くようになります(小さな時に体で覚えたものを素養と言いますが、これがその人の人間性を形作っているのです)。

その1例をお見せしましょう。これは数年前のコリエーレ・デラ・セーラ紙に載っていた「ジャンネッリの一口漫画」です。この時イタリアは、ようやく地獄のような経済危機から抜け出して、欧州連合(EU)から脱落しないで済んだのですが(でも地獄の出口は煉獄の入り口ですから、今後とも辛い試練は続くのですが……)、ジャンネッリはこの時のイタリア政府のホッとした心境を、なんの典故も挙げずに《こうしてようやく、われわれは地獄から抜け出して、再び星空を見た》と言って冷やかしています。でも、イタリア人ならこの文章を見てすぐに、「これはダンテの『神曲』地獄篇の最後の詩

行だ!」と分るのです。これこそ身に付いた素養の力ですね。

どうか皆さんもこの場面を想像して見てください。地獄というのは巨大な夜のドーム球場のようなもので、しかも照明が消えて真っ暗闇の世界です。そこから大変な苦勞をして抜け出して(ダンテにぶら下がり取材をして「いったいどこをどう通って煉獄の島にたどり着いたのですか?」としつこく尋ねたら、「記憶にありません」というつれない返事でしたが……)、ともかくもようやく、爽やかな夜空を眺めることができたのです。息苦しい地下の世界から風の流れる大空の下に出られたという感動を、見事に言い表した言葉だとは思いませんか?

第2章 ボッカッチョの伝える実録パオロとフランチェスカ



『デカメロン』で有名なボッカッチョは、その晩年にフィレンツェで、ダンテの『神曲』講義をしています。その中で彼はパオロとフランチェスカの話についても解説しています。それによれば、ラヴェンナのポレンタ家とリミニのマラテスタ家は、それまでの長くて無益な戦争をやめて仲直りするために、政略結婚をすることにしました。ポレンタ家のお姫様フランチェスカと、マラテスタ家の当主ジャンチョットの結婚による手打ちです。ところが、このジャンチョットは勇猛な武人でしたが、女性から見たら大きな欠点がありました。足の悪い不具者で、しかも醜男だったのです。フランチェスカは勝気なお姫様でしたから、もしそんなことを知ったなら「絶対に嫌よ!」と拒絶するに決まっています。そこで周囲の人々は一計を案じました。ジャンチョットの弟で美男子のパオロを名代としてラヴェンナに差し向けて、彼女に結婚相手だと思い込ませたのです。彼女は「これならまあいいか」と思って、密かに喜んでお嫁に行きます。ところが、結婚して1夜開けて、自分の隣に寝ている花婿を見たら、なんと別人だったのです。彼女のショックと、怒りと、自分を騙した人々への憎しみを、ボッカッチョは次のように語っています。《彼女は騙されたと知って激しく怒り、そのせいで最初パオロに抱いた愛を、その後もそのまま抱き続けたとしても、それは仕方のないことだろう》。彼は同じ人間として、誇り高い女性が自分を騙した社会への復讐としての不倫行為に同情していることがよく分かります。

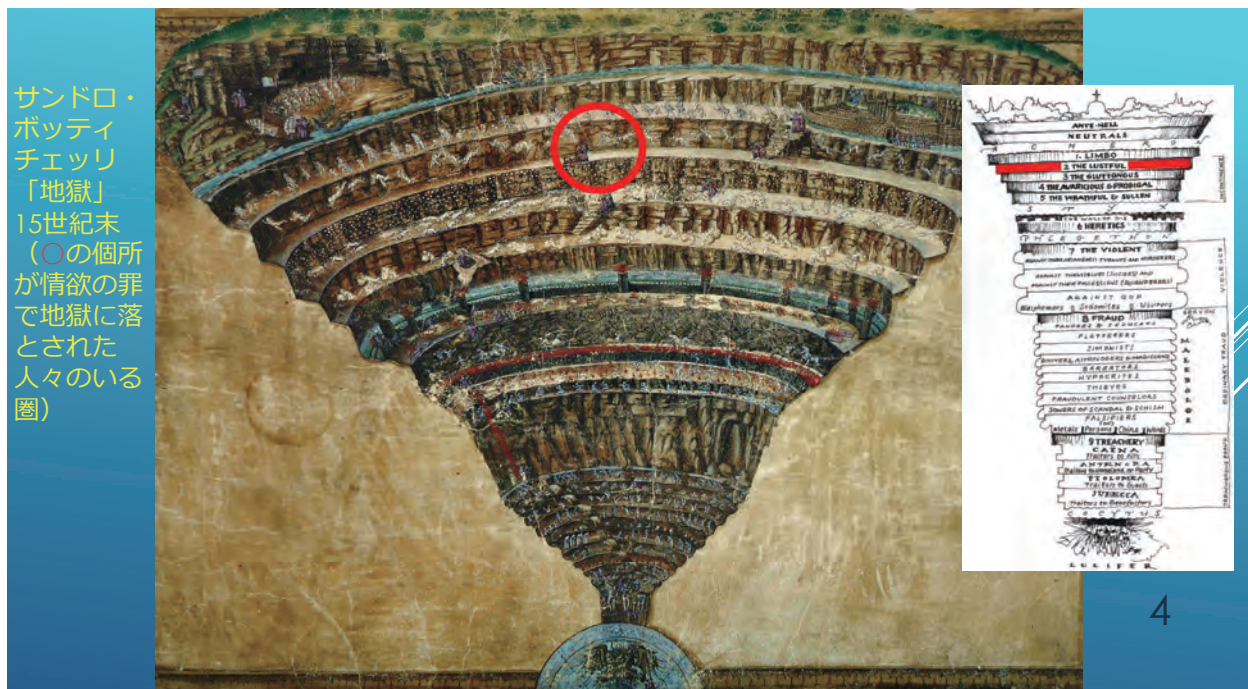
だが、社会はそれを許しません。ジャンチョットの召使いが、フランチェスカの不義の有様を主人に告げ口します。そこでジャンチョットは、それが事

実かどうか確かめるために、用事で外出するふりをして、夜、密かにリミニの居城に戻って、2人のいる部屋を襲います。それに気付いたパオロは、すぐに床の上げ蓋から下の階に逃げようとしますが、衣服が引っ掛かって逃げられない。万事休す。パオロとフランチェスカは、兄で夫の手にかかって殺されてしまいます。そしてジャンチョットは、2人を始末した後、無言のまま直ちに用事に戻ったとのこと。まるで何事もなかったかのように・・・これが事件のあらましです。

ただしボッカッチョも、ダンテの語る有名なエピソード（これについては後で話します）には懐疑的で、次のように述べています。《彼女がどのような切っ掛けでパオロと情を通じるようになったのか、それについてはダンテの書いた言葉以外に、誰からも聞いたことがない・・・だから、それはフィクションではないかとわたしは思っている》。

当時の公文書や年代記は、この事件について完全に沈黙しています。これはラヴェンナとリミニの両家にとって恥辱となる事件ですから、彼らはあらゆる記録からその痕跡を消し去ったのでしょうか（こういうのをDamnatio Memoriae「この世から罪人のあらゆる痕跡を消し去る処罰」と言います）。しかし、彼らを人々の記憶から消し去ることはできませんでした。民衆はこの2人の罪人の運命を深く哀れに思い、彼らのために心のこもった架空の墓碑銘を作って、2人の罪を許してやったのです。ダンテの物語は（これについては第5章で話しますが）、その中でもとりわけ哀れ深いフィクションだった、というのが本当のところではないでしょうか。

第3章 不倫の愛で殺された2人は、地獄のどの圏に落とされたのか？



サンドロ・ボッティチェリ「地獄」15世紀末（○の個所が情欲の罪で地獄に落とされた人々のいる圏）

この挿絵は画家のボッティチェリが、16世紀初めに描いた『神曲』の挿絵の1枚で、地獄全体の見取り図です。この中でパオロとフランチェスカはどの箇所ですら苦しんでいるのでしょうか？ まず上辺の地表の部分には緑の樹木の生い茂る森がありますが、これがダンテの迷い込んだ《暗い森》です。ここでダンテは、尊敬するローマ時代の詩人ウェルギリウスに助けられて、地獄巡りに出発することになります。

地下の世界で最初に目にするのは、《地獄落ちにも値しない軽蔑すべき人々》、つまり、定見を持たず、常に日和見だけで生きてきたふがない連中です。彼らは、天国はもちろん、地獄にも行くことができません。地獄でさえも、気概のない人間だけは毛嫌いするからです。われわれも自分の将来の行き先を考えて、心しておかねばなりませんね。

次に、アケロンテ川【図中の上の水色の帯の部分】の川岸にたどり着きます。そこには恐ろしい渡し守のカロンがいて、亡霊たちを向こう岸まで、つまり本当の地獄の一丁目まで渡してくれます。

最初の圏はリンボ（辺獄）と言いますが、そこはキリスト教の洗礼を受けずに亡くなった人々の溜まり場です。ですから、キリストがこの世で福音を

伝える以前に死んだ人々、ダンテが尊敬してやまなかった古代の詩人や哲学者たちは皆ここに集められています。さらに、キリスト教の時代以後も、生まれたばかりで、まだなんの罪も犯さないのに亡くなってしまった赤子たちが、洗礼を受ける前に死んだという罪だけで、かわいそうに、この場所に入られています。

さて、その次の第2圏が、姦淫の罪を犯して死んだ人々のいる場所です。パオロとフランチェスカも、この圏でそれ相応の罰を受けています。それがどのような罰なのかは、次の章でお話しますが、地獄というのは、下の方に行くにつれて罪の重い人が入れられていますので、彼らはいわば上から2番目の軽い罪で、永遠の罰を受けていることになります（ちなみにその下の第3圏には、飽食の罪を犯した人々が閉じ込められていますが、姦淫よりも飽食の方が重い罪だとは、やはり悲惨な餓死者が多かった世相を反映しているのでしょうかね）。

第4章 2人はどのような神罰を受けているのか？ ボッティチェリの挿絵の細部から

ボッティチェリの
地獄図の細部。

フランチェスカ
とパオロに尋ね
るダンテと、憐
みのあまり気を
失って倒れるダ
ンテ。



その話に入る前に、余談ですが、この拡大図の上端に、衣服を着た大人と裸の子供たちが走っているのが見えますね。これは辺獄に住んでいる古代人と、生まれてすぐ死んだ赤子たちの姿です。靈魂は肉体を失っていますから、本当はすべての人が、靈魂らしく素っ裸で描かれるべきなのですが、古代人だけは情状酌量の余地があるので、お目こぼしで着衣を許しているのでしょう。

さて地獄の神罰では、前世で犯した罪の重さに見合った、その真逆の刑罰が課されます。これを因果応報の刑（コントラパツ）と言います。たとえば姦淫の罪を犯した者たちは、前世では肉欲に煽られて結び付いていました。したがって、この世（つまり死後の世界）では、愛人たちが暴風で空中を吹き飛ばされ、ぶつかり合って打ち身の傷を負っては、再び離れ離れにされます。

そしてこの暴風が少し風いだ時に、2人の靈に向かって声を掛けると、彼らはまるで《つがいの鳩が、翼を広げたまま、大空から愛の巣に向かってまっすぐ飛んでくるように》、ダンテのいる所にやってきます。そして自分たちの悲劇のあらましを打ち明けます。ダンテはその告白を聞いて、憐憫のあまり気を失って倒れますが【図を参照】、これが今日の

話の中心となるエピソードです。では、勝気なフランチェスカお姫様は、いったいどのような切っ掛けでパオロと情を通じるようになったのでしょうか？ これこそ、われわれが本当に聞きたい話ですよ。

第5章 山川丙三郎さんの訳（1914年）は、なにが優れているのか？

クリストフォロ・ランディーノの注釈付の『神曲』

(1491年)
木版挿絵

【図中のVはウェルギリウス、Dがダンテ】

こうしてパオロとフランチェスカの物語の核心部分に入るわけですが・・・またその前に、これまで日本で出版されたさまざまな『神曲』訳の特徴について簡単に眺めておきたいと思います。それはどうやら2つの路線に分れるようです。その一方は、できるだけダンテの原文に忠実な訳にしようとする路線（山川丙三郎訳、1914年；最近では原基晶さんの訳、2014年）です。もう一方には、現代の読者の心情に合った表現にしようという路線（平川祐弘訳、1966年；藤谷道夫訳、2011年）があります。実はこの両者はともに長所と短所を持っています。たとえば原文（のダンテ時代の心情）を生かした訳にすればするほど、現代人の心情からは遠ざかって、理解しにくくなる可能性があります。それに対して原文を意識して現代人の心情に叶う表現にすると、理解しやすくなるのはありますが、ダンテの時代の心情から遠ざかってしまうこととなります。ですから、この両者の短所をできるだけ少なくして、両者の長所をうまく取り込むような訳ができればいいのですが、こればかりは「言うは易く行は難し」で、はっきり言って無理難題というものです。

しかし、訳の良し悪しの評価については、もう一つの違った見方があって、わたしはこっちの方が

もっと重要だと思っています。それは原作者とその作品に対する畏敬の念が感じられるような訳文かどうかという観点です。わたしはどのような著作を日本語に訳す場合でも、その作品に対する尊敬と愛情が自ずと表れないようなものは、本当によい訳だとは言えないと考えています。だって、それが無いような訳は、原作者よりも訳者の能力を自慢するだけの不遜な訳になってしまうからです。

この観点からすると、わたしは原文に忠実な路線の方に軍配を上げたいと思います。山川丙三郎さんの訳と、彼の路線の後継者である原基晶さんの訳文には、ダンテに対する敬意があり、その原文を大切に、そのニュアンスをできるだけ忠実に訳してあげようという健気な気持ち——これは人間として本当に大切なものです——がよく感じられるからです。

第6章 ダンテの語るパオロとフランチェスカ事件の真相

ダンテ『神曲』地獄篇第5歌
「パオロとフランチェスカ」を
イタリア語原文で読んでみよう

- ▶ *Noi leggiavamo un giorno per diletto*
- ▶ *di Lancialotto come amor lo strinse:*
- ▶ *soli eravamo e senza alcun sospetto,*
- ▶ *Per piu fiate li occhi ci sospinse*
- ▶ *quella lettura, e scolorocci il viso:*
- ▶ *ma solo un punto fu quel che ci vinse,*
- ▶ *Quando leggemmo il disiato riso*
- ▶ *esser baciato da cotanto amante,*
- ▶ *questi, che mai da me non fia diviso,*
- ▶ *la bocca mi bacio tutto tremante,*
- ▶ *Galeotto fu 'l libro e chi lo scrisse:*
- ▶ *quel giorno piu non vi leggemmo avante`.*
- ▶ *Mentre che l' uno spirto questo disse,*
- ▶ *l' altro piangea: si che di pietade*
- ▶ *io venni men cosi com' io morisse,*
- ▶ *E caddi come corpo morto cade.*

7

さていよいよダンテの語る事件の真相ですが、まず上に挙げた原文の箇所を、山川さんがどのように訳しているのかを見てみましょう（彼の本が出た1914（大正3）年と言え、今から100年以上前ですから、ろくな辞書もなかった時代です。それなのにあれほど正確な訳文が作れたとは、本当に奇蹟——いや、本人の人並み外れた努力の賜物だ——としか言いようがありません）。

われら一日こころやりとて／恋にとらはれしランチャロットの物語を読みぬ／
ほかに人なくまたおそることもなかりき／
書はしばしばわれらの目を唆し／色を顔よりとりされり／
されど我等を従えしはその一節にすぎざりき／
かの憧るる微笑が／かかる恋人の接吻を受けしを讀むにいたれる時／
いつにいたるも我とはなるることなきこの者／
うちふるひつつわが口にくちづけしぬ／ガレオットなりけり書も作者も／
かの日我等またその先を讀まざりき／
一の魂かくかたるうち／一はいたく泣きたれば、我はあはれみのあまり／
死に臨めるごとく喪神し／
死体の倒るごとくたふれき／

この明治浪漫主義の香り高い文体は、残念ながら

21世紀の現代人にはあまりピンと来ません。文意に向かっただけでまっすぐ歩いて行かず、回転しながら次第に近付くような文章なので、イライラしてしまうのです。しかし、この文を何度も熟読玩味する人——そしてとりわけ、そこから原文を思い浮かべられるような人——であれば、原文のニュアンスを見事に捉えた訳だなど感心するはず。原さんの現代語訳については、ここでは挙げません（講談社学術文庫2242をお読みください）。その根本精神においては山川訳に似ていますが、それは原文のニュアンスに忠実に、という同じ轍にはまる者なら、どうしても似ざるをえないものなのです。ですから、原さんにとって似ていることは、むしろ名誉なこと。しかし、ここで原文の解説をするには、なんらかの叩き台が不可欠ですから、わたしが即席に作った《はすっぱ調》の訳を出しておいて、原文のどのような表現がすごい、というよりズツとするものかについてお話したいと思います。左の欄に拙訳を、右の欄にその解説を挙げておきます。

『神曲』地獄篇第5歌vv.127-142

「ある日わたしたちは、ランスロットの切ない恋の物語を、楽しみながら読んでいた。わたしたちは2人だったけど、恐れなんて何も抱いてなかったわ。

読み進むにつれて、わたしたち、何度も顔を見合わせて顔色を変えた。でもわたしたちがついに打ち

負かされたのは、ある箇所まで来た時のことなの。

偉大な恋人が、憧れの女性に接吻する場面まで読んだ時、地獄でもわたしに引っ付いて離れないこの人が、わなわたと震えながら、わたしの唇に接吻して来たのよ。

ガレオットのように2人の仲立ちをしたのは、その騎士物語とその物語を書いた作者だったのよね。その日、わたしたちはもうそれ以上読み進まなかったわ。」

一方の霊がその話をしている間、もう一方の霊は激しく泣きじゃくっていた。わたしは憐憫のあまりにまるで死んだように気が遠くなって、命を失った肉体が倒れるように、わたしは倒れた。

【解説】

切ない恋物語を読むことは、仲のよい義理の姉と

弟にとって罪のない楽しみであったはずなのですが……

だんだんと読み進むにつれて、他人の恋の行方に一喜一憂していた2人の心に、無意識界に渦巻く何か得体の知れない恐ろしいものが、次第に湧き上がって……

ついにその本当の姿を現すという恐ろしい瞬間に、読者も立ち会わされます！

「わたしたちにそんなつもりはなかった。だからわたしたちに罪はないのよ！」

「じゃあ、あんたらは何をしてたんだね？」

この時、ダンテはわざと読者の想像力に急ブレーキをかけて、読者を否応なく前方につんのめりさせます。

その後、重い砂袋のように、ダンテの体がドサッと地面に倒れる音が聞こえて来ます。

第7章 フランチェスカ姫と、『スターウォーズ』のレイヤ姫は似ていない？



この詩行がどうしてわれわれの心を打つのでしょうか？ この問いに見事に答えてくれているのは、20世紀イタリア最大の劇作家ピランデッロです。彼は、ダンテが芸術作品という不朽の《形》の中に《生》のダイナミズムを閉じ込めるのに成功しているので、読者がその詩行を読むたびに、フランチェスカは甦って自分の悲劇を告白するのだ、と述べています。

《われわれが『神曲』のページをめくるたびに、

フランチェスカが甦って、自分の甘美な罪をダンテに告白するのが見られる。そして、この一節を十万回続けて読み返したとしても、フランチェスカはその度ごとに十万回続けて、その同じ言葉を繰り返すが、それは決して機械的に繰り返すのではなく、毎回初めてのように、突如沸き起こる情熱に駆られて話すので、その度ごとにダンテは気を失って倒れるだろう。》

フランチェスカの告白を聞くたびに、ダンテが気

を失って倒れるという、ピランデッロのレトリカルな表現は大変見事なものです。この読むたびにダンテに毎回訴えるお姫様の姿は、なんとなく『スターウォーズ』の第1作目に出てくるお姫様のホログラム映像——繰り返しオビ=ワン・ケノービに助けを求めるレイヤ姫——に似てない？

でも、実を言うと、本当の問題はそこにはありません。本当の問題は、なぜダンテは気を失ったのかということだからです。それは、フランチェスカの告白を通じて、意識下の暗い牢獄の中に閉じ込められていた欲動が、この場面で初めて——まさに文学

史上初めてのことで——現実の世界に噴出して、われわれの目の前にその奇怪な姿を現したからではないでしょうか？ 理性の光に支配された平静な精神世界の水面から、突然、ぬっと得体の知れない怪物が頭を現すのを目撃した恐怖、醜くも哀れな人間の怨念の物狂いの姿を見て、ダンテは恐怖と憐憫の情で気を失ったのではないか？ ですから、ダンテはまさに、20世紀になって心の無意識の領域を発見したジークムント・フロイトの先駆者だったと言えるのです。

最終章 パオロとフランチェスカの物語を後世の人々はどのように読んで図像化したのか？



では最後に、ダンテの『神曲』を読んだ後世の人々は、この物語をどのようにイメージしていたのでしょうか？ その図像の歴史について簡単にお話して、このテーマの話が終わることにしたいと思います。

まず最初にお見せするのは、14世紀末頃に描かれたと思われる、おそらくは最初期のパオロとフランチェスカの挿絵です（リミニ市グラデニーゴ写本）。この場面では、ウェルギリウスが厳しい表情で、2人の罪人をダンテに向かって指差しています。当時のヴェネツィアは、東方ビザンツ文化の影響を強く受けていましたので、靈魂を裸の子供として小さく描きました。ですから、パオロもフランチェスカも成熟した小人としてリアルに描かれています（乳房

を持つフランチェスカ、頭が禿げ上がり髭を生やしたパオロ）。さらに細密画家は、両者の生殖器をちゃんと描くことによって、彼らが情欲の罪を犯した墮地獄者であることを明示しているのです。

パリ写本（ロンバルディアの細密画家）
15世紀前半 パリ国立図書館 CODICE ITALICO 2017



次は、15世紀前半のロンバルディアの細密画家が描いた挿絵です（パリ国立図書館）。ここではうねる暴風に飛ばされながら、フランチェスカがダンテに向かって自分たちの事件を物語るシーンを描いて

います。両者の苦悶の表情と、パオロの髪が風で背後になびいている描写は、地獄の責め苦の苛烈さを雄弁に物語っています。彼らはまさに地獄で苦しむ罪人で、甘美な恋の雰囲気は一切感じられません。

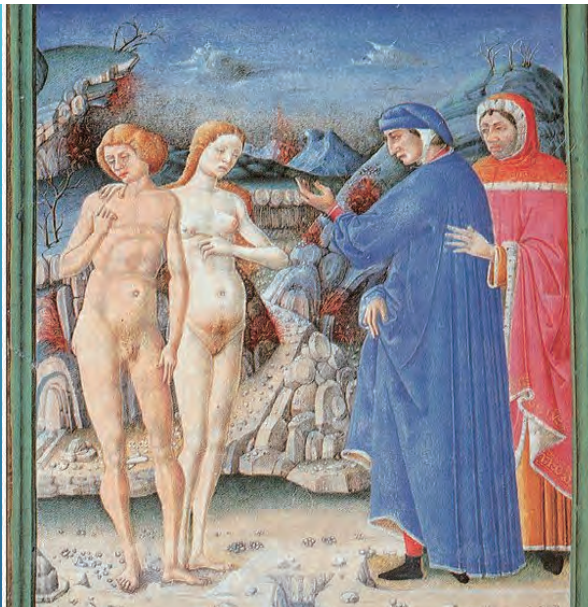
アルフォンソ・ダラゴーナの『神曲』写本
プリアモ・デラ・クエルチャ画（15世紀前半）



これは15世紀前半に細密画家プリアモ・デラ・クエルチャの描いた挿絵です（大英博物館）。物語は左端でダンテとウェリギリウスが暴風に飛ばされる亡者たちを呼び止めるところから始まります。次いで右端に移って、呼び止められた若い恋人たち（三つ編み姿のフランチェスカ！）が近寄ってきて、身の上話をしています。画面中央では、ダンテが目

を閉じて片膝をついていますが、これは憐れみのあまり気を失って倒れる寸前の姿勢です。パオロもフランチェスカも精悍な若者で、自分たちの行いを悔いているようには見えません。逆に生者のダンテの方が気を失っているのです。若さとダイナミズムが感じられる人文主義時代の、しかもまだ地獄の存在も信じていた時代の挿絵です。

フェラーラの細密画家
15世紀後半(1474-82年)
ローマ、ヴァチカン図書
館 MS. URB. LAT. 365



12

次は、ルネサンス時代のフェラーラの細密画家の作品です(ヴァチカン図書館)。ここには刑罰の悲惨さは見られず、若者たちが犯してしまった若気の過ちがあるだけです。パオロとフランチェスカは、その髪型から見て15世紀のフェラーラの宮廷貴族の子弟子女ですし、しかも彼らは裸で地上に立ったまま、自分たちの過ちをダンテに告白しています。背景もほとんど自然の風景で、樹木が生え、遠い青空には雲も浮かんでいます。衣服を剥ぎ取られ

た2人の悲しい裸体と、所々に見える業火だけが、地獄を暗示していますが、地獄の亡者たちといえども、やはり同じ人間であるという初々しい人間観が芽生えているように思われます(過ちを犯した貴族の子弟を、家庭教師のダンテが叱っていて、その彼の先生のウェルギリウスが、怒るダンテを押し留めているように見えて、思わず微笑まれてしまうのですが・・・)。



ドミニク・アング
ル(1819年)



13

時代はずっと下って、フランス革命後の新古典主義時代のアングルの作品です。この絵はまるで実際の演劇の一場面のようなようです。パオロはおずおずとフランチェスカに接吻しようとしませんが、彼女は顔を背けて拒否するそぶりを見せています。でも、彼女の心はすでにパオロの愛を受け入れており、彼女の手は騎士物語の本を力なく落とし、その本はまさに落下する途中で宙に浮いています。そして舞台の裾

幕では、醜男のジャンチョットが、剣を抜いて2人を殺そうと身構えています。この時代は啓蒙主義の理性信仰の時代でした。彼らは来世の存在を信じていませんでしたから、地獄の光景を思い描くこともありませんでした。パオロとフランチェスカのドラマのすべては、現世で始まって現世で終わっているのです。

ウィリアム・
ブレイク
(1824-1827
年)

William
Blake



近代のダンテの挿絵画家の中できわめて異色なのは、イギリスのロマン主義的な神秘主義者のウィリアム・ブレイクでしょう。彼が幻視する地獄では、情欲の罪を犯した亡者たちは、暴風に吹き飛ばされていたりはしません。彼らはまるでカエルの卵のように数珠繋がりになって、生命の連鎖の中で運動しているのです。そして。パオロとフランチェスカは、太陽の栄光に包まれて眩しく光り輝いています。これはどうやら神秘的な愛の賛歌であり、生命の勝利を歌っているようです。そしてダンテと言えば、完全にノックアウトされて、地上に仰向けに

伸びています。おそらくはフランチェスカの告白から、なにかよほど強烈な神秘の啓示を受けたせいで、失神してしまったのでしょう。それがどのような啓示だったのかは不明ですが、おそらくは神による天地創造をも含む、宇宙の万物の謎を解く鍵の啓示だったような気がします。カトリックやプロテスタントの神学者たちが、彼の図像の中に異端的な神秘主義と、キリスト教の神に対する密かな不敬の念を嗅ぎ取って反発したのも分るような気がします。ともかくも近代では珍しい、きわめて異色で迫力あるダンテの解釈ではあります。

アリー・
シェファー
(1835年)



そして最後に紹介するのは、ラファエル前派に属するアリー・シェファーの官能的なパオロとフランチェスカの絵画です。まずここで最初にはっきり断っておかねばならないのは、この2人が裸体のままでは、地獄で劫罰を受けている亡霊だからではない、ということです。彼らはわれわれと同じ現世にあって、道ならぬ恋の甘い喜びと、社会の厳しい目への怯えの間で、途方に暮れる生身の人間なのです。その証拠には、2人とも目を瞑って、なにも見まいとしているではありませんか。そして、この2人を見つめるダンテの深刻そうな表情は、なにを意味しているのでしょうか？ それはけっして宗教的な罪と罰のことでないように思います。19世紀に一世を風靡した市民劇のテーマから言うと、この

しかつめらしい表情のダンテさんも、本当は妻と愛人との三角関係の中でどうしたらいいか悩んでいるだけの裕福な市民ではないのでしょうか？ つまり、ここに描かれているパオロも、フランチェスカも、またダンテも、すべて偽の人物であり、本当は仮装したブルジョワに過ぎないのではないかと思います。もし本物のダンテがこの絵画を見たら（そんなことが不可能だとはよく承知していますが・・・）、きっとなんの断りもなく自分を偽の証人に仕立てた画家のシェファーに激しく怒って、彼を地獄の底の方にある《偽造者》の圏におち込んだことでしょう（地獄篇第30歌、文書偽造で入獄した公証人ジャンニ・スキッキと同じ牢獄です）。



16

こうしてパオロとフランチェスカの悲劇は、20世紀に入ると、ますます世俗化の道をたどり、14世紀のダンテの詩が内包していた、かつてのドラマティックな緊張と神罰への畏怖の念は失われて行きます。そしてすべては現世の人間ドラマとなるのです。

この世俗化の系列のしんがりに位置して、その最大の記念碑となるのが、後期ロマン派で芸術至上主義者ダヌンツィオの戯曲『フランチェスカ・ダ・リミニ』でしよ

う。そして、この実に豪華な悦楽に満ちた生と死の台本に基づいて、それをほぼ忠実にオペラ化したのが、リッカルド・ザンドナイ作曲の『フランチェスカ・ダ・リミニ』(1914年)です。しかし残念ながら、これについてはお話をする時間がないので、今回は割愛せざるをえません(メトロポリタン歌劇場で収録したDVDが発売されていますので、興味のある方はそれをご覧ください)。



京都大学名誉教授
斎藤 泰弘

17

斎藤 泰弘プロフィール

SAITO, Yasuhiro

1946(昭和21)年福島県生まれ
京都大学文学部博士課程修了
京都大学文学研究科教授(イタリア語学・文学)
2010(平成22)年退職、京都大学名誉教授
現在、京都産業大学非常勤講師
最近の業績:『ゴルドーニ喜劇集』(名大出版、2007年)、
『ダ・ヴィンチ絵画の謎』(中公新書、2017年)など

ベアトリーチェの微笑

— 暗い森と大海原と日の光 —

東海大学ヨーロッパ文明学科専任講師

原 基晶

「恋するダンテ」

ダンテの文学は、西ヨーロッパ都市社会成立後の都市共和制が発達した13世紀14世紀の商業革命の中から生まれてきた。ダンテの文学を際立たせるのは、現実描写¹と現代で呼ばれることになった彼の手法とそれを支える文体だった。その現実描写は、封建制下の身分制における血族意識が特徴となる社会から脱した、新たな社会において可能となった多種多様な人生を描く必要から生じてきたものだった。それゆえに、『神曲』の構成として、煉獄という死後の一世界が登場してきたことは当然でもあった。なぜなら、ダンテの生きた新たな社会においては都市市民という存在が主役となり、彼らの間では個人としての人間存在が重要視され、その個人の行動を倫理的に判定するために煉獄という新しい場所が必要だったからだ。

ダンテが倫理的に人々の行為に判定を下す基準には、上述の商業革命によって成立した都市商人の文化から生まれた平和という思想が大きく関係した。これは都市共和制を支える商業、つまり貿易にとっては平和的環境が必要なことを考えれば当然である。この思想は、それまでの封建制下の、不足する物資は戦って奪うという戦闘時の勇気が美德とされた騎士の文化とは根本的に異なるものであった。本論文では最初に、この平和の思想が、「天国篇」において世界平和という思想に昇華していることを確認する。

当然のことながら、ダンテのこの世界平和という思想には、社会の諸階層の利害関係が調停され得ることが前提になる。しかし（詳細は別な機会に論じたいと思うが）ダンテより二百年後、都市共和制が消え去る寸前のルネサンスの思想家マキャヴェッリにおいては、その都市商人たちはすでに階層として分化し、一方が寡頭制的な政治体制を支持するメディチ家などの大銀行を中心とする有力商人、それ以外が通常の市民として認識され、両者の利害は一致せず、相容れないとされるようになっていた。例えば彼の『君主論』第九章「市民による君主政体

について²」においては、君主は富裕層か市民のどちらかに権力基盤を置くことを選ばなければならなかった。つまりマキャヴェッリにおいては、市民層というもの一枚岩としては認識されていないのである。

周知のようにダンテにおいても大銀行を中心とする有力市民層と一般市民との利害関係の相違は認識されている（むしろマキャヴェッリはこれをダンテから学んだと考えられる）。そして両者ともに、大銀行と、それと結びついた封建領主という軍事力をいかに抑え込むか、という政治的課題を共有していた。しかしダンテにおいては普遍権力を行使する君主、つまり皇帝が、両階層の、そして国同士の利害関係を調停する役割を与えられていたのに対し、マキャヴェッリにおいては、皇帝は普遍権力として考えられておらず、一国の君主として認識され、それゆえに世界は恒常的に国同士の争いが行われる、剥き出しの闘争状態におかれていた。両者の違いは、世界が神の摂理のもとに置かれているのか否かにある。それゆえにこそ、マキャヴェッリの『君主論』は、一国のなかにおいていかにして、ある意味で「物理的」に平和が達成されるのかを説いていたと考えられるのである。しかし、マキャヴェッリが予見していたであろう「国家」が一般的になった現在でも、世界にはいくつかの国際的な枠組みが存在し、その中には基本的に「平和」を希求する組織が多数存在する。このことから分かるとおり、世界平和という理念自体は、多くの人が現に今も希求する、人類の達成すべき課題として考えられているのである。

そうした今日的な課題を遠い視野に入れつつ、本論文は、ダンテの「世界平和」という思想を可能にした、その基盤を考察していくことになる。

¹ 代表的なものにエーリッヒ・アウエルバッハの『ミメシス』などがあげられる。

² この訳語は『君主論』河島英昭訳、岩波、1998による。

1) 『帝政論』と『神曲』

ダンテの政治思想について語るには、彼の政治的著作『帝政論』を参照することが必須となる。その場合、1304-6年に執筆され未完に終わった『饗宴』のように、1307-20年に執筆された『神曲』と関連付けるにあたって思想上の変遷を考慮に入れる必要はあまりない。なぜならば、なお諸説がありながらも、現在では『帝政論』は基本的に1306年執筆とされる『饗宴』以降の作品であると考えられ、『神曲』執筆中にかかれたものとされるからだ。特に「天国篇」とほぼ同時期の1317年から1321年に書かれたという説が有力ではあるが決定的ではない。

日本においては、一般書では最新の村松真理子監修の『『神曲』とは何か』宝島社2016において『帝政論』の執筆年代は1310年とされており、これは、R.W.B.ルイス『ダンテ』岩波2005でも同じ、マリーナ・マリエッティ『ダンテ』白水1998でも1311年前後と推定している。研究書においても、将基面貴巳『ヨーロッパ政治思想の誕生』名古屋大学出版会2013では1310年代中葉、岩倉具忠『ダンテ研究』創文社1988では1312年（ただし『イタリア文学史』東京大学出版会1985年では1317年）、J・グデ『救済の帝国』木鐸社1976では1310年から1313年の間とされている。

この問題について日本語で読める詳細な議論は、星野倫「<Sicut in Paradiso Comedie iam dixi>——ダンテ『帝政論』年代決定のための外的証拠をめぐって——」『イタリア学会誌』第66号 2016においてなされている。星野論文についてはここで詳細にとりあげる紙幅はないが、G. Padoanによって主張された『帝政論』1321年執筆説をはじめ日本に紹介し、強く支持するものであり、その議論は説得力を持っていた。実際、近年までイタリアでの『帝政論』に関する執筆年代の議論は1317年から1321年かをめぐってなされていた³。しかし、ダンテの人生についての記録は基本的にははっきりしていないことが多く、それゆえに、ある説に対してはいつでも対立する説が提出される。最新のダンテ全集におさめられている『帝政論』のイントロダクションでは、これまでの議論を踏まえて、1200年代末からダンテ死去時までの可能性があるとまでし⁴、最近の例として、2013年のMarco Santagataの1313年執筆という説を紹介している⁵。

基本的には、1317年-21年執筆説は、『帝政論』第1巻第12章第6パラグラフの「すでに私が「天国篇」で述べていたとおりに」という記述を根拠とす

る。この文章がダンテのものであり、彼が意図してこの例外的ともされる自注のような一節を本文に組み込んだと証明されれば、『帝政論』は「天国篇」と同時、あるいは『神曲』完成以後のものとなる。また、1310年-13年の説は、この記述を写字生の欄外記述が本文に紛れ込んだものであるとし、むしろダンテが世俗世界における皇帝権の優越を説いたのは、神聖ローマ皇帝ハインリッヒ七世のイタリア親征時にあり、それゆえに皇帝親征との関係を強調すべきだとし、上記の年代をとる。また、その他に『帝政論』の執筆は長期にわたり、ダンテが祖型の一つにいた欄外自注が、後に写本に組み込まれたという仮説も立てられている。

少なくとも前述の「すでに私が「天国篇」で述べていたとおりに」の部分でダンテの記述だとすると、その箇所はダンテが強調したかった点であり、そうでないとしても、ダンテと同時代において『帝政論』と『天国篇』を関係づける重要なポイントであるものとして読まれていたことを示す。これが欄外自注であれば、なおさらその関係性を補強する。それゆえにこの箇所は、両者を比較するための検討からははずせない。該当箇所を参照してみよう。

「(以下第三パラグラフ) 判断は、知性による認識と欲望との媒介であると私は断定する。実際、最初にある事柄を知り、次に善悪の判断を行い、最後にそれを志向するか拒否するかする。(以下第四パラグラフ) 必ず、判断こそが欲望

³ G.Padoanは1321年説。こうした議論は、例えば「天国篇」第二十二歌151行aiuolaという単語をめぐっての解釈に表れる。『帝政論』を『神曲』に先行すると考えた場合、通常この単語は、『帝政論』第3巻16章11パラグラフ中のラテン語の単語areola（ラテン語areaの縮小辞）のイタリア語化されたものとされ、「小さな土地」と解釈される。この立場をとるのは、例えばA. M. Chiavacciであり、彼女は『帝政論』の執筆を1317年としている。一方で、Maria CortiやGiorgio Ingleseは、『帝政論』の執筆を1321年（つまりダンテが『帝政論』の単語をそのまま「天国篇」のこの箇所に流用して執筆したという関係性は否定される）とし、「天国篇」の単語をaia「農家の家の中などにある、セメントで打った麦打ちなどに使う場所」を語源にしたものと考え、ここで人間が争う小さな土地に「麦を打つ」という実際の動作を含ませた詩的表現で解釈する。このことから、1321年執筆説をとる場合には、「天国篇」のこの箇所の解釈を『帝政論』のareolaをもとに行う解釈は通常はとらない。

⁴ *Monarchia*, ac. Paolo Chiesa et al., Salerno, 2013, pp.LX-LXVI.

⁵ Marco Santagata, *Dante. Il romazo della sua vita.*, Mondadori, 2013, p.260.

に方向性を与えるのであり、欲望が判断に先行することはないのである限り、それは自由である。〜（以下第六パラグラフ）これを見れば、この自由、あるいは私たちの完全なる自由のこの始まりが、神が人類に与えたもう**最大の贈り物**であろうこと——すでに『神曲』の「天国篇」で私が述べたように——を明らかにすることもできる。なぜなら、これにより私たちは、ここ現世で、人間として最大の至福に至り、来世にあっては、神々のように最大の至福に至るのであるからだ」。

Et ideo dico quod iudicium medium est apprehensionis et appetitus: nam primo res apprehenditur, deinde apprehensa bona vel mala iudicatur, et ultimo iudicans prosequitur sive fugit. 4. Si ergo iudicium moveat omnino appetitum et nullo modo preveniatur ab eo, liberum est;〜〜6. Hoc viso, iterum manifestum esse potest quod hec libertas sive principium hoc totius nostre libertatis est maximum donum humane nature a Deo collatum—sicut in Paradiso Comedie iam dixi—quia per ipsum hic felicitamur ut homines, per ipsum alibi felicitamur ut dii.

ここは、人間が生来持つ欲求と自由な判断との関係を述べたくだりである。現世にあって、己の自由な判断により正しく人間の至福に至った場合には、その延長線上に神の世界での至福があることが言われている。ここでは、両者は二重構造になっていることが明らかにされる。次に『神曲』における上記の該当箇所を参照しよう。

「神が創世の時に寛大さから創造され、授けられた

最大の贈り物、その方の善に最もふさわしく、またその方のひときわ高く評価されているもの、

それは意志の自由でした。

知性を備えた被造物ならばことごとく、しかも彼らのみ、

かつても今もそれを授けられています」。(「天国篇」第五歌19行以下)

“Lo maggior don che Dio per sua larghezza
fesse creando, e a la sua bontate
più conformato, e quel ch’e’ più apprezza, 21
fu de la volontà la libertate;
di che le creature intelligenti,
e tutte e sole, fuoro e son dotate.

ここからは、『帝政論』の上記の記述の中の「自由」が「自由意志」を意味していたことが読みとれる。そしてそれは知性的な存在だけに与えられていると述べられている。その前段には、『帝政論』にあった「欲求」についても記述がある。

「私には、あなたの知性の中で
永遠の光が反射しているその様子をはっきりと
分かります、
見られた後では、唯一それだけが永久に愛を燃
やすあの光が。

それ以外のものがあなた達の愛を惹きつけると
しても、

それは、あの光が残した何らかの痕跡が
中に透けて見え、それが誤って認識されたもの
に他なりません」(同歌7-12)。

lo veggio ben sì come già resplende
ne l’intelletto tuo l’eterna luce,
che, vista, sola e sempre amore accende;
e s’altra cosa vostro amor seduce,
non è se non di quella alcun vestigio,
mal conosciuto, che quivi traluce.

このベアトリーチェの言葉にある「永遠の光」とは神の愛であり、その愛を認識した人間は神への愛を失うことはないと言われている。また自由意志の行使に際して人類が過ちを犯してしまう可能性を持っていることが明らかにされているが、その中で、事物の中に神の光の痕跡があり（神の愛により事物は創造されるからなのだが）、それを神の光と間違えて、人の知性は神ではなく事物に執着するようになることが言われる。

ここで「知性」と言われているものは、『煉獄篇』第二十五歌によれば、人間の本质である魂そのものである。ダンテの言う「知性」つまり人間の魂の本質的部分は、肉体的な魂の完成と同時に神によって吹き込まれて創造されることが述べられている。該当箇所を確認してみよう。

「完全なる血液は、それを欲しがる
血脈に飲まれずに、あたかも
食卓から取り上げられた手つかずの食べ物のように残る。
それは、血脈をつたって届いた先で諸器官を形成する

血液と同様、心臓の中で
人間のあらゆる諸器官をなす形成的徳性を獲得する。
それはさらなる熟成⁶を受けて、話すより黙っているほうが
よい器官に降りてくる。そしてそこから次に自然の壺の中にある他人の血液の上に滴る⁷。
そこで双方の血液がいっしょになって一つに集まる。
片方の血液は作用を受けるべく定められ、もう片方の血液は
完全なる場所に由来するがゆえに、作用を及ぼすべく定められている⁸。
そして男性の血液は、女性の血液と一体化すると、
最初に凝固させる作用⁹を開始し、その次の段階では、
液体を質料¹⁰にして形成した対象に生命を与える。
能動的徳性¹¹がなした
植物のそれであるところの魂、両者の唯一の違いは、
魂はまだ過程にあり、植物は終着の岸についていることにあるが、
それはあたかも海綿¹²と同様に
早くも魂が動き、知覚するに至るまで作用を続け、その段階から
それ自身が起源である諸感覚器官を組織しはじめる。
この時に開くのだ、息子よ、この時に伸びていくのだ、
本性が肉体へくまなく伝えられる場所¹³、
父親の心臓に由来する徳性の諸力は。
しかし動物がどのようにして言葉を持つ人間になるのか
君にはまだ分かっていない。これこそが、
かつて君より賢明なる者¹⁴が思い違いをしたほどの難点なのである。
すなわち彼の学説は、

それが司る器官を見出せなかったという理由で
可能的知性¹⁵を魂から分離してしまったのだ。
到来する真理に君は胸を開け。
さあ、知るがよい、胎児の
頭脳の組織形成が完成したその瞬間に、
第一動者¹⁶はこれほど見事な自然の技ゆえに
うれしげに胎児に向くと、全徳性¹⁷に満ちた、
新たな霊を吹き込むのだ。
その霊は胎児の中で活動しているものと出会い、それを己の実体の中に
引き入れ、そしてただ一つの魂となる。
それは生き、感じ、自ら己をめぐるり返る¹⁸。
〔煉獄篇〕第二十五歌

Sangue perfetto, che poi non si beve
da l'assetate vene, e si rimane
quasi alimento che di mensa leve,
prende nel core a tutte membra umane
virtute informativa, come quello
ch'a farsi quelle per le vene vane.
Ancor digesto, scende ov'è più bello
tacer che dire; e quindi poscia geme
sovr'altrui sangue in natural vasello.
Ivi s'accoglie l'uno e l'altro insieme,
l'un disposto a patire, e l'altro a fare
per lo perfetto loco onde si preme;
e, giunto lui, comincia ad operare

⁶ この訳語は『イブン・スィーナール』朝日出版社刊所収『医学典範』、1981、p.170「精液は……熟成する」から。

⁷ 完全な血液は、熟成されて精液に変化しながら男性の生殖器に下り、子宮中の女性の血液の上に滴る。

⁸ 女性の血液は作用を受け、男性の血液は、完全な器官である心臓に由来するため作用を及ぼす。

⁹ 「十ヵ月、血の中で形を整えた」（「知恵の書」7.2）。

¹⁰ 女性の血液は質料として作用を受ける。

¹¹ 形成的徳性のこと。

¹² 海綿、あるいはくらげ。両者は中世には植物と動物の境界上の生物とされた。

¹³ 「場所」を父親の心臓ではなく胎児の中とし、そこで形成的徳性が全能力を発揮するという解釈もある。

¹⁴ アヴェロエス（イブン・ルシッド、1126-98）。アリストテレスの「注解者」と呼ばれた。

¹⁵ 人間に共通理解を可能にするのは、外部にそれを可能にするすべてを包含する一知性があるからとした。

¹⁶ 神。元来はアリストテレスの第一動因から。

¹⁷ 全宇宙の理解につながる潜在力。この人間の神的部分が世界原理である第一動者＝神に由来するため。

¹⁸ 「生き」は植物的魂の特徴である生命活動、「感じ」は動物魂の特徴である感覚・衝動、「自ら己をめぐるり返る」は知性的魂の特徴である理性による自己省察の能力。

coagulando prima, e poi avviva
 ciò che per sua matera fé constare.
 Anima fatta la virtute attiva
 qual d'una pianta, in tanto differente,
 che questa è in via e quella è già a riva,
 tanto ovra poi, che già si move e sente,
 come spungo marino; e indi imprende
 ad organar le posse ond'è semente.
 Or si spiega, figliuolo, or si distende
 la virtù ch'è dal cor del generante,
 dove natura a tutte membra intende.
 Ma come d'animal divegna fante,
 non vedi tu ancor: quest'è tal punto,
 che più savio di te fé già errante,
 sì che per sua dottrina fé disgiunto
 da l'anima il possibile intelletto,
 perché da lui non vide organo assunto.
 Apri a la verità che viene il petto;
 e sappi che, sì tosto come al feto
 l'articular del cerebro è perfetto,
 lo motor primo a lui si volge lieto
 sovra tant'arte di natura, e spira
 spirito novo, di virtù repleto,
 che ciò che trova attivo quivi, tira
 in sua sustanzia, e fassi un'alma sola,
 che vive e sente e sé in sé rigira.

ダンテのこの思想はガレノス医学を援用したものであるが、質料である肉体に形を与えるのが、血液が変化してできた男性の精子であり、それは最初に植物的魂を形成して生命活動を開始し、次に動物魂を形成して衝動などを保持する生物としての活動を行うようになる。しかし言語を使用する知的活動を司る人間としての魂を形成するのは精子に由来する力ではなく、人間の頭脳の肉体的組織が完成したときに、それに知性を吹き込むのは神であった。その知性（可能的知性）が肉体的魂に浸透し、一つの魂となり、「自ら己をふり返る」つまり反省という知的活動を行うようになるのである。

またこの欲求の前段階である神を求める性質「愛」もまた、別な場所で存在論的に説明され、ここでは皇帝と教皇の必要性が説かれていた。

魂が存在をはじめる前から
 それを愛しく眺める方¹⁹の手元を、幼女のように

気ままに泣いたり笑ったり、子どもらしくふるまいながら、
 一切を知らぬまっさらな魂は離れる。
 ただし、喜びの創造主から出てきたため、
 魂を楽しませるものに自ずと戻っていく。
 最初に小さな富の味を覚えると、
 そこで欺かれ、その後ろを走ってついていく、
 導き手か抑え手が彼の愛を矯めなければ。（「煉獄篇」第十六歌、85-93）

Esce di mano a lui che la vagheggia
 prima che sia, a guisa di fanciulla
 che piangendo e ridendo pargoleggia,
 l'anima semplicetta che sa nulla,
 salvo che, mossa da lieto fattore,
 volontier torna a ciò che la trastulla.
 Di picciol bene in pria sente sapore;
 quivi s'inganna, e dietro ad esso corre,
 se guida o fren non torce suo amore.

ここでは「知性」は魂と呼ばれているが、それは神のもとから出てきたために神のもとへ戻ろうとすると説明されている。そして、認識の間違いから起こる地上の事物への過度な欲求について、精神の教えの「導き手」である教皇と行動を法によって規制する「抑え手」皇帝の必要性が説かれている。

『帝政論』では、人間には自由意志が与えられていることから、人間が最も自由な状態に置かれているならば、人間個人が神を志向することはゆるがないと述べられている（『神曲』では、その「最も自由な状態」が地上で実現されていないために、過ちを犯してしまう可能性が強調されている）。これらの記述は一人の魂についてのものであるが、これが人類として社会全体である場合にはどのように考えられるのか、その記述も『帝政論』にはある。というよりむしろ、ダンテの政治思想では皇帝が現世における人類の社会的（法的）指導者であるのだから、そちらの記述こそがこの書物の目的だと考えることができる。だからこそ、人類全体に関係する記述が前提として冒頭に置かれ、その人類の存在が世界において果たす役割についても存在論的に説明される。

¹⁹ 神。神は時空を超えてすべてを認識している。

「個人が静かに安らいでいるときに慎重な判断力とその知が完成するよう、**人類全体が安らかに静謐なる平和にあるときに**（斜線太字は筆者）、自由にして容易に、人類固有の——『天使にも劣らぬほどにおまへは創造された』という格言のように神々しいその行為にいそしむ』（『帝政論』1.4.2）。

Et quia quemadmodum est in parte sic est in toto, et in homine particulari contingit quod sedendo et quiescendo prudentia et sapientia ipse perficitur, patet quod genus humanum in quiete sive tranquillitate pacis ad proprium suum opus, quod fere divinum est iuxta illud “Minuisti eum paulominus ab angelis”, liberrime atque facillime se habet.

ダンテの主張は、個人の資質が「静かに安らいでいる」自由な状態にあるときに完成するのと同じく、人類全体が平和にある「世界平和」の中で、個々の資質が完全に開花し、人類は神へと近づくというものである。ダンテにとっては、こうして総体としての人類に固有の、神の御業をたたえるという営為が実現されることになっていた。ここで注意すべきなのは、平和は結果ではなく、条件として存在していることである。

彼にとって世界平和は手段であり、それは皇帝によって実現するものだった。キリスト教による統一によって世界平和が完成するという構成はとっていないのである。つまり彼が想定していた世界平和は、（場合によっては宗教をも含んだ）文化的相違を乗り越える人間相互の理解可能性が前提となる類のものだったのである。ダンテの場合、人間を人間たらしめている本質である個々の魂が共通の知性的な霊（プネウマ）として、神から与えられている点に、その可能性が求められた。これは先に引用した「煉獄篇」第二十五歌に顕著に表れているように、アリストテレス哲学に由来する中世のスコラ哲学が基盤となっている。そしてダンテのこの魂の発生の説明は、同時に種としての人類の定義となっており、同じ「知性体」であることから、それぞれの魂は他の魂と了解可能であり、それゆえに平和が可能だとすることができたのである。つまりダンテの場合、人間相互の理解可能性は、まさに人間であるという事実求められた。

一方、それぞれの個々人の可能性の開花による、

人類総体としての可能性の全面的開花は、天空の影響による運命の変転により説明された（『神曲』では「地獄篇」第十五歌において運命の女神フォルトゥーナとされ、「煉獄篇」第十四歌、ならびに第十六歌では天空の影響と呼ばれている）。資質の違う各個人個人の能力は天空の影響で発生し、その人生も天空の影響を受けるが、それはダンテにおいては神の意志を伝える「自然」の営為の一部であり、それゆえにそれぞれに神の与えた使命をまっとうすることで、その開花は人類全体として考えれば、神の偉大さを示す称賛になるというものだった。世界平和はそのために必要であり、人類は、その状態において己の能力を自由意志に従って発揮できると考えられたのである。

これがダンテの目指した理想であり、ダンテは、『帝政論』においては理論的にあるべき地上世界の姿を述べ、それが、地上の現世で「人間として最大の至福に至り」、天上の来世で、「神々のように最大の至福に至る」こと、つまりあるべき地上世界の至福は来世の至福の前兆であり、その至福の来世における成就を述べている。その意味では天国と地上は二重写しになっている。しかし『神曲』では、このような自由意志に発する行為は、世俗世界の導き手である皇帝と精神の導き手である教皇の関係が正常化されていない場合には、人類に対する正しい導きがないことから、自由に開花できず、そのため、魂が死後に肉体から離れたとき、本来は自らの魂の起源である神のもとを目指すはずの人類の中に、神から目を背けて物質に固執し、地獄に墮ちる魂がでてしまう。これを描くことで、地上世界を変えようとしたのが『神曲』だった。だからこそ、導きの歪んだ地上世界の姿と、その世界の中で苦しむ人間の姿が「地獄篇」、「煉獄篇」で描かれたのだ。しかし「天国篇」では、天国の姿、つまり成就すべき理念がアレゴリー的に先に描かれ、そしてそこに登場する神の似姿として神意に沿う天国の人々の目を通して、地上世界はその天国の不完全な前兆として描かれる。つまり、彼らの語る現世の姿は、ネガとしての天国をあぶりだすためのものでしかない。

ここに「天国篇」の記述の特異性が明らかになる。「天国篇」において、ダンテは哲学的な『帝政論』と異なり、抽象概念として物事を提示するのではなく、登場する人物たちの地上における具体的な認識、判断、行動を示すことで天国への道を示すとともに、それぞれの魂の置かれた天空が、その魂の持つ「力」（徳）が実行されたことによりその居場所となった

ことをも示す。つまり、それぞれの星に示されている「力」——これは地獄では影響と言われていたものであり、天国では「徳」と言い換えてもよい——を表現するその場所の住人の地上での行いがその場所の性質を示す。ゆえに、地上の成就としての地獄・煉獄と異なり、天国は、地上のその「徳」の成就の姿を具体的に示すことはない。

2) 「天国篇」の哲学的構成

『帝政論』は最初に、演繹的に哲学的原理が提示され、それが「歴史的」実例によって検証されていくという構成をとる²⁰。これは例えば、ダンテが地上世界の状態を表現するのに、人類が神から与えられた使命を哲学的命題として示す文章の中に「可能的知性」という、「煉獄篇」において魂の生成を説明する際に使われた哲学用語が用いられていることにも表れている²¹。つまり哲学的な「論文」である『帝政論』は、前提となる真理＝理論を哲学用語によって提示した。このような哲学的な構成は、『帝政論』と関係の深い「天国篇」においても同様である。ただ、「天国篇」は、宇宙をなりたせている神学的真理を抽象的に述べるのではなく、現実に存在するものとして現実描写の対象とし、そしてその帰納的検証をベアトリーチェ「神の恵み」に任せるという構造をとる。ベアトリーチェ「神の恵み」がその役を担うのは、神の真理が人類に伝えられるというそのこと自体を、彼女が解説しているその中に同時に示す必要があったからだ。それゆえ、記述の前提となる真理を『帝政論』とは違う形で表現する必要があった。それをこれから確認していく。

「煉獄篇」第二十八歌、煉獄山頂で「理性」の象徴ウェルギリウスと別れた登場人物ダンテには、それまでの地獄を降りながら見た人類の罪の数々とその過ちのあり様、煉獄山を登りながら理解した、地上世界の状態と人類の誤ちへの陥り方を学び、その「経験」を材料にして、理性により打ち立てられた世界認識を獲得していた。だからこそ、別れの直前、地上における天国の前兆である地上楽園を前にして、ウェルギリウスはダンテに、ダンテの意志に先行する自身の理性、つまり判断力としての役割が終わったことを告げる。

おまえは、
時の限りのある火と永遠の火を見た、息子よ。
おまえは、
私とその先を我が力では見通せぬ場所まで来

た・・・
～～～

我が言を、我が許しを待つてはならぬ。
おまえの意志は、自由で、まっすぐで、健やかなのだ。
その意志に従わぬことこそ過ちとなるはずだ。
それゆえ私は、おまえ自身を統べるおまえを帝冠と司教冠で戴冠しよう」
（「煉獄篇」第二十七歌、127-42.）。

”Il temporal foco e l’eterno
veduto hai, figlio; e se’ venuto in parte
dov’io per me più oltre non discerno.
～～～
Non aspettar mio dir più né mio cenno;
libero, dritto e sano è tuo arbitrio,
e fallo fora non fare a suo senno:
per ch’io te sovra te corono e mitrio”.

実は、これが三段論法の小前提になっている。つまりダンテは人間として完成したというものがそれである。一方、大前提となる神学的真理の具体的な現実描写による提示は、「天国篇」冒頭、すなわち第一歌第一連の三行によって行われる。

「万物を動かされる方の栄光は
全宇宙をあまねく貫き、その反射は
あるところでは強く、別なところでは弱く輝く」

La gloria di colui che tutto move
per l’universo penetra, e risplende
in una parte più e meno altrove.

最初に原文で問題になる言葉は、通常は日本語で「輝く」と理解される *risplende*（原形 *risplendere*）である。ダンテは『饗宴』（推定1306年執筆）という、未完に終わった『神曲』執筆前の著作の3.14.5で、イスラームの哲学者アヴィケンナの用語に倣って「俗語」による神学的用語の意味を定義しており、それによれば「光、光源 *lume*」「光線 *raggio*」「輝き *splendore*」は区別され、「光、光源 *lume*」から発した「光線 *raggio*」は到達する物体までの中間的なあ

²⁰ 将基面『ヨーロッパ政治思想の誕生』名古屋大学出版会、2014、pp.148-149.

²¹ 『帝政論』第1巻第3章第六パラグラフ

り方、「輝きsplendore」はそれが反射した後の反射光であるとしている。また、その前節の定義によれば、神はまっすぐな光線のように事物に己の力を伝え、事物の中では輝き (splendore) が反射 (riverberato) されるとしている。ここから、通常はriを強意にとって輝くと解釈するrisplendereは、ここでは「反射して輝く」という意味に解釈すべきだと考えられる。

また、この三行にはダンテ自身による注釈が今に伝わっているが (それは、ダンテの守護者であったヴェローナ僭主、皇帝代理のカングランデ・デッラ・スカーラに対し、ダンテが自作について語った第十三書簡であり、この書簡は近年までダンテの真筆かどうか争われてきたが、現在は疑問の余地のないものとして扱われている)、それに従って解説すると、まず、書簡第20段落で、「第一動者の栄光、それは神であるが」とあり、「万物を動かされる方」が神であることが言われ、「存在」について、神以外の場合にはその根拠が神から与えられること、次に第21段落で、その事物の種類や性質を決定する「本質」も神に由来し、それが諸天空を司る「知性」あるいは「自然」によってもたらされることが言われる。なおこの諸天空を司る「知性」あるいは「自然」による神の力の伝達という内容は、「天国篇」の第一歌の後半部分や第二歌にあたる。その後、第23段落でこれらの「神の栄光」、「本質」、「存在」という言葉を使ってこのくだりが説明される (そこのラテン語は、先ほど引用した『饗宴』の俗語の言葉と酷似している)。

「神の光線、言い換えれば神の栄光は——全宇宙をあまねく貫き、その反射は輝く——すなわち神の光線が貫くのは、本質 (存在の在り様) を与えるためであり、その反射が輝くのは、存在としてである」(「ダンテ書簡13、「カングランデへの手紙」、第20段落)。

divinus radius, seu divina gloria, 'per universum penetrat et resplendet': penetrat, quantum ad essentiam; resplendet, quantum ad esse.

この箇所の前段では、「神の光、すなわち神の善、神の知、神の力はあらゆる場所で反射の輝きを発している」divinum lumen, idest divinum bonitatem, sapientiam et virtutem, resplendere ubique.という

説明があり、神の三位相からその反射の輝きが説明され、光源である「力」から「善」が射出して「知」が存在し、光線を光源に返し、その結果、全宇宙は「神の光」として輝くと解釈される。

つまり、「天国篇」の第一行は、全宇宙の創造とそのあり方の提示であった。全宇宙のありとあらゆる存在は、ただそれだけで存在する神から、そのありよう「本質」を決定する「力」、すなわち神の光線を受けて存在するようになり、その存在は神へとその光線を反射して返す。これを詩的言語で言い換えると、全事物は神の愛ゆえにそのありようとともに創造され、その存在は喜び、つまり神への愛を返す、と言い換えることができる。

ここで明確になったように、事物をあらゆる神的光線が「神の愛」、その反射光が「神への愛」ということになるのだ。だからこそ「天国篇」第五歌で先ほど確認したように、ベアトリーチェには、ダンテの知性の中で永遠の光が反射している様子をはっきりと分かることになる。換言すると、人間が母の胎内の中でいかに人間になるかが説明された「煉獄篇」第二十五歌で歌われているように、ダンテの思想では人間の本質をなす「魂」(哲学用語では「可能的知性」)は、神が直接人間に吹き込んだものであり、それがここでは神の光線、すなわち神の愛という言葉で表現されている。

話を本題に戻すと、結論として、「天国篇」冒頭では、さながら三段論法の大前提のように、世界は神の光により創造され、全存在は神の光を反射するという世界の創造原理が提示され、小前提は、すでに「煉獄篇」の最後半部で人間として完成したダンテのもとに神の恵みであるベアトリーチェが到着したこと、つまり神の愛である神の光線が到着したことで示され、ゆえにダンテは神の愛を反射して神のもとに至るという結論が導かれることになる。それが、「天国篇」第一歌第二連、「その方の光をひととき強く受ける天空のまっただ中に／私はいた」という言葉であった。

3) ベアトリーチェの微笑と暗い森

ここで私たちは、「地獄篇」第五歌のフランチェスカの抒情詩のような言葉を思い返しておきたい。

愛は、瞬く間に高貴なる心に燃え移るもの。
だから今は私から引き剥がされた美しい私の現身で
この人をとらえてしまった。その有様に今も私

は苛まれています

愛は、愛されれば愛さずにはいられないものだからこの人の美男ぶりであまりに激しく私をとらえ、

そのために、ご覧のように今も私を離れないのです。

愛は私達を一つの死に導きました。(「地獄篇」第五歌100-6)

Amor, ch'al cor gentil ratto s'apprende,
prese costui de la bella persona
che mi fu tolta; e 'l modo ancor m'offende.
Amor, ch'a nullo amato amar perdona,
mi prese del costui piacer sì forte,
che, come vedi, ancor non m'abbandona.
Amor condusse noi ad una morte.

ここに見られるように、実は地獄のこの愛も、「瞬く間に高貴なる心に燃え移るもの」であり、「愛されれば愛さずにはいられないもの」だった。その点では「天国篇」冒頭の神への愛と「愛」の性質としては変わらない。実際、ベアトリーチェはダンテに「天国篇」第五歌において「(神の愛) 以外のものがあなた達の愛を惹きつけるとしても、それは、あの光が残した何らかの痕跡が中に透けて見え、それが誤って認識されたものに他なりません」と説明している。このことは、当時の人間の脳がどのような形態をとり、どのように物事を理解したのかという理論と関係する。

ヨーロッパ中世・近世にまで影響力を持ったガレノス・アヴィケンナ医学では、人間の脳の中には物事を理解するための部屋が三室あり、例えば有名なダ・ヴィンチの解剖図でもそうであるように、最初の部屋が物事を個物として認識するもの、第二の部屋がその個



物が示している抽象概念を認識するもの、第三の部屋が、その抽象概念から神の認識に至る場所に分かれていると考えられた。

https://en.wikipedia.org/wiki/Leonardo_da_Vinci

その三分割は見事に『神曲』の三部構成と合致する。すなわち「地獄篇」は地上そのままの惨状を、「煉獄篇」は地上における惨状からむしろ善に向かうための、事物が指し示す抽象性の認識、「天国篇」は「煉獄篇」で認識された「徳」、すなわち「神の力」がどのように神と結びついているのかを描く、神の認識と関連しているからだ。

こうしてみると、フランチェスカとパオロの恋愛が地獄に墮とされているのは、具体的な肉体=物質の持つ美に執着し、そこから抽象的な美の徳や神の愛に気が付くことができなかつた結果であることが分かる。だからこそ、ダンテの原文では(もちろん翻訳においても)、フランチェスカとパオロの肉体性への執着と、その肉体から生じる美しさに対して彼らの人間としての理性が無力であったことが描かれ、またそれを騎士ランスロットと王妃グニエールの精神性に対比させる必要があった。

それが王妃グニエールの微笑という言葉と肉体をそのまま表現する「ぶるぶると震えながら」という表現と組み合わせられた、肉体を直接指す「口」という言葉の対照関係に表現されている。翻訳でそのまま訳したように、無生物主語になっているのもそれを強調するためであった。

ところで一般に、ダンテにあって「微笑」とはこの精神性を表す言葉だった。だが、原則として、笑いは中世の神学的表象では12世紀までは忌避されてきた。聖書にイエスが笑ったことは書かれておらず、また、笑いは身体の「腹から、つまり身体の悪しき部分から沸いてくる²²⁾」と考えられたからである。そもそも神を身体的な現実描写によって、理解可能なものとして表現することは、聖職者だけが神を仲介できると定めることで得られていた権威を失墜させるものであったがゆえ、禁忌事項だった。それゆえに、笑いの表象は世俗世界の文化であり、さらに12世紀であれば、もしも笑いが描かれるとすれば、それは基本的に微笑を意味した。だからここだけの描写ならば、それはまだ、従来の文脈に沿ったものかもしれない。しかし、ダンテの場合にはそれが神的な意味を帯びている。ベアトリーチェの微笑がそれだ。ダンテとベアトリーチェが『神曲』の中で初めて会う、煉獄山頂での場面を見てみよう。

²²⁾ ジャック・ル・ゴフ『中世の身体』、2006、p107。

「おお、永遠の命の光が放つ輝きよ、
あなたを描こうとすれば、
知性が至らぬと思われぬ者がいるだろうか。
空が調和を奏でながら、いわばあなたの気配
を描き出している場所で、
広がる大気の中に面纱を脱いだその時に現れ
た、そのままのあなたを」。
(「煉獄篇」、第三十一歌、139；142-45)

O isplendor di viva luce eterna,
che non paresse aver la mente ingombra,
tentando a render te qual tu paresti
là dove armonizzando il ciel t'adombra,
quando ne l'aere aperto ti solvesti?

「聖なる微笑は
古の網でこれほどまでに目を自らのもとに誘
い込んでいた」
(同篇、第三十二歌、5-6.)

così lo santo riso
a sé traéli con l'antica rete!

この箇所「永遠の命」とは神を意味することから、ベアトリーチェは神から発せられた光線を受けて反射光を放ち輝く何かである。それが、本来は世俗の表現に使われる「微笑」として姿かたちを与えられている。ここでは、「地獄篇」第五歌のグニエブルの微笑が神的な叡智の光の表現に変化している。

ここで先ほど引用した「天国篇」第五歌7-12をもう一度見てみよう。そこではダンテの知性=つまり神がダンテに吹き入れた魂(可能的知性)の中に、神の愛である神的な光線が射し込み、そしてそれが反射し、永久に神への愛となって燃え上がっていることが言われていた。つまり、ダンテの霊もまた神的な光の反射として輝き、そこから発する愛は、おそらくは神に向かう光線となっていたのだ。

4) 地上における神の愛の兆し、光と円、

『帝政論』においては、現実とは異なる、あるべき地上世界の姿が理論的に描かれ、それが現世で「人間として最大の至福に至り」、天上では「神々のように最大の至福に至る」ことが述べられていた。その場合、天国と地上は二重写しになっていた。一方、『神曲』では地上世界は不完全な姿で描かれ、

そのネガとしての姿が天国をあぶりだしていたと言える。しかし「地獄篇」の冒頭を見れば、地上の事もまた神が(自然を経由して)創造したものであり、むしろ人間の側がその光を認識できないと書かれているように読める。確認してみよう。

「我らの人生を半ばまで歩んだ時
目が覚めると暗い森の中をさまよっている自分に気づいた。
まっすぐに続く道はどこにも見えなくなっていた」。(「地獄篇」第一歌1-3.)

Nel mezzo del cammin di nostra vita
mi ritrovai per una selva oscura,
che la diritta via era smarrita

「地獄篇」第一歌は『神曲』全百歌の序歌にあたり、その冒頭によって、読者は、主人公である登場人物ダンテがいつ、いかなる理由で死後の世界の旅に出ることになったのかを知ることになる。ダンテが死後の世界への旅に出たのは、「我らの人生を半ばまで歩んだ時」、それは「詩篇」89.10「人生の年月は七十年ほど」から、三十五歳と分かる。当時、生命は昇っては地平線に消える星の軌道のように考えられ、その頂点にあたる三十五歳には、人間の諸力が頂点を迎えるとされていた。その時に「暗い森の中をさまよっていた」ダンテは目が覚めた。

二行目の「暗い森」は、「光は暗闇の中で輝いている。暗闇は光を理解しなかった」(「ヨハネによる福音書」1.5)を下敷きにし、世界は神の叡智である「光」により創造されたが、被創造物である人類は、世界の中に輝く神の「光」を認識することができず、誤った判断から物質性の中に溺れてしまうことがあり、それゆえに光のない「暗い森」は、それを表現していると考えられる。だから、この箇所の「目が覚めると」は、物質世界の中で正気を失い「さまよっていた」ダンテが意識を取り戻したと解釈される。

三行目はその結果、森の中に「まっすぐに続く道はどこにも見えなくなっていた」ことが書かれている。この「まっすぐに続く道」は「私は道であり、真理であり、命である。私を通らなければ、誰も父のもとに行くことはできない」(「ヨハネによる福音書」14.6)を下敷きにしてしているため、キリストを指していると理解され、それを見失っていたとは、信仰を失いかけていたと考えられる(だからこそダンテは煉獄山の頂でベアトリーチェから厳しく叱責さ

れる)。こうして、『神曲』冒頭の三行は、世界の事物の中の神の光に気がつかないのは人間の側の問題だとしていることが読みとれる。

これは中世神学上の大問題、完全なる神がなぜ地上を不完全に作ったのかという命題への答えと考えることもでき、この問いに対して、ダンテは、神の側に問題があるのではなく、人間の自由意志の行使による判断に問題があるとしたことが分かる。そして実際、「地獄篇」の中には、人間の側が気づきの機会を逃してしまったと暗示されている描写が頻出している。

例えば、地獄の中の異端者が封じられていた場所で、かつての第一の詩友であり、自身のいた詩派の指導者だったガイド・カヴァルカンティの父、カヴァルカンテ・カヴァルカンティと出会う場面。ガイド・カヴァルカンティは当時異端とされた哲学のアリストテレス急進主義の信奉者であり、その思想が表現された詩を書いていたために、ダンテは彼と対立し、『神曲』の中で彼のことを何度も暗示しながら、その詩を否定している。ガイドの父は、ダンテがその場所に救いの道を目指して通りかかったのにもかかわらず、なぜ当時の第一の詩人であった自分の息子がいっしょでないのかダンテにたずね、ダンテは、ガイドがベアトリーチェ（あるいはウエルギリウス）を信じなかったがためにここに来ることはないと答えた。ガイドの父は悲嘆とともに倒れこむ。その言葉を見てみよう。

「あいつはもう生きていないのか。
さわやかな光があいつの瞳を眩く射すことはないのか」〔「地獄篇」第十歌69-9.〕

non viv'elli ancora?
non fiere li occhi suoi lo dolce lume?"

この部分の瞳occhiは通常は目と訳されるが、この箇所では、光がそれを通して感知されるところの体の器官を意味しているため瞳と訳した。この場面、通常、太陽が神の光源のアレゴリーとなることを考慮すると、太陽から発する「さわやかな光」、太陽光線が神の光（愛）のアレゴリーとなっており、その光をガイドが受けることはないという記述は、彼が神の愛を否定していることを暗示している。しかもこの箇所では描かれているのはそれだけではない。瞳の受けた光が眩く輝いて見えるさいに光が描く輪は、被造物が神から受ける神的光線、つまり神の

愛とその反射を暗示する（中世において目に入ってきた光線が反射して対象に戻るとされていたことから、この瞳と太陽光線の描写は、神への愛をも示していることは明らかである）。そして、ここで円が、被造物の側で反射する神の光の輝きとなっていることは、真円を描く虹彩に託されて光の輝きが描写されていることから明らかである。太陽の光を感じる瞳はその神の愛を受ける被造物を象徴するのだ。実際、「天国篇」で直接「瞳」pupillaという単語が使われている箇所（第二歌144行目）で、そのことは明らかにされる。

「混ぜ合わされた（神の）力は、由来する生来の喜ばしさのおかげで、
ちょうど喜びが目（瞳）に生き生きと輝くように
その物質を通して光り輝くのです」。〔「天国篇」第二歌144.〕

Per la natura lieta onde deriva,
la virtù mista per lo corpo luce
come letizia per pupilla viva.

この箇所では、神の光線を受けて輝いて光を発する天使、あるいは地上にその影響力を及ぼす天体が、まさに光を発する瞳と同じように表現されている。また、その物質とは天体を構成する物質を指し、天体は球体であるため、この輝きも球形になるが、それを平面にすると瞳の形の円で認識されることになる。

それでは「地獄篇」第十歌の記述の検討に戻ろう。ガイド・カヴァルカンティの瞳を太陽の光線が輝かすことはないという記述は、これまで確認した瞳と光の関係から、彼が神の恵み＝神的光線による世界の創造原理について認識しておらず、またそれゆえ死後、魂が神のもとに戻るといふ信仰を持っていないことを暗示しているのである。

ここでガイド・カヴァルカンティの例を挙げたのは、ダンテと彼が当時の最も最先端の思想だったアリストテレス急進派をめぐって思想的・詩的に決裂していったことが理由である。彼はダンテと異なり、地上において至福に到達することを望み、死後における魂の個別性を否定していた。『神曲』の中にかつてのライヴァル本人が登場することがないとはいへ、ダンテは彼を否定せざるを得なかった。

これまであまり強調されてはこなかったが、最近

の研究ではダンテはガイド・カヴァルカンティを極度に意識していたことが分かっている。その一つが、「地獄篇」を代表する第五歌のパオロとフランチェスカの詩である。詳細は拙訳『煉獄篇』の訳者解説にあるが、この箇所は、カヴァルカンティの代表作「貴婦人よ、我に頼みたまえ」を意識して書かれたとされているのである²³。こうした対立関係は、「煉獄篇」の最終部におけるさまざまな引用などで、あたかもカヴァルカンティと論争するかのように詩的技法の実験を行っていることにも見られる。

二人の関係に最終的に決着がつけられるのは天国の上方である。すでにダンテは、「地獄篇」第十四歌28-30行「砂地の上一面に、ゆっくりとした落ち方で、／大きな火の薄片が降っていた、／さながら風のない山々に降る雪のように」で、カヴァルカンティのソネット「貴婦人の美しさ」で列挙される地上の最も美しい事物の中の一つ、「風のない昼間に漂う白い雪」を地獄の過酷な現実の中に引用していた。その一節が、かつてのライヴァルに別れを告げるかのように（つまり地上での名声の争いを捨て去ったかのように）、再びそこで引用されているのである。

空の山羊の角が太陽に
触れる頃（冬）、私たちの大気の中を
凍りついた蒸気が舞い落ちてくる、
そのように空のエーテルが自らを美しく
飾るのを、そして私たちとともにここにいた
蒸気が凱旋しながら舞い昇っていくのを私は見た
（「天国篇」第二十七歌67-72行）

*Si come di vapor gelati fiocca
in giuso l'aere nostro, quando 'l corno
de la capra del ciel col sol si tocca,
in sù vid' io così l'etera addorno
farsi e fioccar di vapor triunfanti
che fatto avien con noi quivi soggiorno.*

ここでは光源である神の光を反射して輝く個々人の魂の輝きが、太陽の光を受けて輝く舞い落ちる雪の輝きに例えられている。そして地獄に墮ちたカヴァルカンティとは逆に、ダンテは、その雪を、重さを感じさせる下降する動きではなく、上方に昇天させているのである。

5) オデュッセウスと海

最後に、「地獄篇」第二十六歌のダンテが描いたギリシャの知的英雄オデュッセウスの姿の中に、地上における神の世界のアレゴリーを検証していくことにする。そのためには最初に、これまで検討してきた歴史的な文脈の現実描写とそのアレゴリカルな解釈（地獄篇第五歌）、幾何学上の現実描写とアレゴリカルな解釈（象徴的に円と直線=光線を使った「地獄篇」第十歌において考察した種類のもの）に加え、音声上の現実描写を見ておかなければならない。

漢字を使用する日本語話者にとって、言語認識には音声に加えて視覚的な要素も重要視される。ましてや現代の黙読による読書の場合、むしろ視覚による認識が優先して、ヨーロッパの言語で書かれた創作物の音声的特徴に気がつかない場合がある。特に『神曲』ではこの要素は重要であり、その代表的な例として「地獄篇」の第三歌があげられる。それまでの中世の先行するアレゴリー文学を再現した第一歌、同じく先行する俗語の抒情詩に範をとった第二歌と異なり、第三歌で、初めて『神曲』の特徴である現実描写によるリアリズムが新しい表現をもたらしているのだが、そこでは音という要素も大きな役割を果たしているからだ。

そこには、嘆きが、泣き叫ぶ声が、高い悲鳴が
星のない大気の中に響き渡っていた。
はじめてそれを聞いた私は涙を流した。
幾多の奇怪な言語が、凄まじい声の響きが、
苦痛のうめきが、怒りの叫びが、
高くかすれた声が、それらにまじる叩き合う音が、
轟音の巨魁と化していた。それは時の経過を失い
暗黒に塗り潰された空気の中で
今は果てしなく迷走し続けている、
旋風に渦巻く砂嵐のごとく。]

*Quivi sospiri, pianti e alti guai
risonavan per l'aere senza stelle,
per ch'io al cominciar ne lagrimai.
Diverse lingue, orribili favelle,
parole di dolore, accenti d'ira,
voci alte e fioche, e suon di man con elle*

²³ Guido Cavalcanti, *Rime*, a.c. Gioiolo Inglese, Carocci, 2011, pp.148-49;156-57.

facevano un tumulto, il qual s'aggira
sempre in quell'aura senza tempo tinta,
come la rena quando turbo spira. (「地獄篇」
第三歌、22-30.)

イタリア語原文の音声を確認してみよう。冒頭 Quiviの乾いたQの音に濁った有声音のvi、それに続く破裂音の入ったsospiriのpiは、piantiのpiと韻を踏み、また次のtiはaltiのtiと韻を踏み、畳みかけるようなリズムを作りながら、叫びを意味するguaiの何かが摩擦するときのような不快な音であるgが全体の不協和音を決めている (lagrimai, lagrimai, s'aggira)。次行も risonavan, senza stelleというsの音が、母音と組み合わせられたさわやかさではなく、日本語の凄まじいと同じ、凄惨なイメージを引きやすいとvやz、そして促音と組み合わせられている。その中に、さらにrの音が時には促音を作りながら猛獣の唸り声のイメージを呼び寄せ（そもそもラテン語の時代からRは犬の唸り声の音だった。また、現代の典型的な例では、アメリカやヨーロッパのコミックにおける怪獣や異形の存在が唸る際に吹き出しの中に現れるrの連続、rrrrrrである）、それが他の促音や乾いたかすれた音などといっしょになって、響きの上でも地獄の現実を描写していく。なお、ここでそのような実験を極限までやってしまうと、長く続く叙事詩の場合、後でこのような音の技法を切り札として使うことができなくなるため、ここではこうした凄惨さの強調はある程度抑えられている。実際、このような言語的実験は「地獄篇」の第二十一歌、第二十二歌、あるいは第三十歌、第三十二歌などに顕著であり、第三歌の厳しい音をさらに苛烈にしたような第三十二歌では、ダンテ自らがこのような文体を「ひび割れた怪異な文体」と呼んでいる。

そしてこのような音声上の特徴から文体を見ていくのが有効なのは「地獄篇」だけではない。一例をあげると「煉獄篇」の最上部付近では、ダンテもその詩派に属していた清新体派が多用した、sに母音を組み合わせるさわやかな音を作り、地上楽園の描写にあたるなどの技法が使われており（その中でカヴァルカンティの詩的内容がダンテによって否定的に引用され、矯正されていった）、それは「天国篇」において、『神曲』の最終歌である第三十三歌冒頭の「マリアへの祈り」として完成することになる。

ここまでは、通常の詩的文体におけるダンテの実験を見てきたが、これから検証する「地獄篇」第二十六歌では、それが特異な形で現れることになる。

古来、「地獄篇」第二十六歌は、その歌の登場人物であるトロイア戦争のギリシャ方の将軍オデュッセウスの魅力的な造形、詩的な美しさから「地獄篇」を代表する歌の一つとして取り上げられてきた。また、しばしば、このダンテのオデュッセウスはダンテのアルテルエゴと言われてきた。

ダンテのオデュッセウスは、ホメーロスの描いたオデュッセウスの姿とは明らかに異なり、故郷を目指すことはない。彼はトロイア戦争後、人間の真実とこの世界の真理を知るために地中海を飛び出して世界の果てを目指し、やがて煉獄山が見えてくると仲間たちと喜びに沸くが、その時代には神により地中海を人が出ることは禁じられていたために神の怒りに触れ、煉獄山方面から現れた嵐によって船は沈められ、彼は命を落とし、地獄の最下層のマレボルジェと言われる場所にある、偽りの言葉によって人をだました人間たちが封じられる谷に落とされ、永遠に火炎に包まれることになった。

実はダンテの時代に西欧からはホメーロスの原典は失われていた。そもそもギリシャ語文化も失われていたのだ。ダンテは (Maria Cortiによれば) 教会説話化されたオデュッセウスを知っていた²⁴。それは、『イーリアス』がもとになった、トロイア戦争における木馬の発案から「詐欺」のアレゴリーとしてのオデュッセウスと、『オデュッセイア』がもとになった、故郷を探す、つまり真理を求めて人類の故郷である「天国」を探す信仰のアレゴリーとしてのオデュッセウスだった。この両者は矛盾している。ダンテは、その矛盾した姿を一つにして、人類の「真理」を探すと偽って、己の好奇心を満たそうとした人物としてオデュッセウスを描いた。美しく英雄的に描かれてはいても、人類の「真理」を探究するために無人の海を踏破するという行動は矛盾しており、また、彼は己の知性と言葉を使って、己の好奇心を満たすために仲間を裏切ったと考えられる。

ここで、海上を移動するという水平方向への探求は、彼が天上の生を信じていないことを暗示する。Maria Cortiの説によれば、このオデュッセウスはダンテの時代の急進的アリストテレス主義者 (ラテン・アヴィロエス主義) を象徴するとされ、その思想は先述のように、地上において至福に到達することを望み、死後における魂の個別性を否定、つまり

²⁴ Maria Corti, *Percorsi dell'invenzione*, Einaudi, 1993, pp.133-37.

天上の生を否定するものだった²⁵。それゆえに、ギリシャの知の英雄オデュッセウスが神の創造の痕跡を見落としている描写があるはずなのだ。彼の言葉を確認してみよう。

古代の炎のひととき大きな片方の角が
揺れはじめた、ざわめきながら、
さながら風が掻き回す炎のように。
そして頂を左右に振りながら、
あたかも話す舌のように、
声を外に解き放って言った。「私がキルケーの
もとを離れた
あの時に、それまでに彼女は
ガエータのそばで私を一年以上も虜にしていた
が、
それはアエネアースがああ場所をガエータと
名づける前のことだった、
我が息子への深い愛情も、老いた父への
敬愛も、ペーネロペイアを幸せにしたはずの
誠実な愛も、
我が心に燃える炎に打ち克つことはできなかつた。
私はなりたかった、世界の事物と、
人の悪と、理想の徳を知り尽くした者に。
だから、私は、飛び込んでいった、果てしなく
広がる大海原のまっただ中へ。

Lo maggior corno de la fiamma antica
cominciò a crollarsi mormorando,
pur come quella cui vento affatica;
indi la cima qua e là menando,
come fosse la lingua che parlasse,
gittò voce di fuori e disse: “Quando
mi diparti’ da Circe, che sottrasse
me più d’un anno là presso a Gaeta,
prima che sì Enëa la nomasse,
né dolcezza di figlio, né la pieta
del vecchio padre, né ’l debito amore
lo qual dovea Penelopè far lieta,
vincer potero dentro a me l’ardore
ch’i’ ebbi a divenir del mondo esperto
e de li vizi umani e del valore;
ma misi me per l’alto mare aperto

「古代の炎」とはオデュッセウスと彼を包む火であり、先端が二股に分かれた炎は、地獄で暴力を表

す象徴として頻出する牛、また同時に、狡知にも長けた悪魔を思わせる。しかもそれが、聖人の聖なる言葉を伝える炎の舌のように、ここで話したことになるのだ。ここでの人を豚に変える魔女キルケーは安逸を意味する。またオデュッセウスもアエネアースもガエータという場所を通るが、両者の軌跡はここで交錯し、前者はその航海の果てに地獄へと、後者は最終的には教皇の在所となって天国への鍵を握ることになるローマへ至り、そこでローマの始祖となる。そのアエネアースの行いを歌ったのが、ダンテの導師ウエルギリウスだった。ここにはギリシャの軍人による、行為する者としての知から、ローマの思索と行動を両立させた詩人の知、そこかキリスト教時代の詩人の知という、ダンテから見た、知のありかたの変遷が表現されてもいる。

本文にある、子どもへの愛情、父への敬愛、妻への愛は、人間が生まれてきたその関係、それゆえに人間の条件をも示している。ここから、オデュッセウスの旅の動機である「世界の事物と、人の悪と、理想の徳を知り尽くした者に」なるには、地の果てを探求しても無意味なことが明らかとなる。むしろ、世界の事物も含めた世界の創造の原理と、さらには、神が直接吹き込む人間を人間足らしめる魂（可能的知性）にかかわる人の悪と理想の徳を知るには、垂直方向に高みを目指し、精神により神の「真理」（人は神の似姿なのだから）を探求し、世界の創造の秘密を観想しなければならないはずだった。キリスト教的には、水平方向に「真理」を探究すること自体が、死後に個別的魂の存在はなく、地上に人類の至福があるという思想を示していると考えられる。そして、ここで彼が見落としていた神の創造の痕跡は次の一行に隠されている。

「だから、私は、飛び込んでいった、果てしなく広がる大海原のまっただ中へ」

ma misi me per l’alto mare aperto

このくだりの解釈は、アウシュヴィッツの生存者である現代の作家Primo Leviが強制収容所内で仲間少年に『神曲』を教えたときの言葉で語ってもらいたい。それだけの価値がこの解説にはあると思われるからだ。

²⁵ Ibid.137-40.

「このくだりならば覚えている。そう、ここは分かっている。ぼくにはピコロ（教えている相手）に説明できる自信がある。なぜ（ダンテの）『飛び込んでいく』が（フランス語の）『乗り出す』ではないのかをはっきりさせられる。それはもっと強く、もっと大胆だからだ。それは断ち切られた細い道、壁の向こう側に身を投げ出すことなのだ。ぼくらはこの衝動はよく知っている。広がる大海原のことは、ピコロは海の上を旅したことがあるから、これが何を意味するか分かっている。水平線が陸に隔てられずに閉じるときのことだ、あるがままに自由に伸びて。その時には海の匂いを残して他には何も無い。むごいほど遠くにある、甘美な世界²⁶」。

オデュッセウスの目を借りて、作者ダンテが自分をとりまく真円の海に見ていたのは、それをさらに苛烈な状況で感じたPrimo Leviと同じく、現実、自由と生命の象徴としての海だった（ダンテはしばしば、人間が帰るべき場所として、歴史を象徴する大河が流れ込む海を神のアレゴリーとして使っている）。そしてそれはここでの言葉の持つ音にも表現されている。l'alto mare apertoの開口音の母音のaは、alto →mare →apertoと進むごとに円をイメージするaの口の開き方がさらに広がっていき、それは、海の広がりやイメージさせるという指摘がある²⁷。そもそもこの時代に使われたアンシャル体のaの文字も円をイメージさせるのだ²⁸。つまり上空から照らす円い日の光を受けて輝く、自分の周囲を取り巻く大海は、船に乗っている人間から見れば、世界の創造の瞬間を（神学的にも）イメージさせるのだ。おそらくそれは、イタリアの海が、空の青を映しているからだろう。そこからは、天上と地上の調和、つま



<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B5%E3%83%B3%E3%83%89%E3%83%AD%E3%83%BB%E3%83%9C%E3%83%83%E3%83%86%E3%82%A3%E3%83%81%E3%82%A7%E3%83%83%E3%83%AA>

り神と人間の和解がイメージされる（それは例えば『神曲』の挿絵を描いたボッティチェリの「ヴェーネレの誕生」にも表れている。絵の中心にいる愛の女神ヴェーネレは、「地獄篇」五歌の愛欲ではなく、むしろ博愛と調和の象徴として描かれ、それは神と地上、あるいは人類との和解を象徴している）。

作者ダンテはここで、新約以前の知的英雄であり、ある種の自身の分身でもあるオデュッセウスには、それを気づかせないようにした。あたかも自身の真上から降り注ぐ太陽光線とその眩しさに神の愛を気づけなかったカヴァルカンティのように（ダンテのオデュッセウスとカヴァルカンティをつなぐのはベアトリーチェだ。オデュッセウスは海将だったが、煉獄でダンテの前に姿を現すベアトリーチェも正しい海将に例えられていた。そしてカヴァルカンティは「地獄篇」第十歌でそのベアトリーチェを認めないと言われていた）。

6) 暗い森から日の光まで

天国の頂まで登りつめれば、そこは至高天（エンピレオ）だ。その真の姿は円周状に席が連なり、そこに昇天した人々が座っているというものだった。ここでもやはり、円が神の象徴として用いられている。その中でひときわ輝いていたのが聖母マリアであり、彼女は日の光に例えられていた。その彼女の力に頼ってダンテは神に会おうとする。彼女の助けを祈る「マリアへの祈り」は、作者ダンテが「地獄篇」、「煉獄篇」で探求してきた抒情詩の完成形として、『神曲』の頂に置かれたものだった。その後で、ダンテは神へ向かって飛行を開始し、神からの叡智

²⁶ Primo Levi, *Se questo è un uomo*. Tregua, Einaudi, 1989, p.101.この箇所は筆者の試訳。なお邦訳の題名は「アウシュビッツは終わらない——これでも人間か」（朝日選書）だが、原題は、『これが一人の男だろうか』であろう。そしてもちろん、その一人の男とは、全編を通じて登場する唯一の男である作者のことである。

²⁷ *Commedia, con il commento di Anna Maria Chiavacci Leonardi, I, Inferno*, Mondadori, 1991, p.784.

²⁸ この解釈については、作者ダンテが用意したアレゴリー的なものとして正当化されるが、現実の描写とは矛盾するように感じる読者がいるかもしれない。というのも、ここでダンテの代わりに話しているウェルギリウスとオデュッセウスが何語で話しているのか、古来から議論になっていたからだ。しかし、次の第二十八歌で、ウェルギリウスがオデュッセウスに対してロンバルディア方言で話していたことは明らかになっている。また、ここでのaの音は、作者ダンテが読者への指針としてアレゴリーの示した読解の鍵であり、もちろんオデュッセウス自身は己をとりまく事物がはらむ創造の秘密に気がついていないわけではない。

の光と接触して、つまり神と出会って神曲は終わっていく。このときのダンテの魂、つまり知性もまた神的光の反射として輝き、神に向かう光線となっていることはこれまでの考察から明らかであろう。そしてここまで来て初めて『神曲』冒頭三行目 *la diritta* (まっすぐな状態にある) *via* (道) *era smarrita* (なくなっていた。見失われていた) を訳することができる。

先ほどこの冒頭の一連の解釈で、この道はキリストのことであり、信仰のことでありと解釈したが、言い換えると、この「道」とは、神の光に気づき、神に吹き込んでもらった魂の中にその光が射し込んでいることを知った人類が天国へと「続く」キリストへの信仰に導かれて、父なる神のいる天国に向かう、神の光の反射光として人類が歩む神への道を示している。だからこそ、『神曲』の最終部で、神の光を見出したダンテは、神の光の反射光をたどって、そして彼自身がその光線となって神のもとに戻ったのだ。思い返してみると、彼は光の速さで煉獄山頂の森の中から飛び立っていた。だからこそ、この箇所訳文は「まっすぐに続く道」でなければならない。そして、読者には秘められたまま、暗い森を歩みだしたダンテの描いた軌跡は、理性ウェルギリウスと、ダンテの恋したベアトリーチェ、すなわち神の愛に導かれて『神曲』を貫く直線となり、ついには作品の描いた世界の境界を突き抜け、神と接触する。

なぜなら『神曲』の最後の言葉、*l'amor che move il sole e l'altre stelle*。「太陽と星々をめぐる愛が」は、「天国篇」第一行の *La gloria di colui che tutto move*「万物を動かされる方の栄光は」と同じ動詞を使って同じことを歌い、全宇宙を描こうとした「天国篇」の円環を閉じ、ダンテの愛したこの世界の境界を描いていたのだから。

付記) この論文は2016年12月3日に開催された「東北学院史資料センター公開シンポジウム：恋するダンテ」の基調講演で筆者が話したものに加筆訂正したものである。講演中では山川丙三郎先生の訳業を紹介し、現在の代表的な訳との比較検討を行ったが、論文の本文中に入れることはできなかった。しかし翻訳の比較検討という作業は興味深く貴重であり、その部分を付記にまとめることにする。講演で筆者がとりあげたのは、本論中でも最も重要なオデュッセウスの歌の拙訳を引用した部分である。以下に並べて比較検討する。

山川丙三郎訳

年へし焔の大きいなる角、風になやめる焔のごとく微かに鳴りてうちゆらぎ かくて物いふ舌かとばかりかなたこなたに尖端をうごかし、聲を放ちていひけるは 一年あまりガエタ (こはエーネアがこの名を與へざりしさきの事なり) に近く我を匿せしチルチェと別れ去れる時 子の慈愛、老いたる父の敬ひ、またはペネローペを喜ばしうべかりし夫婦の愛すら 世の状態人の善悪を味はひしらんとのわがつよきねがひにかちがたく 我はたゞ一艘の船をえて我を棄てざりし僅かの侶と深き濶き海に浮びぬ。

平川祐弘訳

古代の炎の大きいほうの火先が
呻き声を洩らしつつ身をゆすりはじめた、
ちょうど風に煽られて揺らぐ炎のようだった。
～～～
だから私は大海原へ乗り出した (平川訳)。

藤谷道夫訳

古代の炎の、大きい方の火先が、
ちょうど風に煽あおられた炎のように、声ともならぬ
ざわめきを立てながら波打ち、ゆらめき始めた。
～～～
それで、目の前に広がる深淵な大海原へと私は乗り出した

一読して分かるように、山川先生が、ここで丁寧に「角」という言葉を残して訳したことは、拙論で述べたようなオデュッセウスの罪を表現する、牛や悪魔の角のイメージを壊さず、読者にきちんと伝えている点で、それを「火先」と意識した他の訳より原文に忠実であるように思われる。実際に、山川訳は、その時代を考えると恐るべき正確さをもって行われていた。またそうした観点からすると、忠実さを志した点で、拙訳は山川訳を継いだものと考えてる。

※本論文の画像はWikipediaから引用。原文の一部の引用はWIKI-SOURCEのDIVINA COMMEDIA (現在最も安定しているテキストのペトロッキ版を使用) から行った。

原 基晶プロフィール

HARA, Motoaki

1967年東京生まれ。東海大学ヨーロッパ文明学科専任講師。
東京外国語大学博士前期課程修了。イタリア政府給費留学などを経て現職。
主要業績：ダンテ『神曲』全訳(講談社学術文庫2014年)

東北学院における教育勅語と御真影 I

—教育勅語謄本の下付から奉安殿竣工まで—

東北学院史資料センター

熊坂 大佑

目次

序章 「金属製の箱」の展示

第1章 教育勅語謄本の下付と御真影の奉戴

- 1 教育勅語謄本と御真影の普及過程
- 2 教育勅語謄本の下付
- 3 御真影の奉戴

第2章 国家主義的な思想の高揚と教育行政の変化

- 1 なぜ御真影奉戴を決断したのか
——要因の検討 (1)・(2)・(3)
- 2 「日本精神」とキリスト教主義
——新たな要因の検討

- 3 文部省と宮城県からの奉戴圧力

第3章 教育勅語と御真影の“奉護”

- 1 “安置”から“奉護”へ
- 2 奉安殿と「金属製の箱」

終章 今後の課題として

引用資料

参考文献

序章 「金属製の箱」の展示

太平洋戦争の終結から70年以上が経った昨年、東北学院史資料センター展示室の常設展スペースにおいて新たに「金属製の箱」が展示された。それとともに、「金属製の箱」の中にあった正方形の木箱と、またその中に収納されていた「教育ニ関スル勅語」(以下、本稿では「教諭勅語」とする。)¹や「青少年学徒ニ賜リタル勅語」などの謄本がそれぞれ展示されている。今日までその存在は東北学院教職員のごく一部には知られていたものの、はたしてそれが当時どのように用いられていたのか、どのように保管されていたのかなど、その詳細は現在の人びとにはほぼ伝わっていない。これらの資料を展示するにあたり筆者は、このような疑問を明らかにする必要があると思い、この「金属製の箱」も含めて学内外のあらゆる資料の収集・調査を行い、現在までの成果をまとめ、ここに書き留めておく。

写真1の「金属製の箱」はこれまで戦前、戦中に仙台市街東二番丁の東北学院中学部校庭に建設された「奉安殿」(以下、本稿では「奉安殿」とする。)²の中に収められていた



写真1 「金属製の箱」

のではないかと、いわれてきた。それは、資料の収集・調査の前段階として、1941(昭和16)年11月、同校庭に奉安殿が竣工したとの『東北学院時報』の記事からすでに判明していたためである。「金属製の箱」の大きさは外寸が幅45.5～49.0cm、奥行54.8～56.5cm、高さ29.5～40.7cm、内寸が幅43.5cm、奥行53.5cm、高さ29.0～39.5cmであり、形状は蒲鉾のような形をしている。それに対して奉安殿の大きさは、複数残っている写真をもとに考えるとそれは小さな祠のような建物であり、「金属製の箱」がその室内に入っていたらことは想像に難くない。このことから、奉安殿の室内に「金属製の箱」が収められていたのではないかと推測されてきたのだ。そうだとすると、奉安殿そのものがどのような構造であり、なぜ建設されたのか、ということさえ調査開始時点では曖昧なままとなっていた。その後、学内に残っている資料を中心として調査を進めてきた結果、これまでの疑問や推測の多くが解明できたとともに、「金属製の箱」などは私立学校と教育勅語、御真影——天皇と皇后の肖像写真——との関係性を今に伝える資料であることがわかってきた。

これまで、教育勅語と御真影の全国の各学校への普及過程については、すでに多くの研究によって明らかにされている¹。しかし、それらは官立、公立、

¹ 全国的な教育勅語と御真影の普及過程については、参考文献にあるように小野雅章、籠谷次郎、佐藤秀夫各氏の諸研究成果がある。



写真2 木箱と教育勅語謄本ほか三つの謄本

私立の区分にとどまり、私立学校に属するミッションスクールにまで論及していない。それでも、ミッションスクールに関する研究がないわけではない。駒込武氏は、全国のミッションスクールの「沿革史」（学校史）をはじめとした資料を網羅的に調査・分析し、御真影の奉戴をめぐるミッションスクールの対応の「差異」や、学校に御真影奉戴の「圧力をかける主体」として①教育行政を所管する文部省、②配属将校を通じて学校の事情を把握する軍部（陸軍）、あるいは学校経営陣——理事会などの議決機関または構成員である理事長、理事、院長（東北学院などの場合）、総理（明治学院の場合）、総長（同志社の場合）、学校長など——に「圧力をかける主体」として③生徒・学生やその保護者、卒業生（含む一部教職員）の存在をそれぞれ指摘している。いずれにしても注目されるのは、「圧力をかける主体」²としてこれを軍部のみに限定せずして「文部省の役割」にも言及している点であるが、この時期に文部省は各学校に対し御真影奉戴の「集中的な働きかけをしたと推定できる」としている。しかし、東北学院のように地方にあっては、実際の「働きかけ」をする主体は文部省のみならず、むしろ道府県がその役割を果たしたのではないだろうか。

さて、駒込氏は対象の時代区分を三つに分け、そのうち第一期の1934（昭和9）年以前、文部省は御真影を「天皇神格化の装置」³としてその奉戴——つつしんでいただくこと。貴人を上にいただくこと⁴——を迫るものの、他方「位階的秩序〔官立＞公立＞私立〕に基づく差別的な原理を維持」して御真影を「支配の道具」としたため、結局それが御真影の「普及を抑制する要因となっていたと推定できる」⁵との考察を示している。だが第二期とした1935（昭和10）～39年は、ミッションスクールのみならず全国の大学や専門学校に対して文部省や軍部、それらに加えて生徒・学生やその保護者、卒業生から“奉

戴の圧力”もあり、いよいよミッションスクールにおいても御真影の奉戴が始まる。そのなかでも1935年の同志社の事例は、「キリスト教主義の抑圧というよりは、「大学の自治」「学問の自由」への干渉という流れのなかで」、「陸軍の先手を打って」行われたものであり、それは軍部の「お先棒を担ぐ行為と紙一重である」と断じている。そして、御真影の奉戴はミッションスクールを「公立学校と同様に天皇崇拝のための空間へと変質させ」⁶、そのためミッションスクールは「それぞれの独自性を失いながら、天皇制の神格化によって戦場における大量殺人を「聖化」する構造の中に組み込まれ」⁷、結果的に「学校という組織を守ったことの代償として、失ったものもまた大きいのではないか」⁸としている。

東北学院史研究においては、これまで教育勅語と御真影に関する研究が十分であるとはいえないため、本稿ではまず、教育勅語がいつ下付され、御真影をいつ奉戴したのか、それぞれにはどのような手続きを要したのかなどについて、それらに関する資料の有無も含めた確認作業からはじめることとした。また、教育勅語と御真影の普及過程に関する研究は、普及という文字が示すようにあくまでも教育勅語を下付、あるいは御真影を下賜する側（文部省など）から論じている。たしかに、先のミッションスクールに関する研究では、それらを受ける学校側からの検討を進めているが、学校経営陣がどのような意図をもって奉戴を判断したのかという点はより詳細に検討していかなければならない。くわえて、先に述べたように「圧力をかける主体」として文部省のみならず、実際に学校を監督する立場にあった道府県（宮城県）の「働きかけ」や役割についても論じていきたい。

次章においては、教育勅語謄本や御真影が全国の各学校へ普及していく一般的な過程を確認したうえで、私立学校である東北学院に対する教育勅語謄本の下付と御真影の下賜の時期などをこの機会に確定させるとともに、どのような手続きを経て教育勅語

² 駒込 「『御真影奉戴』をめぐるキリスト教系学校の動向」 585ページ。

³ 同上581ページ。

⁴ 「デジタル大辞泉」（松村明監修『大辞泉 第二版』小学館、2013年）より。

⁵ 駒込 「『御真影奉戴』をめぐるキリスト教系学校の動向」 580ページ。

⁶ 同上585～586ページ。

⁷ 同上595ページ。

⁸ 同上594～595ページ。

膳本の下付や御真影奉戴に至ったのかという点を中心に資料収集・調査をしていった結果を報告する。また、教育勅語を下付されたのは全国の各学校でもそうであったように東北学院も教育勅語の奉読やそれに関する「訓諭」などを学校行事の場で行うよう文部省から求められた。東北学院の場合、その学校行事がどのようなかたちで行われていたのかという点のみをいったうで、その行事にどのように取り組み、どのような感想をもっていたのか。換言するならば、教育勅語の下付をどのように受け止めていたのか、受容していたのかということについても、数少ないながら資料をもとに明らかにしてみたい。そして後半では、御真影奉戴の要因の検討に入っていく。

つぎに第2章は、奉戴の要因としての「圧力をかける主体」である①文部省と②軍部（陸軍）の働きを再確認しながら、東北学院の場合、それぞれ圧力を受けたのか、はたまた、それぞれから受けていないとすれば、なぜ東北学院は奉戴を決断したのか。「主体」とまではいえないが新たな要因としてキリスト教に対する社会的評価の変移と国家主義的または排外的な思想の高まりを検討する試みである。くわえて、この章で取り扱う1930年代の教育界は、明らかに教育勅語の政治的意味合いが強まり、そのなかで教育勅語は文部省があらゆる方法で各学校に国家主義的思想を植え付けるツールへと変化した。ではこの間、教育勅語とキリスト教主義を掲げる東北学院との関係がどのように変化していったのか、そして、キリスト教主義を変えさせられたのか、文部省の「綜合視察」と宮城県（道府県）の行っていた視察などを事例に考えてみる。

そして第3章では、教育勅語の下付や御真影の下賜、それらにかかる「奉安庫」や奉安殿に関する資料を、これまでに紹介されてきたものも踏まえつつ、筆者が資料収集・調査をした結果、発見した新たな資料も紹介しながら、たとえば御真影を奉戴するための諸手続きや奉安殿を学校内に建設するための認可申請等の内容をつまびらかにしていきたい。

なお、本稿における資料の引用文は、いずれも旧字体から新字体に改めた。ただし、かなづかいや原文のままである。また、適宜、ルビや〔 〕内に筆者の注を設け、句読点を補足していることをここに付言しておく。

第1章 教育勅語膳本の下付と御真影の奉戴

1 教育勅語膳本と御真影の普及過程

はじめに、文部省が全国の各学校に対して教育勅語膳本を下付、あるいは御真影を下賜するまでの過程、すなわち全国の私立学校にまで教育勅語膳本と御真影が普及する過程を確認しておこう。

教育勅語は、1890（明治23）年10月30日の勅語渙発以降、文部省から官公私立のすべての学校に対して教育勅語膳本の下付が始まった。それに対して御真影は、1874（明治7）年、文部省は官立学校に対して先行的に御真影の下賜を開始し、その後、公立学校へと下賜対象を拡大させていったが、私立学校に対しては政府の私学軽視により対象拡大が遅れたとされる⁹。このように、教育勅語の下付と御真影の下賜とは、その開始時期、そして当初の対象はまったく異なっていた。それに加えて、手続きという観点でも性格を異にしていた。これは、これまでの研究で明らかにされているように、前者は文部省が率先して全国の各学校に下付していった。それは強制的とも自動的ともいえるだろう。それを示すがごとく、公立学校への下付は1890（明治23）年11月から翌年2月の4か月のあいだに集中して行われた¹⁰。あわせて、後述するように私立学校でさえ早い段階で下付されている。それに対して後者は、あくまでも学校からの申請に基づき下賜が決まるのであり、それは自発的なものといえた。その結果、東北学院の御真影の奉戴は1940（昭和10）年10月まで待たねばならないし、他のミッションスクールの場合もおおむねその時期以降になる。この教育勅語と御真影の普及時期の差異に関して佐藤秀夫氏は、御真影は教育勅語とは違って「権力側から一方的に下付されるのではなく、教育関係者の自発的な上申に対する天皇の恩賜であるとする性格を、御真影に与えようとしたもの」¹¹〔傍点ママ〕だ、とした。ちなみに本稿では、そのような性格や対象の違いを踏まえて、文部省が教育勅語を学校に渡すことを「下付」——金品・書類などを役所から下げ渡すこと¹²——、宮内省が文部省を通じて、そして最終的に文部省が御真影を渡すことを「下賜」——高貴の人が、

⁹ 小野「御真影の下付申請資格の拡大過程とその意味」28ページ。

¹⁰ 籠谷「明治教育における学校儀式の成立」49～50ページ。

¹¹ 佐藤「わが国小学校における祝日大祭日儀式の形成過程」47ページ。

¹² 「デジタル大辞泉」（松村明監修『大辞泉 第二版』小学館2013年）より。

身分の低い人に物を与えること——、そして学校が申請し御真影を受けることを「奉戴」と、それぞれ用語を区別していることを断っておく。

そして、教育勅語謄本や御真影を受けた学校側は、それらをどのように用いることによって学校教育のなかに取り入れていったのか。いわば受容過程であるが、たとえば小学校に関しては、1891（明治24）年6月17日制定の「小学校祝日大祭日儀式規程」（文部省令第4号）（以下、本稿では「儀」（式規程）とする。）によると、教職員と生徒は「祝日大祭日」に御真影への最敬礼や「兩陛下ノ万歳」の斉唱、教育勅語の奉誦、唱歌の合唱、校長は教育勅語にある「聖意」を生徒に向けて「誨告」し「忠君愛国ノ志気ヲ涵養」するための演説を行うよう義務づけられていたのである¹³。だが、1893（明治26）年5月5日制定の「小学校祝日大祭日儀式規程ニ関スル件」（文部省令第9号）では、紀元節と天長節、そして元日には儀式を行うこととし、他の「祝日大祭日」は「各学校ノ任意」とすると規定された。このように、紀元節（2月11日、現在の建国記念の日にあたる）や天長節（天皇誕生日）といった「祝日大祭日」に教職員は学校行事を開催し生徒を出席させ、校長は教育勅語の奉誦を行った。そして中学校に関していうと、1901（明治34）年3月5日制定の「中学校令施行規則」第19条で教職員と生徒は紀元節と天長節、そして元日に「祝賀ノ式」を執り行うよう明記している。東北学院中学部の場合は、この中学校の例に沿うことになる。

それでは、教育勅語と御真影を受けた学校は、その存在を、その内容をどのように受け止めていたのか。次節から東北学院を事例に、その普及と受容過程を検討してみたい。

2 教育勅語謄本の下付

宮城県の教育勅語「謄本交付式」

前述のように、教育勅語は1890（明治23）年10月30日に渙発されたのであるが、その謄本はいつ私立学校の東北学院にも下付されたのか。

まず、東北学院史に関する書籍を紐解いてみると、東北学院が初めて学校史をまとめた『東北学院七十年史』には、東北学院が「文部省令による認定学校でもあるので、教育勅語の配布は早くより受けて」¹⁴いたとしているが、具体的な時期は明記していなかった。その後まとめた『東北学院百年史』は、当時の新聞『奥羽日日新聞』の記事¹⁵を引用するかたちで、教育勅語が渙発されてから4日後の1890（明治23）年11月3日、宮城県が県内の「公私立学校長

教員師範学校農学校生徒等」を「県会議事堂に召集し」て教育勅語「謄本交付式」を開催し、各学校を代表して「総代」を務めた宮城県尋常師範学校校長に教育勅語謄本を授与（下付）したことを紹介しているのみである¹⁶。この記事からも、実際に東北学院へいつになって下付されたのか、その具体的な時期まではつかめない。しかし、今回の調査では下付の具体的な日付が明記されている資料を発見した。文部省による教育勅語謄本の下付状況などの照会に対する1936（昭和11）年9月2日付の東北学院の回答書¹⁷をみると、「教育勅語謄本下付年月日」という項目には「明治廿三年十一月廿七日」とある。つまり、実際に東北学院へ教育勅語謄本が下付されたのは11月27日のことであって、「交付式」が行われた同月3日はその24日前にあたる。その11月3日はまさしく天長節（明治天皇の誕生日、現在は文化の日）であり、実際に学校へ下付せずしての「交付式」の開催は天長節を意識したものであろう¹⁸。ちなみに、「交付式」の記事が掲載されている同じ紙面に他の学校の当日の動きを伝える記事がある。たとえば、第二高等中学校（1894年「第二高等学校」と改称。現在の東北大学の前身の一つ。）では「交付式」へ参加する前に自校で「午前八時職員生徒一同出校拝賀式を行」っており、また、尋常師範学校（旧立の師範学校。戦後、東北大学教育学部に統合され、その後、教員養成系統の分離した現在の宮城教育大学の前身の一つ。）では「午前九時十五分男女生徒一同製列隊伍を組み」て「交付式」式

¹³ 儀式規程第1条から第3条には、紀元節、天長節、元始祭（1月3日、宮中祭祀）、神嘗祭（10月17日、宮中および伊勢神宮の祭祀）、新嘗祭（11月23日、五穀豊穡を感謝し祈る宮中祭祀）には本文中で挙げた儀式のすべてを、孝明天皇祭（1月30日）、春季皇霊祭（現在の春分の日にあたる）、神武天皇祭（4月3日）、秋季皇霊祭（現在の秋分の日にあたる）には校長の「誨告」と演説、唱歌の合唱が義務づけられていた。また、元日には御真影への最敬礼とともに「兩陛下ノ万歳」の斉唱、唱歌の合唱が義務づけられていた。

¹⁴ 花輪『東北学院七十年史』512ページ。

¹⁵ 「雑報 勅語謄本交付式」（『奥羽日日新聞』第4009号、1890年11月5日付、2面）。宮城県図書館所蔵。

¹⁶ 『東北学院百年史』382ページ。

¹⁷ 文部次官宛東北学院長「教育勅語謄本及式日ニ関スル件」（高学発第515号）1936年9月10日付。「教育勅語謄本及式日ニ関スル件回報候也」として『主務省関係書類綴』第6号所収。教育勅語謄本の下付日や謄本の保管状況、式日の実施状況といった文部省からの照会（東北学院長宛文部次官「教育勅語謄本及式日ニ関スル件」照専39号、1936年9月2日付。同じく『主務省関係書類綴』第6号所収）に対する回答。

¹⁸ 籠谷「明治教育における学校儀式の成立」45～46ページ。籠谷氏は同論文で、教育勅語の渙発日がなぜ10月30日であったのかということについて、翌月3日の天長節との関連性を検討している。

場に参列し式了るや再び前隊形を取りて帰校し運動場に整列して遙に 両陛下の万歳を祝し奉り喇叭手をして君か代三回を吹奏せしめ職員生徒最敬礼を行へ解散した」とある。

教育勅語謄本と学校行事

東北学院において教育勅語（謄本）が学校行事に使用されたことを最初に確認できるのは、1892（明治25）年11月の東北学院開院式である。この式次第のなかに「勅語奉読」¹⁹という項目がある。これ以降、東北学院は、毎年「祝日大祭日」には教育勅語の奉読を行い、1920（大正9）年からは既定の「祝日大祭日」に加えて、教育勅語が渙発された10月30日を記念して「教育勅語渙発三十年記念式」²⁰を新たに開催している。また、1935（昭和10）年11月25日付の文部省専門学務局長への回答書²¹によれば、紀元節、天長節、明治節、元日、入学式・卒業式、10月30日に勅語奉読と「訓辞」を行っていた。このことから、学校行事における勅語奉読の機会、すなわち教育勅語の使用頻度は時代を経るにしたがって多くなっていったものと考えられる。また、明治期の学内の様子を伝える数少ない資料である東北学院文学会の雑誌『東北文学』には、1893（明治26）年の天長節（11月3日）の記録として、「東北学院は、同日〔11月3日〕午前八時を以て、内外の教員、すべての生徒一同講堂に集り、〔中略〕了りて押川〔方義〕院長、勅語を捧読せられ、涙を揮て一同に告ぐる所あり、九時頃に至りて散会せり」²²とあり、これは教育勅語を好意的に受け入れていた様子的一端であろう。『東北学院百年史』はこれを引用したうえで「勅語に格別の抵抗感のなかったことは明らか」²³と評している。このときはまだ、教育勅語を奉読し、その内容を生徒に「誠告」すれば、それでよかった。しかし、1930年代になると学校での教育勅語の内容（聖旨）の徹底が文部省の基本姿勢となり、学校側はその対応に迫られることとなる。この変化に関しては、次章にて若干の考察を試みる。

そのほかの詔書や勅語の謄本の下付

教育勅語が渙発された1890（明治23）年以降、日本は、内政面でも外交面でも数々の大きな転機を迎えた。すなわち、内政面では1923（大正23）年9月1日に関東大震災が発生し、同年11月10日に「国民精神作興ニ関スル詔書」が渙発されている²⁴。これは、震災後の社会的混乱の鎮静化だけにとどまらず、第一次世界大戦（1914～18年）後の民主主義的運動

の勃興（大正デモクラシー）、社会主義・共産主義活動の活発化といったものに対処する意図をもって。また、外交面では日清戦争（1894～95年）で大国の清との戦争に勝利し、その後、日露戦争（1904～05年）ではロシアのバルチック艦隊（第二・第三太平洋艦隊）を日本海軍の連合艦隊が日本海海戦で撃破し、1905（明治38）年にはロシアとのあいだで講和が成立した（ポーツマス条約）。日本が、東洋の名もない小国から列強国へと加わりつつある、そのような変化のなかで出されたのが1908（明治41）年10月13日渙発の「戊申詔書」である。そして、第一次世界大戦を経て1937（昭和12）年7月7日に発生した盧溝橋事件により日中戦争が勃発し、翌年4月に国家総動員法が制定され、いよいよ日本は戦時体制へと突入していく。そのようななか、1939（昭和14）年5月22日、全国の学校の生徒を対象として「国家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル任」は「汝等青少年学徒ノ隻肩ニ在リ」、「文ヲ修メ武ヲ錬リ」その任を全うするようにとの、「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」が渙発された。これら詔書・勅語はいずれも、時代の変化によって生じた教育勅語の不足部分を補うものであったとされている。

東北学院の「金属製の箱」のなかにも教育勅語だけが収められていたわけではなかった。教育勅語とともにあった三つの詔書・勅語の謄本のうちの二つは「教育ノ任ニ在ル者ニ下シ給ヘル勅語」と「青少年学徒ニ賜リタル勅語」である。前者は、昭和天皇が1931（昭和6）年10月30日に東京高等師範学校と東京文理科大学（ともに現在の筑波大学の前身）へ行幸した際に渙発したもので²⁵、後者は、前述のとおりである。

まず、「教育ノ任ニ在ル者ニ下シ給ヘル勅語」の学校への下付については、すくなくとも『東北学院

¹⁹ 「五五 東北学院開院式次第の決定（明治二十五年十一月十四日）」『東北学院百年史 資料編』71ページ再録。原典は『理事会記録』。

²⁰ 「東北学院記録抄」（『東北学院時報』第39号、1920年12月10日付）。

²¹ 「式日ニ於ケル教育勅語奉読等ニ関スル件」として「主務省関係書類綴」第5号所収。

²² 「雑報 天長節」（『東北文学』第2号、東北学院文学会、1893年12月、41ページ）。

²³ 『東北学院百年史』382ページ。

²⁴ 服部「教育勅語の成立から終戦後の国会決議に至る経緯」91ページ。

²⁵ 「開拓者よもやま話 第8講 「教育に関する勅語」のゆくえ」筑波大学附属図書館展示Blog (<https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/exhibition/blog/index.php?eid=169>) 2017年12月18日閲覧。

百年史』などの学校史やこれまでの奉安殿「奉安庫」に関する研究論文ではまったく取り上げられていない。この勅語の内容は次のとおりである。

健全ナル国民ノ養成ハ一ニ師表タルモノ徳化ニ
俟ツ事ニ教育ニ従フモノ其レ奮励努力セヨ²⁶

これは、題名にもあるがまさしく「教育ニ従事スル者ノ向フ所ヲ昭示」する（指し示す）ものであった。この勅語を文部省は、年が明けた1932（昭和7）年2月になってようやく全国の各学校へと謄本を下付した。それを示す資料²⁷が、東北学院史資料センターに残っていた。

發文九号

昭和七年二月八日

文部次官〔角印〕

東北学院長殿

教育者ニ対シ下シ賜ハリタル 勅語謄本
交付ニ関スル件

今般本省ニ於テ昭和六年十月三十日 天皇陛下
東京高等師範学校六十年記念式場並ニ東京文理
科大学及東京高等師範学校ニ行幸ノ際文部大臣
ヲ召サセラレテ下シ賜ハリタル 勅語ヲ謹写シ
之ヲ全国ノ学校ニ頒ツコトニ相成茲ニ同年十月
三十一日發布セル訓令写ヲ添へ別便（書留小包）
ヲ以テ貴校ニ送達シタルニ付御受領相成貴
校教職員ヲシテ常ニ 聖意ヲ奉体シテ省察工夫
ヲ懈ラズ人ノ儀表タルベキ修養ニカメ感応風化
ノ及ブ所克ク健全ナル国民ヲ養成シ以テ 勅語
ノ御趣旨ニ副ヒ奉ランコトヲ期セラレ度此段依
命通牒ス

まず、本文中に「同年十月三十一日發布セル訓令写ヲ添へ別便（書留小包）ヲ以テ貴校ニ送達シタルニ付」とあるが、その「訓令写」は、同じ資料綴の中には保管されていなかった。それはともかく、この勅語と教育勅語、そしてのちにみていく「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」との違いは、題名の「教育者ニ対シ」が示すように対象者が生徒や学生（「学徒」）ではなく、教職員に向けられたものということである。その点から教育勅語謄本や他の詔書や勅語の謄本のように生徒を前にしての奉読ではなく、たとえば1932（昭和7）年10月30日の「教育勅語渙発記念奉読式」では、その式が終わった後に「引き続き教職員のため昨年東京高等師範学校へ行幸の際

賜りたる勅語の奉読式を執行し」²⁸ている。

つぎに「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」の下付についてである。この勅語も全国の学校へと下付されたのだが、その前に渙発までの若干の経緯を確認しておきたい。1939（昭和14）年5月22日、「宮城前広場」²⁹（現在の皇居前広場）で行われる「御親閲式」に参加するため、東北学院からは生徒の代表者数名が開催の2日前に仙台を発っている。この「御親閲式」は、「現役将校学校配属令制定十五周年を記念」してのものであり、全国から「学生生徒三万五千」人が参集し、そのなかで東北学院の生徒は「第五集団第一大隊第二十中隊に隷属され、八谷弘中隊長の指揮に従ひ」参加したと、そのとき生徒を引率した中学部長出村剛がのちに報告している³⁰。全国から生徒を集めた「御親閲式」の場で、昭和天皇が文部大臣に対して例の勅語を下賜することとなるのである。ちなみに、代表者らの5月20日から23日までの日程は、次のとおりである。

○同〔5月〕二十日 御親閲参加者のための壮行会あり、代表生徒十名、部長、八谷教官、鈴木先生引^マ卒のもとに、同日午後九時四十分特別列車にて、壮なる見送のうちに上京の途につく

○同二十一日 午後二時より宮城前広場にて御親閲分列式の予行演習あり。

○同二十二日 代表者は十時より別項記載の如く晴れの御親閲式に望む

同日 午前八時礼拝後御親閲に関して津田先生の訓話あり、十時より遥拝式、分列式を行ひ、終りて護国神社に参拝す。

○同二十三日 上京中の代表一行午前九時帰校、同校々庭に集合して御親閲拝受章を附したる校旗を先頭にせる一行を迎へ、分列式を行ふ。

また、5月23日の代表者の帰仙の際は、学校に残っ

²⁶ 「訓令 文部省訓令第二十一号」（『官報』第1453号、1931年10月31日付）。

²⁷ 「別紙 教育者ニ対シ下シ賜ハリタル勅語謄本交付ノ件回覧候也」として『主務省関係書類綴』第3号所収。

²⁸ 五十嵐「中学部」（『東北学院時報』第104号、1933年1月1日付）。

²⁹ 出村剛「御親閲拝受の光栄に浴して」（『東北学院時報』第144号、1939年7月1日付）。

³⁰ 同上「母校近事 中学部」（『東北学院時報』第144号、1939年7月1日付）。

ていた教職員と生徒が「停車場」³¹（仙台駅）まで代表者らを出迎え、「御親授を戴ける校旗燦として生徒十名参加教員に護られ堂々校庭に集合中の教職員生徒敬礼中に帰校」との記録が、同じ紙面にある。

その「青少年学徒二賜ハリタル勅語」は、学校行事においてどのように使用されていたのか。先の「御親閲式」から1か月半後、文部省は東北学院に宛てて文部次官通牒³²を發し、そのなかで「毎年五月二十二日は「青少年学徒二賜ハリタル 勅語ノ奉読式ヲ挙行シ 聖旨奉答ノ決意ヲ新ニスルト共ニ男子中等学校〔中略〕以上ニ在リテハ御親聞記念トシテ学生生徒ノ分列式ヲ挙行シ」、「当日夫々神社参拝、武道演武、作業訓練（防空又ハ非常変災訓練ヲ含ム）等実情ニ依リ適宜之ヲ実施スル」ように指示している。それに加えて、「勅語ハ成ルベク多クノ機会ニ於テ之ヲ奉読」するように、とも申し添えられている。これによって、学校では教育勅語とともに「青少年学徒二賜ハリタル勅語」も式日に校長が生徒を前に奉読するようになり、先の引用文にあった「成ルベク多クノ機会」という文言によってであろうか、すくなくとも東北学院においては勅語が渙發された5月22日にちなんで、毎月22日、朝礼において中学部長が生徒を前にして奉読していたという³³。

残っている教育勅語謄本は下付されたものか

さて、現在残っている教育勅語謄本は写真3のとおり右開きの見開き状になるものである。板紙に飾り紙を貼り、その上に教育勅語を書き写した半紙を貼付している。これは、ほかの詔書や勅語の謄本もまったく同様である。しかし、教育勅語謄本の形状にまで触れている論文は少ないものの、多くの場合それは「台紙ヲ付シテ緩ク巻」³⁴くもの、すなわち巻物（卷子）の形状をしていたとされている。また、当時の様子を知る関係者からも謄本は巻物であったとの証言を得ている³⁵。また、教育勅語謄本と同じ

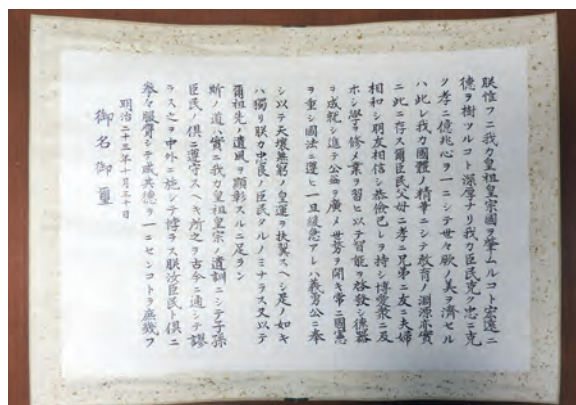


写真3 教育勅語謄本

作りをした「大東亜戦宣戦ノ詔書」(写真4)を開くとわかるのだが、詔書が書き写された半紙の後半部分をみると、「東亜永遠ノ平和ヲ」の「亜」の字を書き損じて明らかに上から紙を貼り足すかたちで書き直している（矢印の部分）。詔書>勅語>勅諭という関係上、一番重要で、かつ太平洋戦争開戦の詔書に不備があったまま、文部省が下付するとは到底考えられない。

他地域の事例と関係者の証言の一致、そして明らかに不備のある謄本の存在を考慮すると、おそらく文部省が作成したものではなく、東北学院が自ら作成したものといわざるを得ない。

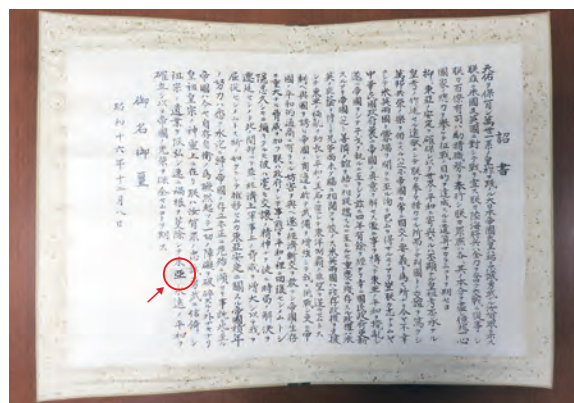


写真4 「大東亜戦宣戦ノ詔書」謄本（一部筆者加工）

3 御真影の奉戴

御真影の奉戴

東北学院の御真影奉戴については、明確に記録が残っていることが以前から知られていた。その一つは、『東北学院時報』の記事だ。1940（昭和10）年12月の紙面には10月29日の出来事として次のように記録されている。

○同〔10月〕廿九日 御真影奉戴式

豫て出願中であった、天皇、皇后陛下の御真影は、今回愈々御下賜になつたので、午前八時シ

³¹ 成田徹「母校近事 高等学部」（『東北学院時報』第144号、1939年7月1日付）。

³² 東北学院長宛文部次官「青少年学徒二賜ハリタル 勅語二関スル件」發文112号、1939年7月7日付。「青少年学徒二賜ハリタル勅語二関スル件」として『主務省関係書類綴』第10号所収。

³³ 『東北学院百年史』編纂にあたり中心的役割を果たされた東北学院大学名誉教授の出村彰先生からご教示いただいた。ここに記して感謝申し上げます。

³⁴ 佐藤「わが国小学校における祝日大祭日儀式の形成過程」50ページ。原典は新潟県教育会『新潟県教育史』上巻、834ページ。

³⁵ 同じく出村彰先生にご教示いただいた。

ユネーダー院長並に出村高等学部長は県庁に出頭、井野〔宮城県〕知事の手より御真影を拝受し、護衛の警官と共に自動車にて帰校した。之より先き全校職員生徒一同並に高等学部後援会及び中学部奨学会の役員有志は南六軒丁高等学部校舎玄関前より門外まで整列奉迎し、院長の先導にて出村部長御真影を奉持し、ザウグ神学部長並に五十嵐中学部長は玄関先まで奉迎の上之に従ひ、一旦院長室内の奉安庫に完置し夫れより礼拝堂に於て奉戴式を挙行した。即ち安置所として特に準備されたる所に奉還し、院長並に三部長着席の後教職員生徒一同之に従ひ、国歌奉唱中、五十嵐部長の手に依て開扉され、一同最敬礼の後閉扉、一同敬礼着席の上順次退席、九時十五分式を了つた。³⁶

このように御真影を奉戴した当時の様子が事細かに記録されている。『東北学院七十年史』、『東北学院百年史』いずれも、御真影奉戴に関してはこの資料をもとにしている。

御真影「奉護」と文部省の「奉安状況調査」

御真影の奉戴は、奉戴のみにとどまるものではなく、その後は御真影の厳重な「奉護」が求められ、かつその状況を文部省の担当者が外向いて調査していた。そのための出張費申請書³⁷の添付文書には、調査方針が記載されている。

御真影奉安状況調査方針

一、府県二関スル事項

- (一) 奉安設備、奉護監督ノ實際的状況
- (二) 新二拝戴願出ノ場合ニ於ケル奉安設備等ノ實際的調査状況

一、学校二関スル事項

別紙御真影奉安設備並奉護状況ノ調査要項ニ依リ調査スルコト

一、出張者ノ調査方針

視察方法

- (1) 前回奉還ニ際シ御損傷著シカリシ学校ノ奉安施設ノ前後措置
- (2) 府県当局ノ見タル奉安設備上中下ノ各一校位ノ調査
- (3) 湿潤地方一二校ノ調査

本文中、別紙とされる「調査要項」は同件名の資料中には含まれていない。

さて、東北学院は1935（昭和10）年10月に御真影を奉戴したので、実際に東北学院に文部省の調査が入ったのは、その翌年8月のことであった。調査を前に文部省は担当官を派遣することを次のように通知³⁸している。

昭和十一年七月三十日

文部大臣官房 秘書課長〔角印〕

東北学院長殿

御真影奉安状況調査ニ係員派遣ノ件
貴校ニ拝戴セル御真影奉安状況調査ノ為来ル八月七日文部属鴨狩庸雄ヲ派遣可致ニ付此段通知ス

だが、その後に発行された『東北学院時報』の「母校概況」高等学部の欄を確認すると、実際に来校して調査をしたのは、事前に通知された8月7日ではなく、翌8日であったようである。

いずれにせよ、盗難や汚損があつてはならない御真影を受け入れるということは、文部省の現地調査も受け入れることでもあった。

御真影奉戴に至る申請手続き

奉戴に至るまでの手続きはどのようなものであったのか。年が明けた1936（昭和11）年1月、『東北学院時報』に掲載された院長出村悌三郎の「年頭の辞」をみると、「時到りて準備全く整ひ昨今〔昨年〕四月御真影の御下賜を請願しましたところ」とあることから、奉戴の手続き開始は1935（昭和10）年4月とすることができる。ちなみに、この年の4月は東北学院にとっては節目の月といえるものであった。詳しくは後述するが、すでに第2代院長デイヴィッド・B・シュネーダーは理事会に対し再三にわたり辞意を伝えており、その結果、1936（昭和11）年5月の創立50周年記念式と同時に退任することが認められた。それを前にして、実務的なところで「昭和十年三月末まではシュネーダーが院長をつとめ、その後は出村〔悌三郎〕が院長代理として実質的には学院行政を担うこととなる」³⁹。御真影奉

³⁶ 五十嵐正「母校近事 中学部」（『東北学院時報』第122号、1940年12月10日付）。

³⁷ 文部省会計課長宛同省秘書課長「案」発秘292号、1931年8月8日起案、同月10日発送。「御真影及ビ勅語ノ関係書類」として『大正十四年十月～昭和十年・帝室雑載一御真影及勅語ノ関係書類・第五冊』所収。

³⁸ 「御真影奉安状況調査係員派遣ノ件」として『主務省関係書類綴』第6号所収。

³⁹ 『東北学院百年史』779ページ。

戴は、シュネーダー体制から出村体制への移行期（1935年4月～1936年4月）に行われたといえる。

そして同時期、御真影奉戴の準備を進めるために作成された学内の事務文書が複数存在した。その資料は、第3章1節で紹介することにして、ここは先に進む。つづいて、御真影奉戴にあたって学校は半ば強制的とはいえ、それまでと変わらずにまずは文部省ないし道府県に申請書類を提出しなければならない。これを東北学院の場合に当てはめて資料の調査を行った。すると、『文書収受簿』の記録をもとに『往復文書綴』のなかに、東北学院からの御真影奉戴の申請に対してその下賜を決定する旨の東北学院院長に宛てられた宮城県学務部長通牒⁴⁰を発見した。

教第一二三七号

昭和十年十月十八日

宮城県学務部長〔角印〕

東北学院長殿

御真影御下賜ノ件通牒

本年四月二十四日申請ノ

天皇陛下

皇后陛下御真影御下賜相成候ニ付来ル十月二十九日午前十時拝戴ノ為当県教育課ニ御出頭相成度尚当日拝戴式挙行候様御措置相成度

追テ奉迎方ニ関シ左記御留意相成度

記

一校門ニ国旗ヲ掲揚スルコト

二職員児童生徒ヲシテ適宜ノ場所ニ整列セシメ奉迎スルコト

三警護ニ関シテハ警察署ト打合せ遺憾ナキヲ期スルコト

下賜の許可にあたっては資料にあるように、三つの「御留意」が示された。その2点目、「職員児童生徒ヲシテ適宜ノ場所ニ整列セシメ奉迎スルコト」は、前出の1940（昭和35）年12月の『東北学院時報』の記事からも実際に行われたことが確認できる。

さて、資料の本文冒頭に「本年四月二十四日申請」とある。この場合、「申請」書は東北学院が発出した文書であるから、次は『文書発遺簿』をあたってみることにした。すると、その第3号に次のような記録を発見した。この記録に従って『往復文書綴』第7号をくまなく調査したものの資料の所在は確認できず、当然、原本は宮城県に提出しているにしても、残念ながら東北学院にはその謄本⁴¹さえ残って

発遺番号	発送先名	発送年月日	件名	綴込別	主任者印
：	：	：	：	：	：
第407号	宮城県知事	昭和拾年四月廿四日	御真影御下賜申請ノ件	往復文七号	成田
：	：	：	：	：	：

いないことが判明した。

なぜ申請書を探すのかというと、実はこのような申請書には、その学校が御真影の奉戴にあたってどのような制度・設備を整えたのかがわかる重要な資料が添付されているケースが多いからだ。たとえば、時代はやや下るが1940（昭和15）年8月の西南女学院の事例である。西南女学院は同月2日付で文部省に対し「御真影下賜申請」⁴²という書類を提出している。そのなかに別紙として、「御真影並ニ教育ニ関スル勅語謄本奉護規程」と配置予定図などが添えられているが、前者は全3章16条からなるもので、他の学校が申請する際も同様の規程を必ず制定し、それを申請書類に添えて文部省に提出している。西南女学院の規程の構成は、第1章が「奉安所」、第2章が「警備」、第3章が「当直」、と区分され、第1章は教育勅語謄本と御真影の保管場所と鍵の管理方法を規定する二つの条文、第2章は平時の異常確認と火災などの非常時における対応を規定する七つの条文、第3章は当直の設置とその職務内容などを規定する七つの条文というものであった。ちなみに、御真影の「奉護」が行われるに伴って学校内において新設された制度が「教職員の宿日直制」⁴³であった。東北学院も、1937（昭和12）年7月15日付の文部次官への回答書⁴⁴によると、当直を設けていた。このように御真影の下賜の申請にあたっては、事前に奉戴のための制度・設備を入念に整える必要がある、当然、東北学院の場合も「奉護規程」のような規程を申請書に添付して宮城県などに提出していたと思われる。そして、おそらく宮城県の公文書のなかにその「奉護規程」のようなものが残っているはずなのだが、時間的制約もあり今回の資料収

⁴⁰ 「御真影御下賜ノ件」として『往復文書綴』（第8号）所収。

⁴¹ 東北学院は、多くの場合、発出する文書の謄本を作成し綴の中に保存しているのだが、この文書の場合は、それを残していなかった。

⁴² 「御真影及勅語ノ関係書類」として『昭和七年～昭和十五年・帝室雑載—御真影及勅語ノ関係書類—・第六冊』所収。

⁴³ 小野「学校下付「御真影」の普及過程とその初期「奉護」の形態」65～66ページ。

⁴⁴ 「御真影拝戴及式日ニ関スル件」として『主務省関係書類綴』（第6号）所収。

集・調査では発見することができなかった。

御真影と学校生活

御真影は学校行事においてどのように用いられていたのか。第3章で全文を紹介するが、1937（昭和12）年7月15日付の文部次官に宛てた回答書⁴⁵には、四大節として元日、紀元節、天長節、明治節のそれぞれに「御真影奉戴、国歌合唱、教育勅語奉読、訓示」を行い、「全教職員」と「全生徒」が出席することが記載されている。

また、学校行事に限らず学校生活においては、第3章で取り上げる御真影を保管する奉安殿が中学校校庭の正面玄関前に建設され、毎朝登校する生徒が正門から正面玄関へ向かう途次、奉安殿の前で敬礼することが義務化されていく。これは全国的な事例と同様である。

第2章 国家主義的な思想の高揚と教育行政の変化

1 なぜ御真影奉戴を決断したのか

——要因の検討（1）・（2）・（3）

生徒・学生やその保護者、あるいは卒業生

——要因の検討（1）

さて、東北学院は1935（昭和10）年になぜ御真影の奉戴を決断したのだろうか。このことについて『東北学院七十年史』は、「御真影に関しては、その取扱いの上から、神道国教主義流からややもすれば誤解をうける場合が多いことを憚かつて、その配布を受けることを遠慮しつつ来て」⁴⁶としている。その後、「国民思想の統合を強化するため、昭和十年に至り、文部省はその認定する全国の学校に対して、御真影（天皇・皇后の写真）を奉戴させ、〔中略〕拝礼させた」のであり、「東北学院に於いても挙国的な時代の大勢には抗するすべもなく、〔中略〕御真影奉戴式を行った」と記述している。すなわちここからも、御真影の奉戴が「抗するすべもなく」という半ば強制的なものとなっていったことが読み取れる。だが、その「挙国的な時代の大勢」とは何であったのか。「圧力をかける主体」として駒込氏の指摘する三つの主体のうちの③生徒・学生やその保護者、あるいは卒業生、についてまず考えてみる。たしかに、立教大学では、1936（昭和11）年4月29日の天長節祝賀式に学長木村重治が、キリスト教の説教を行う「聖壇の下で教育勅語の奉読を行ったのは不敬であると非難され」たチャペル事件があり、これが新聞報道で事件が広く取り上げられ、それに加えて学生が木村の辞任を求めてストライキするな

どして学校内は混乱した。そして、ついに同年10月、立教大学は教育勅語謄本の下付と御真影奉戴を申請し、同月26日にそれらを受け取っている。しかし東北学院の場合、同様のことを裏づける資料は今のところ見つかっていない。それでは、①文部省、②軍部（陸軍）はどのような「役割」を果たしたのだろうか。

現役将校を学校に配置できた陸軍——要因の検討（2）

東北学院の場合、「圧力をかける主体」とされる存在は何であったのか。これを検討するにあたっては、まず、学校に陸軍将校が配属されていたという点は看過できないだろう。

この制度がどのようなものであったか確認しよう。1925（大正14）年4月11日の「陸軍現役将校学校配属令」（勅令第135号）公布によって、官公立学校は義務的に陸軍将校の受け入れが求められ、また私立学校に対しても任意的にはあるがその受け入れが求められた。あくまでも私立学校は学校側からの申請に基づいてのことであったが、東北学院においては多くの私立学校と同じく、実際に現役将校の配属が始まる1925（大正14）年からすでにその受け入れを申請しており、それとともに射撃訓練や野外演習などの軍事教練を正課としている。この陸軍現役将校配属制度の当初の目的は、陸軍側とすればもちろん人類史上初の総力戦が行われた第一次世界大戦があって、将来の総力戦に備えるため生徒・学生のうちから軍事教育を施す必要が生じたことが挙げられるが、それとともに、大戦後の世界的な軍縮傾向のなかで現役将校の新たな配属先を確保しようとする狙いもあった。それに対して学校側としては、配属将校を受け入れて軍事教練を正課とすることによって、それを受け査閲（試験）に合格した生徒が幹部候補生として最短10か月で上級士官となることができるという“特典”を得ることとなり、これは入学者確保の観点から重要なことであった⁴⁷。しかし、時代を経るに従って互いの目的、制度の意味合いは変化していく。1930年代に軍部が台頭し政治への影響力を増していく。陸軍にあっては、陸軍将校を学校に派遣するのだからその報告によって学校内の出来事を逐一把握することができる。ひるがえって学

⁴⁵ 「御真影拝戴及式日ニ関スル件」として『主務省関係書類綴』第6号所収。

⁴⁶ 花輪前掲書512ページ。

⁴⁷ 『東北学院の歴史』70ページ。

校側からしてみれば、学校内を平時から陸軍将校が出入りするのである。そのうえ、正課となった軍事教練において陸軍将校が意図的に単位を与えない、ないしはそもそも陸軍側が将校を配属しないとなれば授業は成り立たず、結果、単位が与えられないどころか、前述の“特典”が与えられることはなく、入学者確保は危ぶまれる。すなわち学校経営の危機に陥る可能性がでてくる。実際に一時的ではあるが、陸軍省が意図して現役将校の配属を先延ばしにした事案も発生する⁴⁸。要するに、平時から学校は現役将校を通じて実質的に陸軍の影響下におかれるとともに、“特典”を引き換えにした圧力が学校側に加わっていった。

この配属将校の存在が、御真影奉戴にあたって少なからず影響を与えていたことは、他の学校における研究に表れているとおりである。たとえば、早稲田大学では、1934（昭和9）年3月に配属された陸軍将校が、教育勅語謄本と御真影を受けていないことを問題視して学校側にそれぞれの下付と下賜の申請と、四大節に勅語奉読や御真影への奉拝、卒業式には勅語奉読を行うことなどを再三にわたり要求した「一配属将校の動きが〔御真影奉戴の〕契機」⁴⁹になったとしている。

東北学院に当てはめて考えれば、たしかに仙台には第二師団の司令部があり、『往復文書綴』には第二師団（ないしはその下の連隊等）の司令部から届いた文書が数多く残っている。このことを踏まえると、陸軍から何がしかの要求や圧力があつた可能性は否定できない。しかし、東北学院に限っていえば配属将校が表立って学校に御真影奉戴を迫つたということを裏づける資料は見つかっていない。

学校側を呼び出して奉戴を迫る文部省

——要因の検討（3）

官公私立、いずれの学校に対しても最終的に監督・指導していたのは教育行政を所管する文部省である。その文部省が各学校に対し御真影奉戴を迫ることは、この時期に多々あつた。すなわち、駒込氏も引用しているように、明治学院は1936（昭和11）年9月に「ホキエ院長事務取扱は文部省に招かれ、「御真影奉戴」に関する学院の方針を尋ねられ、回答を迫られた」という。また、前述の早稲田大学の事例も、配属将校の行動が御真影奉戴の契機とはなつたものの、直接的に学校に奉戴を決断させたのは、1936（昭和11）年8月26日付で「文部省専門学務局長からの「御真影奉戴」に関して面談したい」⁵⁰との通牒を受けて

行われた文部省での面談であり、通牒を受けて以降、御真影奉戴に向けての「最初の動き」があつたとの指摘がある。さらに、後で詳しくみるが、宮城女学校（現在の宮城学院）は、『天にみ栄え』が取り上げている校長カール・D・クリーテの書簡によると1939（昭和14）年6月20日、文部省の「視察官」⁵¹が来校し、その際、「彼等〔視察官たち〕は当校で天皇の写真（御真影）を県に請求したかどうか尋ねた。「していないと答えて、問題はそのままになっているが、この問題は又再提起されるだろう。」とクリーテはのべ」⁵²たとしている。しかしながら、文部省はなぜ御真影の奉戴を学校に迫つたのだろうか。たしかに配属将校から御真影奉戴の状況報告を受けた陸軍省が、文部省に対して学校に奉戴させるよう指示を求めたという構図も考えられるが、それよりも当時のキリスト教に反発的になりつつある社会背景とそれに伴つた教育行政の方針転換が、奉戴を決断させる要因であつたのではないか。そのことを示唆する東北学院院長出村悌三郎の発言や文章を読み解く前に、まずはその当時の社会背景の変移を振り返ってみたい。

2 「日本精神」とキリスト教主義

——新たな要因の検討

国体明徴運動と教学刷新運動の展開

昭和初期から高まっていくのが、国体明徴運動である。その動きについてここでは深く立ち入らないが⁵³、東京帝国大学教授を務め、当時は貴族院議員であつた美濃部達吉が唱えた天皇機関説に対して、右翼やそれと結託した軍部一地方においては在郷軍人一がその排斥を政府に求めた運動である。最終的

⁴⁸ 例として1932年5月の上智大学生靖国神社参拝拒否事件が挙げられる。配属将校が学生を引き連れ靖国神社を訪れた際、一部学生が信仰を理由に参拝を拒否した。配属将校は事態を陸軍省に報告し、陸軍省は「将校の引揚げ」を文部省に求めた。この事件は、新聞報道もあり騒動が拡大した。結局、同年12月に陸軍省は後任を決めぬまま現任者を転出させたために配属将校が一時不在となつたが、翌年12月になってやっと後任者が配属された。「多くの学生が大学を去り志願者は激減」したとされる。上智大学創立100周年記念誌企画・編集委員会編『上智の100年』上智学院、2013年、48ページ。

⁴⁹ 佐藤熊丸「大学における「御真影」・「教育勅語」」67ページ。

⁵⁰ 同上62ページ。

⁵¹ 東北学院も高等学部で6月15日、中学部にその翌日、文部省の総合視察が入っているが、資料に残るその担当官の職名は「視察官」ではなく「督学官」であり、正式な職名も「督学官」である。

⁵² 『天にみ栄え』559ページ。

⁵³ 小野「国体明徴運動と教育政策」を参考にしている。

には政府の二度にわたる声明発表と政府に国体明徴の精神を徹底させる機関を設置することを条件として運動は終息していったとされる。これをうけて設置されたのが文部大臣の諮問機関としての教学刷新評議会（以下、本稿では「評議会」とする。）であった。

1935（昭和10）年12月5日に文部大臣からの「我が国教学ノ現状ニ鑑ミ其ノ刷新振興ヲ図ルノ方策如何」⁵⁴との諮問を受け、評議会は特別委員会を9回、そして総会を4回開催したうえで、1936（昭和11）年10月29日の総会において答申を可決し、同日付で文部大臣に提出されたものが、『教学刷新評議会答申及び建議』としてその翌年の2月に出版されている。この答申はあくまでも「欧米文化ノ排斥或ハ軽視ニ陥ラザルヲ要ス」⁵⁵とし、序章においても欧米文化の日本への貢献が大ききものであったことを明記しているのだが、それに続いて「一面ニ於テハ模倣追隨ノ弊マタコレニ伴ヒ、精神生活ノ方面ニ於テハソノ害少カラザルモノアリ」とし、教育勅語が「教育ノ根本」とされ、これまでその「遵奉ニ努メタリト雖モ、時勢ノ然ラシムルトコロ欧米文化ノ模倣ハ依然トシテヤマズ、〔中略〕思想混乱ノ因由トナリ、教学ノ欠陥ヲ将来スルニ至レリ」という。すなわち「教育ノ根本」と「欧米文化ノ模倣」とは「緊張関係」にあるとの現状認識にあり、そして教育上の「思想混乱」は「欧米文化ノ模倣」⁵⁶にあるとし、次のような具体的な方針を示した。

第二、教学刷新ノ実施上必要ナル方針

（一） 我が国ニ於テハ祭祀ト政治ト教学トハ、ソノ根本ニ於テ一体不可分ニシテ三者相ハナレザルヲ以テ本旨トス。ヨツテコノ本旨ヲ発揚シ、教学ノ根基ヲ明ニスルノ方策ヲ講ズルハ、時勢ニ照シ緊要トスルトコロナリ。

（二） 国体・日本精神ノ真義ノ闡明ハ、天祖ノ神勅、歴代ノ詔勅並ニ教育ニ関スル勅語ヲ初メトシ明治以後屢々下シ給ヘル聖書ヲ本トシ、更ニコレヲ我が国開闢以来ノ歴史ニ照シ、苟モ謬ナキヲ期セザルベカラズ。

（三） 国体・日本精神ノ真義ノ闡明ハ、現下ノ問題トシテハ、明治以来我が国民特ニ知識階級ノ思想・学問ノ中ニ侵透セル西洋近代思想ノ基本タル個人主義・自由主義・権力主義・主知主義・観念論及び唯物論等ノ本質ヲ明瞭ニシ、ソノ影響ヲ受ケタル諸方面ノ実状ヲ批判シ、単ナル形式的国体思想ノ唱道ニ陥ルコトヲ避けザルベカラズ。

（四） 国体ノ真義ノ闡明ニハ、統治権ノ所在ヲ明ニスベキハ論ヲ俟タズ、更ニ歴代ノ詔勅特ニ教育ニ関スル勅語ニ示セラレタル国体ノ具現ヲ以テ精神トシ、教育ノ内容ヲ刷新シ学問ニ根柢ヲ与へ、我が国ノ道ヲ実生活ニ顕現スルコト肝要ナリ。

（五） 学問、特ニ人文ニ関スル学問ノ刷新振興ニツイテハ、日本の乃至東洋の考へ方ノ存スルコトヲ自覚スルヲ要ス。単ニ欧米ノ思考様式・研究方法ノミヲ以テ我が国家・国民乃至文化ノ説明ヲ試ミントスルモノノ真義ヲ把握シ得ザルカ或ハ誤解ニ陥ルノ外ナカルベシ。

（六） 教育ノ刷新ニツイテハ、単ニ国体ノ意義ヲ抽象的ニノミ説明シ教授スルニ止マラズ、各種教科ノ内容、教育ノ方法、修養ノ手段等凡テ教育ノ具体的ナル方面ニ至ルマデ、我が国ノ特性ニ従ヒ攻究発展セシムルノ用意ナカルベカラズ。

（七） 教学ノ刷新ニツイテハ、東洋教学・東洋文化ニ留意シ、特ニ久シク我が国文化ノ中ニアツテ我が国風ニ醇化セラレタル東洋教学・東洋文化ノ振作ヲ図ルコト肝要ナリ。

（八） 教学ノ刷新ハ、現下教学ノ欠点ヲ除去スルト共ニ、益々欧米文化ヲ摂取醇化シ、我が国特有ノ博大ナル文化ノ創造ヲ目的トスルモノニシテ、欧米文化ノ排斥或ハ軽視ニ陥ラザルヲ要ス。

（九） 教学ノ刷新ニツイテハ、教育界・学界ニ於ケル国体ノ本義ニ副ハザルモノノ是正ト排除トニ努ムルト共ニ、教学ト密接ナル関係ヲ有スル政治・経済・宗教・社会・家庭等ニ関シテ十分ニ考慮スルノ必要アリ。ナホ世人ヲシテ形式的・独断的国家観ニ墮シテ複雑ナル實際社会ノ認識ヲ欠キ焦燥ニ陥リ、創造的刷新ノ軌道ヲ逸脱スルガ如キコトナカラシムルヲ肝要トス。

これら九つの方針が示された。この答申の作成過程は、第1段階としては評議会から審議が始まったのではなく、その下に設置されたと考えられる前出の特別委員会から審議が始まり、その後、特別委員会での審議結果（答申）をうけて評議会総会で答申をまとめたようであるが、その「特別委員会の答申

⁵⁴ 『教学刷新評議会答申及び建議』前書き部分。

⁵⁵ 同上5ページ。

⁵⁶ 斎藤「昭和戦前期「教学刷新」研究に関する覚え書き」61ページ。

書を読み」⁵⁷、評議会の答申が出る前段階で早速それに関して言及していたのが、このとき東北学院院長に就任していた出村悌三郎であった。このことについては後述する。

「日本精神」の高揚

同時期にみられるもう一つの社会的な動きは、1931（昭和6）年に発生した満州事変を契機として盛んになった「日本精神運動」である。これは「国家主義的、国粹主義的な排外思想」⁵⁸をもった運動であり、「彼らの政治的な要求の基本は「起源への回帰」⁵⁹であるとされる。そしてこの動きは、「日本軍の満州侵略に対する国際的な非難と孤立の「非常時」下において、当時の言論界や宗教界をも巻き込んだ流行思潮となった」とされるものである。これに対して当時の知識人たちの多くは、この運動を好意的に受け止めてはおらず、和辻哲郎や津田左右吉らは「日本精神運動の思想的な矛盾や脆弱さを指摘し、さらに抑圧的で排外的な論調を批判」していたとされる。

これからみていく院長就任前後の出村悌三郎の発言には、しばしば「日本精神運動」という言葉が登場する。その初出は、創立50周年記念式典での正式な院長就任を前にした1936（昭和11）年5月の『東北学院時報』に掲載された2面にも及ぶ創立を記念した寄稿文である。このなかで出村悌三郎は、東北学院の「主義方針」⁶⁰は「基督の精神」だとして、その精神とは「敬神愛人」であり、これは「汝心を尽し意を尽し主なる汝の神を愛し又己の如く隣人を愛すべし」というもの、「敷衍して言へば我々は天地の主、魂の王なる神に対し常に責任ある返答をなし得る生活を営み、人類同胞を人格者として尊敬し、且愛し之が益を計るの精神を養ふこと換言すれば人類愛に燃ゆる気高い心である」とし、これら「敬神」と「愛人」の「二大精神」を「教育の根本となすべき」であると主張している。それをふまえて、「日本精神運動」に対する見解を示している。すなわち、この運動に対し賛意を示しながらも、次のように補足する。

……今日やゝもすれば外来思想と称して玉石混交に之を排斥せんとすることの明治大帝の御聖旨に戻ることであり、また最近の日本歴史に於ても外国の精神文明がよい影響を与へたことを忘れたものである。ことに公平に之を言へば基督教が我国の精神生活に如何に大なる貢献をな

し、又将来せねばならぬかと云うことは心ある人の注意する所である。

抑^{そもそも}日本精神なるものは一部は現実であるが一部は理想である。理想としてはこれから先限りなく発展し行くべきもので未完成のものである。此点に於て我等基督教主義の教育をなさんとするものゝ大に貢献すべき所があると信ずる。……

出村悌三郎が「日本精神運動」の主義・主張に対し賛意を示したという点については、そもそもの彼自身の思想と合致したものなのか、それとも「外来思想と称して玉石混交に之を排斥せんとする」社会の動きに対するミッションスクールのトップとしての危機感からくるものなのか。この点は、今後、彼のすべての発言や文章などに目を通して慎重に分析していかねばならない。しかしながら、「日本精神運動」によって外来思想とみなされたキリスト教が今や排斥されかねない存在にあったことは、出村悌三郎をしてこのようにを語らしめたことから確かであろう。

「渾然融合調和」という新院長の期待

1936（昭和11）年、東北学院は前身である仙台神学校の創立から半世紀を迎え、まさしくこの年は記念すべき節目であった。同年5月10日から17日には盛大な創立50周年記念式典が行われたが、この式典ではもう一つの記念すべき節目があった。それは、第2代院長シュネーダーの退任式と第3代院長出村悌三郎の就任式である。シュネーダーは1887（明治20）年に来日し、翌年には創立まもない仙台神学校に赴任している。その後、押川の後継として1901（明治34）年に第2代院長に就任し、その在任期間は35年に及んだ。卓越した学校経営者であり、数多くの生徒から尊敬された一卒業生からも尊敬され続けた一教育者でもあったシュネーダーだが、その晩年は、学校財政の多くを占めていたアメリカのミッション本部からの資金援助が漸減され、そのような財政状況にもかかわらず莫大な資金を投じてまで学校内に荘厳な礼拝堂を建設したことに対して学生な

⁵⁷ 出村悌三郎「就任に際して所懐を述ぶ」（『東北学院時報』第126号、1936年7月1日付）。

⁵⁸ 工藤「日本精神運動と仏教思想の諸相」21ページ。

⁵⁹ 同上22ページ。

⁶⁰ 出村悌三郎「創立五十周年を迎えて東北学院の使命を憶ふ」（『東北学院時報』第125号、1936年5月1日付）。

どが疑問を呈し始めるなど、安定していたシュネーダー体制にも陰りが生じていた。いよいよ彼は理事会に辞意を表明したが、当初、理事会は慰留した。それでもシュネーダーの辞任の意思が固いことから理事会は、創立50周年とあわせての辞任を容認するに至った。そして新たに院長に就任することとなったのが、高等学部長などの要職を務め、長らくシュネーダーを支えてきた出村悌三郎であった。彼は、新潟県新発田の生まれで新潟英学校（北越学館）にて英語を学び、その後、同校で英語教員として勤めていたが、北越学館の廃校に伴って押川を慕って仙台に移った。そして、東北学院神学部に入學し、そののち、同校の教員となる。その間渡米し、イェール大学やハーバード大学で心理学や哲学を修めるなど、まさに彼は「俊英」⁶¹であった。

前述のような財政的危機、そして頻発していた学生同盟休校（ストライキ）、ある教員の解任に伴う教員・学生と理事会の激しい対立など、新院長出村悌三郎を一つ一つ重大な問題・課題が待ち構えていた。さらに学外に目を転じれば、先に紹介したように、1936（昭和11）年10月、国体明徴運動に伴って文部省に設置された教学刷新評議会が答申を出した。また、「日本精神運動」という運動も同時期に起こっている。ここでは、教学刷新運動に対して院長出村悌三郎の考えをうかがい知ることのできる記事を取り上げる。

1936（昭和11）年7月1日付の『東北学院時報』には、院長就任式での出村の発言を文字起こしした記事が「就任に際して所懐を述ぶ」として掲載されている。これは、先に少し触れたように教学刷新評議会「特別委員会の答申を読」んだうえでの発言である。その答申は、上部組織の教学刷新評議会の答申とほぼ同じ内容であると考えられる。そして出村の発言の主たるところは、同年5月1日付の彼自身の寄稿文の内容とほぼ同じなのだが、筆者が注目するのは発言の前半部分である。5月1日付にはなかったが、院長就任式は創立50周年記念式典の一つでもあったから、必然的に建学の精神として3人の創立者の功績を前半部分で回想している。それはよいとしても、まず注目すべきは創立者それぞれにふれた文章量である。3人の創立者、すなわち「三校祖」といわれる人物は初代院長押川方義、初代副院長ウィリアム・E・ホーイ、第2代院長シュネーダーであるが、圧倒的に押川に関する記述が多くを占めている。その次に注目すべきなのが、彼の思想的な部分に触れているということである。出村悌三

郎は、押川の「精神の二方向」をみていた。つまり、その一方は「〔聖書のいう〕神を信じ、基督を教主と仰ぎ深い体験に依りて十字架の教を除きては魂の救はるべき道と力のないことを悟り、〔中略〕天父の御慈愛を我国の同胞に宣べ伝ふる」という「純福音的活動」であるが、もう一方が「熱烈なる愛国者であり、真の意味に於ける忠君愛国の人」であった。この押川の「二方面は一見其根源を異にして居るやうですが、実は二のものが渾然たる一精神となりて其活動に異彩を放たしめたものであり、押川においては「神に対し基督に対する忠誠と、陛下に対し国家に対する赤誠とが渾然融合調和して殆んど其の区別を見ない程であった」のだと、出村悌三郎はみていた。そしてそれを「純福音的精神と愛国心の完全なる結合」と評価したのである。『東北学院百年史』はこの出村の取り組みを「キリスト教という普遍的・世界的原理と、いわゆる日本精神という特殊的・個別的な原理との折衝を試みる。ある意味ではまことに困難で苦渋に満ちた努力であった」⁶²と述べている。

筆者としては、ここで出村悌三郎は、これまでの国家主義的・国粹主義的な国体明徴運動とそれに伴って起こる教学刷新運動、そのうえ「日本精神運動」の高まりがあつて、総じてキリスト教が疎んじられ外来思想として排斥の憂き目にあうなか、それら「陛下に対し国家に対する赤誠」という国家主義・国粹主義的思想と「神に対し基督に対する忠誠」というキリスト教主義とは反発しあう存在にはなく、相互は「渾然融合調和」が可能で共存することができる、ということを彼なりに提示しようとしたのではないかと考えたい。そして、そのモデルケースとして、国家主義的な思想をもちながらも「純福音的精神」をも心の内に同居させていた押川方義を、彼自身の提示に援用したのではないかと。

御真影奉戴に絡めていうならば、先の御真影奉戴の申請手続きのところで引用した、1936（昭和11）年1月の『東北学院時報』掲載の「年頭の辞」の引用文に続くまでには、次のような記述がある。

私は新年の御挨拶に加へて茲にもう一つの厳肅なる御報告を申上ぐることを喜びとするものであります。我等の学院の創立者押川方義先生は全身是れ忠君愛国の結晶とも云ふべき方であ

⁶¹ 『東北学院の歴史』84ページ。

⁶² 『東北学院百年史』797ページ。

り、皇室に対しては常に無限の尊崇を捧げて居られた。先輩の話によれば先生の談一度皇室に及ぶや必ず眼底に涙の漾ふを見たとのことであります。また現院長シュネーダー先生は外国人でありながら日本人に少しも譲ることなき日本愛国の人であり、また皇室に対しても絶大の尊敬を有して居られることは諸君周知の事実であります。されば我東北学院は基督の主義に依て教育を施すものであると同時に真の忠君愛国の人物を作り皇室に対して忠誠至らざる所なきものを養成せんとして居る。

これは御真影奉戴から約2か月後に掲載されたものである。押川とともにシュネーダーを「日本愛国の人」として言及しているところは、同年7月1日付との違いではあるが、それよりも東北学院がキリスト教主義教育の実践とともに「真の忠君愛国の人物を作り皇室に対して忠誠至らざる所なきものを養成」することを明確にしているところが、相当踏み込んだ内容となっている。これ以前、院長シュネーダーはもとより、高等学部長で同窓会長でもあった出村悌三郎の寄稿文に一切みられなかった「忠君愛国の人物」の養成という言葉である。ここにも、国家主義的な「日本精神」とキリスト教主義を共存させていく姿勢がみられる。

「日本精神」という国家主義的な思想が高まりをみせ、キリスト教が排除すべき外来思想とみなされ社会から批判的な評価を受けるなか、ミッションスクールが、「日本精神」というものを受容し共存させていく姿を形成するためにも、「日本精神」の象徴として御真影を受け入れ——奉戴した——のではないか。

3 文部省と宮城県からの奉戴圧力 教学刷新運動と文部省学事視察

さて、先の教学刷新の動きは、明治期から行われていた文部省の学事視察にも影響を及ぼした。1937（昭和12）年9月、「文部省督学官及文部省視学委員学事視察規程」⁶³（以下、本稿では「学事視察規程」とする。）が改正された。学事視察の目的を規定している第1条の各号は、次のように改められた⁶³。（下線筆者）

条文全体として視察の目的が「具体的二列記」されたとともに、同条1号に新たに「教育ノ本義ノ徹底」が明記された。では「教育ノ本義」とは何なのか。

同じ簿冊には同年12月に制定された「文部省督学

改正前（1927年）	改正後（1937年）
第一条 文部省督学官学事視察ヲ命セラレタルトキハ左ノ事項ニ就キ視察スベシ	第一条 文部省督学官学事視察ヲ命セラレタルトキハ左ノ事項ニ付視察スベシ
一 教育行政ノ状況	一 教育ノ本義ノ徹底ニ関スルコト
二 学校教育ノ状況	二 学事関係ノ人事ニ関スルコト
三 学校衛生ノ状況	三 校風及校規ニ関スルコト
四 学校経済ノ状況	四 学校教育ノ内容ニ関スルコト
五 学事関係職員職務ノ状況	五 学校教育ノ組織、設備其ノ他諸施設ニ関スルコト
六 青年訓練所ノ状況	六 学校経済ニ関スルコト
七 社会教育其ノ他教育学芸ニ関スル諸施設ノ状況	七 地方学校行政ニ関スルコト
八 其ノ他特ニ指命ヲ受ケタル事項	八 其ノ他特ニ指命ヲ受ケタル事項

官学事視察心得」がある⁶⁴。それには、同条第8号を除く第1～7号についての留意点がそれぞれ記載されている。「教育ノ本義」に関する部分の一部を抜き出してみる。

我が国教育ノ本義ハ教育ニ関スル 勅語ニ昭示セラレタルトコロニシテ、ソノ徹底ハ我が国ノ道ノ実現ニ外ナラズ。斯ノ道ハ肇国ノ初メヨリ歴史ヲ貫キテ存シ、単ニ過去ニ於テ実現セラレタルモノニ止マラズ、現在ニ顕現シ又将来ヲモ規定シ、日本人ヲシテ日本人タラシムルトコロノモノニシテ、コレニ抛リコレヲ根源トシテ国民生活ノ発展アリ。斯ノ道ヲ各自ノ実行ニヨツテ具現シソノ発展ニ努メシムルトコロニ真ノ国民ハ育成セラル。コレ我が国教育ノ本義ニシテ、カクノ如キハ人ヲ歴史的国家的存在ナリトスル立場ヨリノ当然ノ帰結ナリトイフベシ。……

もはや言わずもがなではあるが、教育勅語の精神の徹底が求められ、学事視察で学校はその点を視察対象とされたのである。

文部省「総合視察」の開始

1939（昭和14）年度から文部省は、これまでの学事視察の方法を改め、それぞれ「単独視察」⁶⁵と「総合視察」に分離した。「単独視察」はそれまでの学事

⁶³ 「訓令 文部省督学官及文部省視学委員学事視察規程改正」。「各部事務規程 文部省督学官及文部省視学委員学事視察規程」として『大正十二年～昭和二十一年・官房各課事務分掌規程・各部事務規程』所収。

⁶⁴ 「督学官 督学官学事視察心得」。「各部事務規程 文部省督学官及文部省視学委員学事視察規程」として『大正十二年～昭和二十一年・官房各課事務分掌規程・各部事務規程』所収。

⁶⁵ 地方長官宛文部次官「文部省督学官総合視察ニ関スル件」文督1号、1939年1月31日付。同件名として『昭和十四年・学事視察』所収。

視察と同様に「一定ノ計画ノ下ニ隨時之ヲ行フ」⁶⁶とされたが、「総合視察」は「毎年各区毎ニ一回以上之ヲ行フモノト」し、前者が視察後に「学校教職員ト会同シ之ト懇談シ意見ノ交換ヲナシ適宜必要事項ヲ指示スル」のに対し後者は、視察後に「〔道府県〕長官、学務部長以下関係職員及学校首脳部等ト会同シテ視察ノ結果ニツキ懇談シ意見ノ交換ヲナシ適宜ニ指示ヲ行ヒ以テ本省ノ方針ノ徹底ニ遺憾ナキヲ期スルモノトス」と定められていた。このほか、「総合視察」に関する研究は大平氏の論文⁶⁷に詳しいので、ここでは詳述しない。

さて、東北学院のある宮城県にも「総合視察」のために督学官の一団が訪れた。大平氏は宮城学院の資料を用いてまとめているが、東北学院にはどのような視察が入ったのだろうか。東北学院に残る資料をまとめてみたい。

そもそも宮城県にはどのような日程で視察に入ったのか。東北学院に残っている1939（昭和14）年5月31日付文部次官通牒⁶⁸をみると、その全容がわかる。まずはそれを確認しよう（取り消し線原文ママ）。

第七二号

昭和十四年五月三十一日

文部次官 石黒英広〔角印〕

東北学院長出村悌三郎殿

今般別紙日程ニ依リ宮城県総合学事視察ヲ行ヒ其ノ際左記ニ依リ県当局及教育関係者等ト会同ヲナシ意見ノ交換、協議等ヲナスコト、相成リタルニ付テハ本年二月十三日付文書一号ヲ以テ通牒セル趣旨御参照ノ上支障ナキ限り貴下ノ御出席相煩度追テ右会同ノ日時、会場ニ関シテ宮城県当局へ御問合せノ上出席ノ有無直接宮城県へ御通報相成様致度

宮城県総合学事視察日程

督学官	坂井 喚三	社会教育官	栗原 信郎
同	加藤恂二郎	図書監修官	久世 誠一
同	成田 順	体育官	甲佐 知定
視学委員 陸軍歩兵中佐	中島 嘉樹	文部属	阿部 隆介
教学官	水野 敏雄	文部嘱託	松尾 俊郎
		同	本間 茂雄

昭和十四年五月十四日間

(視察学校)

六、 五 月 東京出発
 ♪ 六 火 青葉神社参拝、県庁訪問

午後、第一高等女学校

♪ 七 水 東二番町^{ママ}小学校
 ♪ 八 木 宮城師範学校
 (夜) 仙台市立工業青年学校
 ♪ 九 金 玉浦村青年学校 (昼間制)
 ♪ 十 土 宮城県農学校
 (夜) 仙台市立商業青年学校
 ♪ 十一 日 (旅行)
 ♪ 十二 月 石巻中学校
 ♪ 十三 火 仙台第一中学校
 ♪ 十四 水 第二高等学校
 (夜) 仙台市昭和女学校
 ♪ 十五 木 宮城県女子師範学校
 ♪ 十六 金 鹿島台尋常高等小学校
 ♪ 十七 土 連合協議会
 ♪ 十八 日 帰京 以上

クリエテのいう「八人の政府側の視察官〔中略〕その中の一人は軍人で、最近まで地方連隊にいた人」の「八人の政府側の視察官」とは、資料中の9人のうちの8人のことであろう。また、「その中の一人は軍人で、最近まで地方連隊にいた人」について大平氏は「陸軍の所属であったろう」と推定しているが、これは名簿により明らかになる。

1939（昭和14）年6月6日から17日までの12日間の視察期間のうち、東北学院への視察については『東北学院百年史』が、以下の『東北学院時報』の記事を引用している。

○同〔1939年6月〕十五日 総合視察として坂井文部省督学官、中嶋視学委員、松尾、阿部の係官来院視察。午後三時より講評。⁶⁹

これは「母校近事」の中学部に関する記事である。高等学部に関しては次のような記録がある。

○同〔1939年6月〕十六日 文部省総合視察団のうち、坂井督学官他三名来校、つぶさに視

⁶⁶ 「学事視察内規（案）」。「督学官室伺 督学官学事視察内規ニ関スル件」として『昭和十四年・学事視察』所収。

⁶⁷ 大平「紀元二千六百年と二校の奉安殿」59～64ページを参照されたい。

⁶⁸ 「総合学事視察ニ関スル件」として『主務省関係書類綴』（第10号）所収。

⁶⁹ 出村剛「母校近事 中学部」（『東北学院時報』第144号、1939年7月1日付）。

察せられ、種々講評、訓示を与へらる。これを機として一層奮励努力皇国のために、信仰報国、教育報国の実を挙げん事を期す。⁷⁰

いずれも「講評」や「訓示」の内容は書かれていないが、『東北学院百年史』は、「総合視察」のあった翌日、東北学院では朝の礼拝前に宮城遥拝の時間が設けるなどしたことから、「講評が、どの方向を指していたかは推察に難くない」とした。だが、別の資料には、視察内容がうかがえるような記述があった。翌年5月17日に発生した配属将校質問事件（配属将校安達保藏陸軍歩兵大佐が授業で学生に「基督と天皇 陛下とはどちらが偉いか」と質問したことによる事件）に関する『特高月報』の報告には、「(ハ) 学院当局の対策」⁷¹の項目で事件に関する東北学院高等学部学生主事佐々久の発言を取り上げている。そのなかに、「昨年（6月中旬の誤りか）の五月末〔6月中旬の誤りか〕来県された文部省の督学官の一行に加はつて来られた長島〔中島の誤りか〕中佐等も、今回質問された安達さんと同じ様な質問をされたが、当時は学生の一人が去就に迷つた行動もあつた為大部思ひ切つて叱られて了つた」というものがあった。陸軍中佐が求めていた答えは、すくなくともキリストではなく天皇であろうことは想像に難くない。つまり、御真影の奉戴時に抱いていた国家主義的な「日本精神」とキリスト教との「渾然融合調和」による共存という期待は脆くも崩れ去り、この視察時には、教育における天皇制の称揚とキリスト教の否定が始まりつつあった。『東北学院百年史』は「配属将校質問事件」という項目を特に設けて取り上げているのだが、それ以前にも視察に訪れた陸軍中佐の視学委員から学生・生徒に対してキリストと天皇のどちらかを選ばせるという質問がすでに行われていたのだ。そして、このときは返答に窮した学生を陸軍中佐は叱り付けた。このことが、その11か月後に発生する配属将校質問事件の際に学生がその場での返答を保留し、文書での回答とした理由と考えられるのではないか。いずれにしても、陸軍将校がこのような質問を複数回にわたって学生に投げかけていたことは、学生・生徒に動揺を与え、それを通じて学校側に教育方針を改めさせるという大胆なかたちの間接的圧力が加わっていくという厳しい現実が東北学院に突き付けられた初期の事例といえよう。

ちなみに、宮城女学校に関してはクリーテの書簡⁷²によればこの2日後、つまり1939（昭和14）年6月18日、宮城県下の女学校の校長が県立第一女学校に招集され、校長のクリーテも出席した。その2日後に

実際に宮城女学校への視察が行われたようである。その視察のなかで督学官から御真影奉戴についての質問を受けたことは、要因の検討（3）のところで触れたとおりである。それに加えて、教育勅語に関しては、祝祭日に宮城女学校が行っている「讚美歌、聖書朗読、祈祷という形をやめて、今後は国歌と教育勅語と適切な講話で式を挙げた方がよいと忠告を受けた」という。

これら視察結果は文部省が宮城県に到達している。その詳細は大平氏が資料を取り上げているからここでは控えるとして、本稿に関する部分のみを抜き出すとすれば資料中の「御留意」⁷³として示された全6項目のうち1番目は、当時、下賜されたばかりの「青少年学徒に賜りたる勅語」についての生徒・学生の理解は十分とはいえず、学校においてはその「御聖旨を充分徹底」に努めること、であった。そして2番目は私立学校の「助成監督」についての項目であったが、そこには「ミッションスクールに於ては、或は皇国民錬成の趣旨に添はざる教育行はれ勝につきこの点特に御留意」と付言されている。この通達を受けた宮城県は、翌年に追加視察を行うのであった。

宮城県の追加視察と文部省への報告

宮城県は1940（昭和15）年7月18日⁷⁴、「県学務部長および係官が東北学院中学部の視察」⁷⁵を行った。その後、「間もなく東京諸新聞の地方版に於て、〔宮城〕県当局の談として、基督教主義学校は文部

⁷⁰ 成田徹「母校近事 高等学部」同上。

⁷¹ 『戦時下のキリスト教運動 1』279ページ。

⁷² 『天にみ栄え』559ページ。

⁷³ 「総合学事視察結果ニ基ク指示事項等」として『昭和十四年・学事視察』所収。

⁷⁴ 『東北学院百年史』は1940年の宮城県による視察を「八月十八日」（855ページ）としている。これは1940年9月1日付の出村悌三郎「宮城県当局の基督教主義学校に対する要望」『東北学院時報』（第150号）冒頭にこの視察は「先月十八日」に行われたとある部分を参考にして書いたものと思われるが、その後、『東北学院百年史』では「同月二十六日」（856ページ）、つまり8月26日に出村悌三郎らが県庁に出頭したということになる。すると、翌月1日付の記事をその日以降に書き上げたことになるが、紙面の編集・校正作業を考えると現実的でない。宮城県の作成した「管下所謂「ミッションスクール」監督ニ関スル件」には「七月十八日」（本稿次ページ引用資料のとおり）とあること、『東北学院時報』の記事は9月1日付であるが記事作成時点は8月であって「先月十八日」は7月18日、「同月二十六日」は7月26日と考えられることから、本稿ではそのとおりとした。

⁷⁵ 『東北学院百年史』855ページ。

省の法規を無視し非常時局にそぐはぬ教育をして居る。且其指導精神に誤りがあるから宮城県では率先して之が是正を計らんとしてをる」⁷⁶との記事が掲載された。このことについて東北学院が宮城県に問い合わせたところ、「県では其様な発表をしたのではない。あの記事は記者の主観を混じて居ることが多い」、「併し県として監督の責任上あることにつきは文部当局の指令を仰ぎ、其指令に基づいて県としての善処をする積りで其事が決定次第基督教主義諸学校的首脳者と懇談を遂げ万事を円満妥當的に処理したいと思うてをる」との回答があったと出村悌三郎は報告している。そして同月26日に院長出村悌三郎は、宮城女学校校長クリーテと尚綱女学校校長高橋重人、加えて陪席者として仙台高等女学校校長⁷⁷とともに、宮城県庁に出頭した。その場で宮城県側から前年の文部省「総合視察」の視察結果を受けて追加視察をした経緯の説明があり、その後、まず「一般方針」として「あらゆる学校の教育目的の中心点は皇国民の錬成と云ふことである。従つて基督教主義学校も之を中心とせねばならぬ」との見解が示され、続いて次の三つを「要望」された。①学校は礼拝前に必ず国歌斉唱と宮城遥拝を行うこと、②御真影奉戴を実施していない学校はこれを実施すること、③聖書の授業は「修身科」として行わずに課外あるいは「随意科」として行うこと、の3点である。そして、これらの「要望」は「法規とか強制命令と云ふ様なことでなく、自肅自発的に国体の明徴、日本精神の昂揚を目指して、宗教学校の本来の使命の全せられんことを望むと云ふことであります。」と出村悌三郎は報告しているが、他の資料からはそれとはかけ離れた様子が見える。

宮城県はこの懇談を終えた翌月の8月2日付で文部省に対しその報告書⁷⁸を提出している。その全文は大平氏が紹介しており、その内容は出村悌三郎の報告とほぼ一致するが、県の報告書には出村の報告にはない宮城県側の二つの要望があった。その一つは、4番目として学校の諸行事は「凡テ皇国ノ道ニ帰一スルノ精神ヲ以テ取り扱フコトニ努ムルコト」というものであったが、もう一つは東北学院にとって看過できない内容であった。その項目を中心に抜粋する。

学秘第二二一一号

昭和十五年八月二日

宮城県知事〔角印〕

文部省普通学務局長殿

管下所謂「ミッションスクール」監督ニ関スル件

昨年六月、貴省ニ於テ本県下教育状況総合視察ノ際ノ御指示モ有之、所謂「ミッションスクール」ノ教育刷新ニ関シテハ、鋭意検討研究致居候処、過般各関係学校長ヲ召集シ、左記事項懇談ニ指示致シ、何レモ承、直チニ実行ニ移スコトニ決定相成、一般社会並父兄側ノ意向モ最モ時宜ニ即シ、適當ナル方針並措置トシテ賛意ヲ表シ居ル模様ニ有之、此段御参考迄及報告候

〔中略〕

5 東北学院ニ於テ其ノ財団法人東北学院寄付行為ノ条章中、第二章（目的及事業）第三条ノ二「本財団ノ目的ハ、一、基督教主義ニ従ヒ完全ナル普通教育ヲ施スニアリ、二、聖書ニ含メル基督教ニ基キ德育ヲ施スニアリ、三、将来基督教教師タラントスル者或ハ其他ノ職業ニ従事セントスル者ニ充分ナル高等教育ヲ施スニアリ」、第四条ノ二「東北学院及東北学院中学部ハ、教育ニ関スル 勅語ノ聖旨ヲ奉体シテ教育ヲ施スモノトス」トアリ、我カ国教育ノ根本カ教育勅語ノ聖旨奉戴ニ基ク觀念ヲ輕視スルノ觀アルヲ以テ、第二章第三条ノ第一号ニ現行第四条ノ二ノ規定ノ趣旨ヲ掲ケ、第四条ノ二ハ削除スルコト

三. 関係学校長会議

七月二十六日 於県庁学務部長室

出席者

出村東北学院院长、クリーテ宮城女学校校長
高橋尚綱女学校校長、

外ニ仙台高等女学校長ヲモ便宜参会セシメタリ

在仙のプロテスタント系ミッションスクール3校の院長・校長を呼び出したその場において、東北学院のみ名指しで学校を傘下に置く財団法人全体の基本法といえる寄付行為を変更せよ、と「指示」されたのである。それも「基督教主義」や「聖書ニ含メル基督教ニ基キ」というキリスト教主義の教育目

⁷⁶ 出村悌三郎「宮城県当局の基督教主義学校に対する要望」（『東北学院時報』第150号、1940年9月1日付）。

⁷⁷ 出村悌三郎の報告には「校長代理」とあるが、本稿では宮城県作成の資料により「校長」とした。

⁷⁸ 「県下「ミッションスクール」監督ニ関スル報告」として『学校管理及監督総規』所収。

標を定めた重要な第3条を変更せよと指示した理由は、宮城県からみて東北学院は「基督教主義」を目標に掲げる教育勅語を「軽視スルノ観アル」学校であり、その姿勢を改めさせるためにも第4条の2にあった「教育ニ関スル 勅語ノ聖旨ヲ奉体」するという部分を教育目標について規定する第3条をもってこさせようということである。まさに、学校行事で奉読するだけでよかった教育勅語が、1940年には寄付行為の規定をも変えさせる強制力を裏づけるツールに変化した様子がここからわかる。

では実際に東北学院は、宮城県からの指示によって寄付行為変更の申請を行ったのか。『東北学院百年史』では、第3条1号に移動させるよう指示のあった第4条の2の規定が寄付行為に明記されたのが、「昭和十二（一九三七）年五月十三日付けの「寄付行為中変更ノ件認可」によって」であるとされている。それが「第三条に統合され」たとして用いられている資料は、「昭和十六（一九四一）年九月発行の『東北学院一覽』」であって、県の指示から14か月の時間差があることから寄付行為の変更と宮城県の指示との因果関係は判然としていなかった。しかし、『認可申請書類綴』の複製本ではなく、原本を1935（昭和10）年8月から翌年9月までに限定して調べてみると、写真5⁷⁹のとおり、東北学院はさっそくその年の12月に第3条と第4条の2の寄付行為変更を認可申請し、翌年3月1日付で認可されていることが判明している。

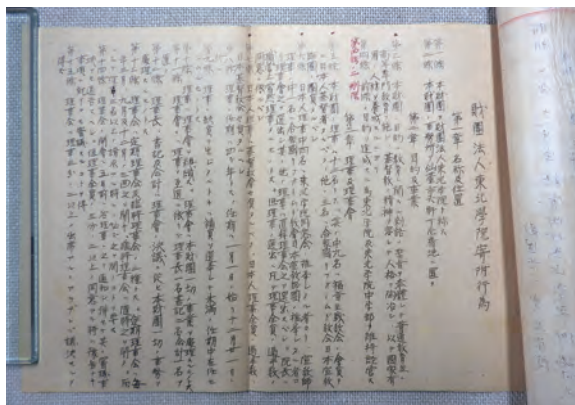


写真5 「寄付行為変更ノ件認可指令写」

第3章 教育勅語と御真影の“奉護”

1 “安置”から“奉護”へ

高等学部での御真影の「安置」

「奉安庫」の存在が、すでに公開されている資料のなかから見つけることができるのは、前出の1940（昭和10）年12月の『東北学院時報』の紙面である。『東北学院七十年史』、『東北学院百年史』ともにこ

の資料を掲載している。このなかに登場するのが「院長室内の奉安庫に安置」⁸⁰と「安置所」である。「安置所」は、現在もある東北学院大学土樋キャンパス内のラーハウザー記念東北学院礼拝堂において行われた奉戴式の際に御真影を一時的に「安置」するため「特に準備」したものであるから、この式の開催にあわせて作られた仮設の台と考えられる。では「奉安庫」はどのようなものだったのか。名前から察するに頑丈な金庫であろうか、それとも調査開始のきっかけとなった「金属製の箱」のことを指すのであろうか。それを調べるため、東北学院史資料センターが所蔵する他の資料をくまなく探索してみると、意外と「奉安庫」というワードを含む資料が発見できる。

「金属製の箱」は「奉安庫」なのか

『学院史資料 第4号 自昭和七年三月至 十年十二月』は、表題にある期間の「会議録」をまとめたものであるが、そのなかに記録がいくつかある。

1935 昭和十年四月八日

常置委員会 午後七時ヨリ

シユネーダー氏宅ニ於テ

出席理事 シユネーダー、ザウグ、アンケニー、

出村、サイプル、五十嵐六氏

議長シユネーダー氏 開会祈祷サイプル氏

〔中略〕

13、御真影奉安庫ノ設備ヲナスタメ必要ナル経費ハ図書館建設費中ヨリ流用スル事ニ決ス
右記録ヲ朗読シ之ヲ承認ノ上午後九時四十分出村氏ノ祈祷ヲ以テ閉会

この資料は、内容からもわかるとおり御真影を受ける約7か月前の記録である。このときちょうど御真影奉戴の申請手続きは始まっており、「御真影奉安庫」の建設も同時期に決定し着工していたが、途中、建設費の工面のため、「図書館建設費」を一部「流用」することを「常置委員会」が承認したことがわかる。

昭和十年十二月十三日午前十時

⁷⁹ 「寄付行為変更ノ件認可指令写」として『認可申請書類綴』（第3号）所収。

⁸⁰ 五十嵐「母校近事 中学部」（『東北学院時報』第122号、1940年12月10日付）。第1章1節3項に全文を掲載。

定期理事会 東三番丁院長宅ニ於テ
出席者シュネーダー、阿部、土田、ザウグ、出村、
アンケニー、(ヌーゼント)、五十嵐ノハ
氏及 フェスパーマン、エンゲルマンノ
ニ氏陪席

議長、シュネーダー氏 開会祈祷土田氏

〔中略〕

8、シュネーダー氏ヨリ当局者会ニ於テ左記ノ
通り決定セル旨報告アリ之ヲ受ク

〔中略〕

4、御真影奉戴ノ準備ニツキ協議ス

〔中略〕

10、出村氏ヨリ去月廿九日御真影奉戴始末ニ
ツキ詳細ニ報告アリ之ヲ受クル事ニ決ス
(規則ハ後ニ記入ノ事)

これはすでに「御真影奉戴式」が終わった後の理事会への事後報告である。項目10の末尾、「(規則ハ後ニ記入ノ事)」という記述が気になるものの、表題にあるようにこの資料には理事会等の記録が1935(昭和10)年12月までしか残っていない。それ以後、1946(昭和21)年10月までは、『理事会記録』が少なくとも東北学院史資料センターには残っていない。

この他の資料にもあたってみると、『認可指令書綴』のなかに唯一「奉安庫」に関する資料⁸¹が存在した。

高秘発第二四四六号

仙台市六軒町一番地東北学院
管理者東北学院々長

デービー シュネーダー

昭和十年三月十六日付願東北学院御真影奉安金
庫表番^マ両扉ノ中央ニ直径参寸金色菊御紋章描出
ノ件許可ス

昭和十年四月二十三日

宮城県知事 半井 清〔角印〕

先に引用した1935(昭和10)年4月8日の理事会記録とも照合すると、「奉安(金)庫」の作成開始は1935(昭和10)年3月までさかのぼって推測することができる。しかしその「奉安(金)庫」がどのようなものであったか、ということがわかるであろう「昭和十年三月十六日付願」とされる資料は、現在、東北学院にその写しも残っていないから、提出した先の宮城県にそれが残っているのか、今後の資

料収集・調査の課題である。このため、「願」に添付されているであろう「奉安金庫」も定かではない。

それでは「金属製の箱」はその「奉安金庫」にあたるのであろうか。確かに、「金属製の箱」は材質が鉄であるが、金庫といえるほどの頑丈な厚みはない。これまでの諸研究が明らかにしているところであるが、「金銭略取などの脅迫手段としての、「御真影」教育勅語謄本などの紛失、盗難事件は、戦前を通じてしばしば発生し」⁸²とあり、犯人が誰であれ「校長の保管責任」が必ず問われる事態となった。これをうけて文部省や道府県は各学校に対して、教育勅語謄本や御真影を厳重に保管するよう求めてもいるわけであり、数ミリの厚さでできた鉄製の箱に保管していたとは到底考えられない。また、「金属製の箱」の両扉には宮城県に申請した「金色菊御紋章」はない。このことから、「奉安金庫」——あるいは他に散見される「奉安庫」——と「金属製の箱」とはまったく別のものであることが推測できる。

御真影の“奉安”場所の変移

1935(昭和10)年10月の御真影奉戴では、前出の『東北学院時報』の記事にあるように御真影が高等学部「院長室内の奉安庫に安置」されていたことは明らかであるが、その後、『東北学院七十年史』によると御真影は「中学部校舎の二階に奉安室を設けて、奉安庫のまま安置され」たとしている。要するに、高等学部の院長室から中学部の「奉安室」への移動がこれまで考えられていたのだが、どうやら御真影奉戴から院長室内に安置され続けていたわけではないことが、次の資料からわかった。

高学発第五二二号

昭和拾貳年七月拾五日 東北学院長〔角印〕

文部次官殿

御真影拝戴及式日ニ関スル件

昭和十二年七月十二日照專四六号ニ依ル標記ノ
件左記ノ通及回報候也

記

一、御真影

(一) 拝戴年月日 昭和十年十月廿九日

(二) 奉護ノ情况 位置本学院高等学部

⁸¹ 「奉安庫両扉御紋章描出認可指令書回覧ス」として『認可指令書綴 第一号』所収。

⁸² 佐藤「解説」19～20ページ。

奉安室内ニ奉安庫ヲ設ケ奉護
 当直ヲ置キ奉護ノ任ニ当ラシム

(三) 奉拝 四大節

	奉式ノ概況	教職員、学生々徒出席範囲	備考
一月一日	御真影奉拝、国家合唱、教育勸語奉誦、訓示	全教職員全生徒出席	
紀元節	同	同	
天長節	同	同	
明治節	同	同	

二、式日

高等学部の院長室とは、現在の大学本館の院長室のこととされるが、それとは別に「奉安室」という部屋を設けていた。また、「奉安庫ヲ設ケ」、そして管理のために当直制まで設けていたことから、御真影の「奉護」の厳重さをうかがい知ることができる。

2 奉安殿と「金属製の箱」

奉安殿の竣工

東北学院が戦前、中学部校庭の一画に奉安殿を建設していたことは、本稿でたびたび引用してきた『東北学院七十年史』と『東北学院百年史』の二つの学校史のなかでこれまで紹介されてきた。また、1941（昭和16）年12月の『東北学院時報』をみると、その1面はすべて奉安殿建設の記事である。上2段

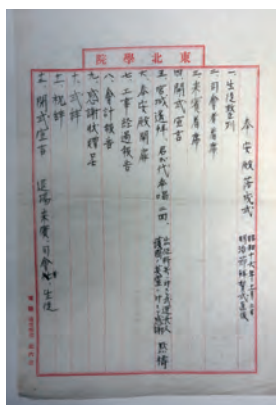


写真6「奉安殿落成式」(式次第)

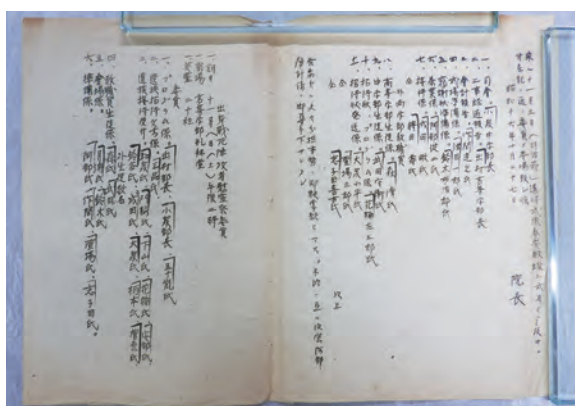


写真7 竣工式「委員」(担当係)委嘱文書

き日を選び〔中略〕中学部校庭で落成式を挙行した」とある。

これまでに公開されてきた資料以外には、5号館書庫にあった「戦時体制期」に区分されている資料群のなかに、奉安殿に関する2点の資料が存在した。その一つが、写真6の「奉安殿落成式」⁸⁴と題された竣工式の式次第である。もう一つが、写真7の教職員のなかから竣工式の「委員」(担当係)を決めた文書だ⁸⁵。

奉安殿建設の申請手続き

さて、奉安殿の建設にあたって東北学院は、宮城県に対して建設の認可申請書類を提出している。その資料⁸⁶が宮城県公文書館で保管されていた。この機会にその一部を紹介したい⁸⁷。

奉安殿新築認可申請

今般東北学院中学部構内奉安殿ヲ新築シ落成次第 御真影ヲ奉遷致シ度候ニ付御許可相成度左記参考書類並ニ図面相添ヘ此段及申請候也

昭和十五年七月十日

東北学院、東北学院中学部設立者
 財団法人東北学院理事長

イー、エチ、ザウグ〔角印〕

宮城県知事林信夫殿

左記

- 一、理由書
- 二、着工並ニ竣工年月日
- 三、財源
- 四、設計書並ニ設計図
- 五、東北学院中学部配置図

一、理由書

皇紀二千六百年記念事業ノートシテ奉安殿ヲ新築シ教職員生徒二朝夕之ニ親炙スルノ機会ヲ与ヘ以テ両陛下ノ御仁徳ヲ俾ビ奉リテ愈尊崇ノ念ヲ深カラシメ、又以テ一層肇国ノ精神ヲ発揚シ、国体ノ觀念ヲ益明徴ナラシメ、カクテ徳育

⁸³ 『東北学院時報』第157号・特別号9、1941年12月1日付。

⁸⁴ 「奉安殿落成式」(整理番号：戦時23)として『5号館書庫資料 戦時体制期』所収。

⁸⁵ 「奉安殿竣工式委員／出身戦死陣没者慰霊祭委員」(整理番号：戦時24)として『5号館書庫資料 戦時体制期』所収。1941年10月27日付院長名で出された事務文書。

⁸⁶ 「御真影奉安殿建築認可案」(1940年10月9日発議)として『昭和16年度・学事 私立学校』所収。

⁸⁷ 資料を調査するに際しては、斎藤氏の「仙台の奉安殿とその遺構について」が手引きとなった。

上一層多クノ効果ヲ取メントス

二、着工並ニ竣工年月日

認可ヲ得次第着手、着手後ニヶ月ニテ竣工ノ見込

三、財源 総工費金四千貳百七拾七円拾貳銭也

寄附金 一、二〇〇円 中学部奨学会

一、二〇〇円 高等学部後援会

一六二円 東北学院教職員

一、七〇五・一二 財団法人負担

計 四、二六七・一二

「三、財源」に付属して「寄附申込書」、それに続いて「奉安殿設計書」、「昭和拾五年七月 日 東北学院中学部奉安庫内訳書」といった建設に必要な資材の数量などがこと細かに記してある資料が添えられている。そのなかの「奉安殿設計書」（「東北学院奉安庫新築工事仕様書」）冒頭には「岩積建〔中略〕蛇腹廻り花崗石」とあり、相当頑丈であり、かつ耐火にも優れた構造であったろう。この申請を受けた宮城県が書類を綴り込む際に区分するため、同じく綴られた件名などの文書を見ると、申請手続きのより具体的な日付などがわかる。（■は判読不能）

昭和十五年七月九日

学務部教育課主任本間■〔丸印〕

知事

学務部長〔丸印〕 教育課長〔丸印〕 課員〔丸印〕

〔割印〕 御真影奉安殿建築認可案

一、例文番号 共第一号

一、申請者 東北学院設立者

財団法人 東北学院

一、申請年月日 昭和十五年七月八日

一、件名 御 東北学院中学部御真影奉安殿建築ノ件

この文書の上部には、「昭和15年7月12日 午前8-12 決裁済」「15.7.12 発済」のそれぞれの丸印が捺印されている。ここまでできてお気づきのことだろうと思うが、先に引用した『東北学院時報』の記事や『5号館書庫資料 戦前・戦時体制期』のなかに含まれる資料は、いずれも1941（昭和16）年12月、ないしはその直前に作成されたものであったが、前出の資料はそれより1年以上前の1940（昭和15）年7月8日に東北学院が宮城県に対して提出し、書面上は同月10日付とした申請書類である。このことから、1年以上もかけて建設の準備をしていたと推測できる。それに続いて、施工

業者の佐藤工務店設計部が作成した「東北学院奉安庫図」が添付されている。そこには奉安殿正面、左右両側面、後面等の寸法や外装などが記録されている。そ

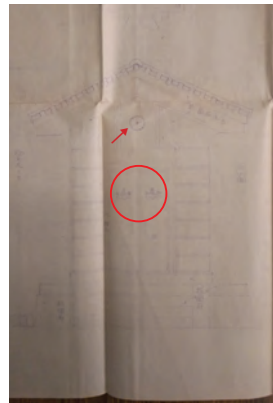


写真8 奉安殿正面設計図
（一部筆者加工）

の一つ、正面の設計図には写真8のように、左右両扉のそれぞれ中央に桐紋（丸で囲んだ部分）が、そして屋根のすぐ下には菊紋（矢印の部分）が記されている。また、ここにも土台部分に秋保石、壁に大理石、「花崗石」と記載されており、ほぼ石造りの頑丈で耐火にも優れた建物となったことがわかる。

奉安殿と「金属製の箱」そして木箱

「金属製の箱」が「奉安庫」「奉安金庫」ではないだろうことは、先に述べたとおりである。それでは、「金属製の箱」は何なのだろうか。この作成にあたっての企図はまったく不明であるが、おそらくこの箱は、教育勅語謄本と御真影を中学部校舎の奉安室にあった「奉安庫」あるいは「奉安金庫」から奉安殿に移す際、秋保石、大理石、「花崗石」と頑丈に作られたため「金庫」より簡易的でコンパクトな「金属製の箱」を奉安殿にあわせて新たに作成したのではないかと推測する。

そして木箱であるが、写真9-1のように左下に「東北学院」と書かれた紙が貼付されている。そして、気がかりなことが2点ある。1点目は、側面の1か所に「上」と墨書があること（写真9-2）。これは、上下逆さまになることを防ぐためのものと思われる。2点目が、木箱の大きさである。写真9-3をみていただくとわかるが、明らかに木箱の内寸は、教育勅語謄本などを閉じた状態の大きさの約2倍である⁸⁸。写真のように中央に置くと相当な余白が生じ、横に二つ並べて置くと側面の「上」にまったく反することになる。この不釣り合いな二つの大きさを踏まえて考えられるのは、そもそも木箱は教育勅語謄本を収めるものではない、という推測である。では木箱は何なのか、という疑問に至るのだが、その形状からしておそらく御真影を収めていたのではなかろうか。御真影の性格からして、何にも収めず

⁸⁸ 木箱の内寸は、幅41.4cm、奥行50.1cm、たとえば教育勅語謄本を閉じた状態の幅は21.9cm、奥行は32.5cmである。



写真9-1 木箱の蓋部分



写真9-2 「上」の墨書



写真9-3 木箱に重ねて入れた謄本

に写真単体で下賜されることも考えにくいし、もしそうだとした場合も受け取る側としてみれば、厳重な保管が要求されるものであることから、木箱などに収納しようとするのは想像に難くない。中にあった御真影は戦後に文部省に返還（「奉遷」）されたが、その入れ物（木箱）は残った。いずれにしても下賜された御真影の寸法に関する資料がなく、結果としては何も断言できることはない。木箱と教育勅語謄本のアンバランスさは、まったくの謎である。

終章 今後の課題として

調べ始めた当初は、「金属製の箱」と木箱、その中に入っていた複数の詔書や勅語の謄本、『東北学院時報』の御真影奉戴や奉安殿建設の記事といった資料しか手元になかった。『東北学院百年史』や『東北学院七十年史』でさえ、教育勅語の下付や御真影

の奉戴、奉安殿の建設について取り上げているのは数行から1、2ページ程度であり、その内容も何を参考にして書かれたのか疑問が残るものであった。しかし、他の学校に関するそれらの資料は数多く残存しており、実は東北学院にもそれら資料は残っていていまだにその存在が知られていないだけではないか、との希望から、おおよその年代や文書の性格などを加味しながら、それでも手当たりしだいに資料を探し続けてきた。まったく謎が多かったから、実質的に約2か月かけてここまで資料が集まるとは思いもしなかった。

さて、第1章においてはこれまでの研究を紹介し一般的な教育勅語と御真影の普及過程を踏まえながら、まずはそれぞれの下付、下賜の時期を特定することができた。そのうえで、東北学院が教育勅語を学校行事に用いてきたことも述べた。これは他の学校と変わらぬところであり、ミッションスクールとはいえ明治期はまったく抗することなく、それを受容していったことがわかった。ましてや、ナショナリストでもあった押川からすれば、その奉読は「涙を揮え」て行うことであったのだ。そして学校が御真影奉戴をすることは、その申請をして受けるだけの単純なものではなくて、奉戴にあたっては制度や設備を整えるなどの事前の準備を要し、奉戴後には文部省からの調査によって学校側の対応が厳格に調査された。

第2章では、東北学院が御真影奉戴を決断した要因をさまざまに検討してきた。これまでに三つの奉戴「圧力をかける主体」が提示されてきたが、いずれも東北学院の場合にあてはまるものはなかった。そこで新たな要因を探し出す試みである。当時の院長出村悌三郎の発言や文章を読んでいくと、1930年代の「日本思想」の高揚によって社会がキリスト教に対し反発的かつ排外的になっていたなかで、すくなくとも出村は国家主義・国粹主義的思想とキリスト教の共存を提案していた。その例として、キリスト教の神を信じその教えこそ唯一の救いであると伝道活動をする反面、「熱烈なる愛国者」で「忠君愛国の人」でもあった押川をモデルケースにして、両者の共存が可能であると主張した。そして、東北学院はキリスト教主義の学校であるからにして、「日本精神」の象徴たる御真影を受け入れることによって、その具現化を果たそうとしたのではないだろうか。

東北学院は直接受けたことなかったが、御真影奉戴のほぼ同時期に国体明徴運動と教学刷新運動が起

こり、それらによって文部省学事視察では新たに「教育ノ本義ヲ徹底」、すなわち、教育勅語に示してある内容を学校が生徒に徹底して教育しているか、ということが、視察の項目として加わった。1890年以降、教育勅語謄本の下付の初期には学校行事で奉読し訓辞すればよかった教育勅語は、教育行政の中心的存在として学校教育を統制するものへと変容し、ミッションスクールの東北学院も例外ではなかった。東北学院は1940（昭和15）年、寄付行為第3条の教育目的をキリスト教主義教育から教育勅語の「聖旨ヲ奉体」する教育へと変更するよう、宮城県からの直接の指示を受けた。在仙の私立学校でも規模の大きかった東北学院へのこの指導、また、その場に他のミッションスクールの校長も同席させたことは、波及効果を狙ってのことであったとも考えられよう。ただ、東北学院が寄付行為を変えさせられたとはいっても、依然として「講堂あるいは礼拝堂が軍事目的のために接收され、また学生・生徒、教員らが徴用あるいは軍事教練のために学校を離れて、礼拝が物理的に不可能となるまでは、毎日の始業に先立つ礼拝も聖書の授業も守り通した」⁸⁹という点は留意せねばなるまい。

第3章では、まず、「奉安庫」あるいは「奉安金庫」の作成に関する資料をもとにして、それが現在に残る「金属製の箱」であるのかということ考察した。おそらく「奉安庫」、「奉安金庫」と「金属製の箱」はその形状などから別物だろう。いよいよ奉安殿の建設についてである。この資料は宮城県公文書館に唯一まともに残されていた。そのなかの申請書類をみると、建設の1年以上も前から申請手続きを始めていた。また、本文では触れていないが、奉安殿の建設予定地を示した図面もあったが、そこには実際に建設された正面玄関近くではなくて、正面玄関や正門から離れた東二番丁通に面した一面に予定地が示されていた。本来、予定していた場所に建設しなかったのは、生徒に朝夕、拝礼させるためにも、正門から正面玄関へという生徒の登下校の際の動線に遠かったことが理由の一つとして考えられよう。そして、「金属製の箱」に入っていた木箱とその中に収められていた教育勅語謄本などとの関係についてである。初めは木箱と教育勅語謄本の大きさのアンバランスさにまったく疑問をもたなかったが、調べていくにつれ気にかかっていた。戦後、全国で一斉に回収されたとされる御真影が中に収められていたのではないかと。しかし、どのような寸法の、形状の御真影が東北学院に下賜されたのか、ということ

を明らかにするための資料が皆無であるから、まったく断言することはできないが、今後、在仙の他の学校の事例等も参考にしながら、木箱の正体を解明してみたい。

最後に、学校教育における教育勅語と御真影について考えるときに忘れてはならないことは、それらへの拝礼などを生徒にさせた場所が学校という特異な空間であったことだ。つまり学校は、指導する立場の教員、指導される立場の生徒の関係が崩れることはなく、この関係は、生徒をして教員の教えを絶対的なものにさせる。ましてや、校長に勅語を読ませ、生徒に「訓話」するのである。さらに、学校行事での勅語奉読の開始は、それまで休日であった「祝日大祭日」を、その日も学校へ登校し行事に出席して勅語奉読と訓示を聞く日に変えさせるなど、学校の生徒への強制力はとても強い。そして確実だ。それを文部省も、軍部も、極端な国家主義や教育勅語を盾にした軍国主義を伝播させるために利用した。東北学院の判断は、その企図はともかく、結果としてそれら利用者の思惑を助長してしまったのではないかと。この点は今後の課題として、ひとまずここで筆を擱くこととする。

引用資料

1 東北学院史資料センター

- ・『文書収受簿』
- ・『文書発遣簿』
- ・『主務省関係書類綴』第3・5・6・9・10号
- ・『往復文書綴』第8号

※上記4点の資料の概要については、星洋和「『往復文書綴』と『主務省関係書類綴』について—生徒出陣関係資料を中心に—」（『東北学院資料室』第13号、東北学院、2014年4月、17～19ページ）を参照されたい。

- ・『認可指令書類綴』第1号、1904～50年

※東北学院の認可申請に対する文部省からの認可書が綴られている簿冊。

- ・『認可申請書類綴』第3号
- ・『5号館書庫資料 戦時体制期』
- ・『東北学院時報』1816年1月1日創刊

※ウェブサイト「東北学院時報」（<http://www.jihou.tohoku-gakuin.jp>）では、創刊号から最新号までの全号をPDFファイルで1紙面ずつ閲覧・出力することができる。また、見出し検索や発行

⁸⁹ 『東北学院百年史』857ページ。

日・号数の絞り込み機能を備えている。

2 国立公文書館（デジタルアーカイブ）

- ・『大正十二年～昭和二十一年・官房各課事務分掌規程・各部事務規程』文部省、1923～46年（請求番号：昭59文部01137100）
- ・『大正十四年十月～昭和十年・帝室雑載—御真影及勅語ノ関係書類・第五冊』文部省、1925年（請求番号：昭59文部01100100）
- ・『昭和七年～昭和十五年・帝室雑載—御真影及勅語ノ関係書類—・第六冊』文部省、1932年（請求番号：昭59文部01101100）
- ・『昭和十四年・学事視察』文部省、1939年（請求番号：昭59文部01130100）
- ・『学校管理及監督総規』文部省、1940年（請求番号：昭59文部02464100）

3 国立国会図書館（デジタルコレクション）

- ・『官報』1883年7月2日創刊
- ・『教学刷新評議会答申及び建議』日本文化協会、1937年

4 宮城県公文書館

- ・『昭和16年度・学事 私立学校』（配架番号：0013）

5 その他

- ・佐藤秀夫編『続・現代史資料8 教育 御真影と教育勅語I』みすず書房、1994年

参考文献

1 研究論文

- ・大平聡「紀元二千六百年と二校の奉安殿」（宮城学院女子大学キリスト教文化研究所編『キリスト教文化研究所研究年報』第43号、宮城学院女子大学、2010年3月、55～110ページ）
- ・小野雅章「学校下付「御真影」の普及過程とその初期「奉護」の形態」（日本大学教育学会機関誌編集委員会編『教育学雑誌 日本大学教育学会紀要』第24号、日本大学教育学会、1990年3月、58～72ページ）
- ・同上「御真影・奉安殿の戦後「改革」—戦後教育改革における天皇制の転成」（日本教育学会機関誌編集委員会編『教育学研究』第57巻第4号、日本教育学会、1990年12月、330～338ページ）
- ・同上「御真影の下付申請資格の拡大過程とその

- 意味—官立学校限定から私立尋常小学校・幼稚園まで—」（日本大学教育学会機関誌編集委員会編『教育学雑誌 日本大学教育学会紀要』第39号、日本大学教育学会、2004年3月、13～32ページ）
- ・同上「国体明徴運動と教育政策」（日本大学教育学会機関誌編集委員会編『教育学雑誌 日本大学教育学会紀要』第33号、日本大学教育学会、1999年3月、45～62ページ）
- ・籠谷次郎「明治教育における学校儀式の成立—小学校祝日大祭日儀式規程をめぐって—」（『日本史研究』第132号、日本史研究会、1973年3月、19～61ページ）
- ・工藤英勝「日本精神運動と仏教思想—衛藤即応の所説を中心に—」（『印度学仏教学研究』第48巻第1号、日本印度学仏教学会、1990年12月、129～133ページ）
- ・同上「日本精神運動と仏教思想の諸相—政治的ロマン主義への自発的同化・衛藤即応の場合—」（『印度学仏教学研究』第49巻第1号、日本印度学仏教学会、2002年12月、21～24ページ）
- ・駒込武「〔御真影奉戴〕をめぐるキリスト教系学校の動向—天皇神格化とキリスト教主義のはざま—」（富坂キリスト教センター編『シリーズ近現代天皇制を考える3 十五年戦争期の天皇制とキリスト教』新教出版社、2007年、569～611ページ）
- ・斉藤太郎「昭和戦前期「教学刷新」研究に関する覚え書き—日本教育史学における意義をめぐって—」（『桜花学園大学研究紀要』第4号、桜花学園大学、2002年3月、59～67ページ）
- ・斎藤広通「仙台の奉安殿とその遺構について」（『近代仙台研究会 第2回発表会 報告集』2017年2月）
- ・佐藤能丸「大学における「御真影」「教育勅語」（歴史科学協議会編『歴史評論』第478号、校倉書房1990年2月、52～71ページ）
- ・佐藤秀夫「わが国小学校における祝日大祭日儀式の形成過程」（日本教育学会機関誌編集委員会編『教育学研究』第30巻第3号、日本教育学会、1963年9月、205～214ページ）
- ・同上「解説」（佐藤秀夫編『続・現代史資料8 教育 御真影と教育勅語I』みすず書房、1994年、3～45ページ）
- ・服部有希「教育勅語の成立から終戦後の国会決議に至る経緯」（国立国会図書館調査及び立法考査局編『レファレンス』第800号、国立国会図書館

2017年9月、81～97ページ)

2 近代日本教育史および学校史編著書

- ・ 文部省編／監修『学制百年史』帝国地方行政学会、1981年
- ※ 文部科学省ホームページ「学制百年史」(http://www.mext.go.jp/b_b_menu/hakusho/html/others/detail/1317552.htm) 2017年11月7日閲覧
- ・ 文部省編／監修『学制百年史 資料編』帝国地方行政学会、1981年
- ※ 文部科学省ホームページ「学制百年史 資料編」(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317930.htm) 2017年12月20日閲覧
- ・ キリスト教学校教育同盟編纂委員会編『キリスト教学校教育同盟百年史』キリスト教学校教育同盟、2012年
- ・ 花輪庄三郎編『東北学院七十年史』東北学院同窓会、1959年
- ・ 東北学院百年史編集委員会編『東北学院百年史』東北学院、1989年
- ・ 同上『東北学院百年史 資料編』東北学院、1990年
- ・ 東北学院『東北学院の歴史』河北新報出版センター、2017年
- ・ 『天にみ栄え—宮城学院の百年—』宮城学院、1987年
- ・ 『明治学院百年史』明治学院、1977年
- ・ 明治学院百五十年史編集委員会編『明治学院百五十年史』明治学院、2013年

熊坂 大佑プロフィール KUMASAKA, Daisuke

1994（平成6）年生まれ。
東北学院大学文学部歴史学科卒業。
2016（平成28）年東北学院史資料センター嘱託職員。

『東北学院時報』に見る大正・昭和前期における 東北学院の生徒募集の方法と特徴

東北学院史資料センター客員研究員

星 洋和

はじめに

1916（大正5）年に同窓会の会報として創刊された『東北学院時報』（以下『時報』）は、現在も学校法人東北学院を構成する諸教育機関や同窓生関連の時事を網羅する広報紙として、発刊が続いている¹。院長や教員・同窓生などの寄稿文をはじめ、学校施設の建築状況、学校行事など、東北学院に関係する諸問題がくまなく記載されている『時報』は、これまで東北学院の歴史を研究する上で最も重要な資料の一つとして活用されてきたが²、この他にも、過去には生徒募集に関する広告・記事も掲載されていた。そこからは、現在とは異なる募集の方法、受験の様子を知ることが出来る。

本稿では1916年の創刊から1943（昭和18）年に休刊するまでの『時報』から、戦前の東北学院における生徒募集の方法や特徴について見ていきたい。なお、以下に述べる『時報』の号数は、学校法人東北学院のwebサイトである「東北学院時報」（<http://jihou.tohoku-gakuin.jp/>）に掲載されている情報に基づく。

1. 生徒募集広告の沿革

『時報』創刊以前、生徒募集の広告は東北学院文学会による『東北文学』や、『東北教会時報』などに掲載された³。『時報』に学生募集の広告が最初に掲載されたのは第3号（1916年3月1日付）である（写真1）。ここから1943年に休刊するまでの間、2月付、または3月付の『時報』には募集広告がほぼ掲載されている⁴。全国各地の同窓生に読まれてい

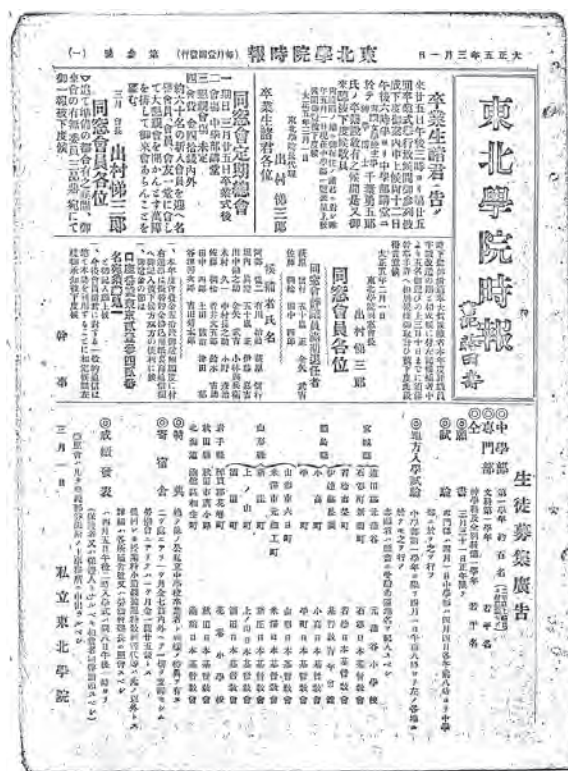


写真1 『時報』第3号の生徒募集広告
（東北学院史資料センター所蔵）

た『時報』に、生徒募集に関する情報が掲載することで、入試に関する応報活動を広く行うことができたと考えられる⁵。

2. 地方試験と教会

戦前における東北学院の生徒募集の特徴の一つとして、教会が地方試験の会場として使用されていたことがあげられる。もっとも、それは中学部のみであり、専門部（1929年に高等学部へ改称）は地方試験自体がなかった。

中学部で地方試験が行われるようになったのは1912（明治45）年からで、その時は宮城県、岩手県、福島県、山形県、群馬県など10か所に会場が設置さ

¹ 学校法人東北学院ホームページ 東北学院時報について (<http://jihou.tohoku-gakuin.jp/about.php>) 2018年1月17日閲覧

² 東北学院百年史編集委員会編『東北学院百年史・資料篇』学校法人東北学院、1990年、948頁。

³ 東北学院百年史編集委員会『東北学院百年史・資料篇』237～240頁。

⁴ 1943年の休刊以前では、第75号（1928年3月1日付）、第124号（1936年3月1日付）、第147号（1940年2月1日付）には生徒募集の広告が掲載されていない。また、第160号（1943年1月30日付）のみ1月付である。

⁵ 学校法人東北学院『東北学院の歴史』河北新報出版センター、2017年、53頁。

れた⁶。第3号の記事によれば、1916年の試験の際には14か所に試験会場が設置された。このうち11か所が教会で、1か所はキリスト教青年会館となっている。教会を中学部の地方試験会場として使用することは1937（昭和12）年まで続いたが、1938（昭和13）年からは「地方試問は行はず」（第136号、1938年3月1日付）として、東二番町の校舎でのみ試験が行われるようになった。第136号にはその理由についての記述が見られないが、後述するような試験の変化が一因としてあったと考えられる。

3. 戦時体制下の生徒募集と受験

1937年7月7日、日本軍と中国軍の衝突をきっかけに、日中戦争が始まった。戦争が終わらないまま迎えた1938年、中学部では筆記試験が廃止され、口頭試問及び身体検査が導入された（第136号）。第137号（同年5月1日付）によれば、受験方法の変更は県の方針であり、「口頭試問によりて常識及び人物を考査」し、厳密な身体検査のもと「強健なる者を採ること」にしたという。翌年には口頭試験の一部として筆答が認められたが（143号、1939年5月1日付）、1940年には新法令によるという体格・体力考査、三回にわたる口頭試問が行われた（148号、1940年5月1日付）。

一方、高等学部では英語や国語などによる筆記試験は継続したが、中学部と同様1938年からは身体検査も試験として実施されるようになった。また、翌年には北海道帝国大学予科を試験会場とし、地方試験も実施されるようになった（142号）。さらに、1943年からは受験雑誌にも生徒募集広告を掲載するようになる（第161号、1943年6月30日付）。このような高等学部における募集範囲の拡大は、当時の学院当局の財政自立政策の一環と考えられる。1934年に外国伝道局からの補助金が削減されて以降、東北学院は財源確保のために様々な策を打ち出してきた⁷。そのうちのひとつに、高等学部における文科の廃止があるが、その理由として年々応募者数が減少してきていることが理由としてあげられている⁸。こうした収入の減少を補うための策として考えられたのが、地方試験の実施や雑誌への募集広告の掲載だったと考えられる。

⁶ 註5に同じ。

⁷ 学校法人東北学院編『東北学院百年史』学校法人東北学院、1989年、874～878頁。

⁸ 東北学院百年史編集委員会『東北学院百年史・資料篇』427～428頁。

おわりに

以上、『時報』から戦前の東北学院における生徒募集の方法、特徴について見てきた。教会を試験会場として使用するという、キリスト教的主義を掲げる学校ならではの特徴が見られたが、戦時体制下における試験方法の変化によってそれは途絶えることとなった。一方で、財政難を補うために高等学部では、地方試験の実施、さらに受験雑誌に広告を掲載することで応募範囲の拡大を図った。

本稿では、受験広告に着目することで、時代の変化や学校の経営戦略を読み取ることができた。『時報』には他にも様々な記事がある。今後も記事から東北学院の歴史を読み解いていきたい。

参考文献

- 東北学院百年史編集委員会編『東北学院百年史』学校法人東北学院、1989年
 東北学院百年史編集委員会編『東北学院百年史・資料篇』学校法人東北学院、1990年
 学校法人東北学院『東北学院の歴史』河北新報出版センター、2017年

参考サイト

- 学校法人東北学院ホームページ 東北学院時報
 (<http://jihou.tohoku-gakuin.jp/>) 2018年1月17日閲覧

星 洋和プロフィール

HOSHI, Hirokazu

1989（平成元）年生まれ。
 東北学院大学文学部歴史学科卒業。
 東北学院大学文学研究科アジア文化史専攻博士前期課程修了。

2017年度公開シンポジウム① 「平和憲法と鈴木義男」開催

日時：2017(平成29)年9月30日(土)13時～
会場：土樋キャンパス 押川記念ホール
参加者：約230名

昨年に引き続き、東北学院普通科(現在の中学校・高等学校)出身で、第6代理事長を務めた「鈴木義男」をテーマとしたシンポジウムを開催した。

鈴木義男は、近年になって日本国憲法をつくる議論の中で、9条に「平和」の文言を入れさせた人物として知られるようになった。当センターでは早くから鈴木義男に注目し、研究や資料収集を重ね、鈴木義男に関する講演会は今回で3回目。

学校法人東北学院 東北学院史資料センター主催
2017年度公開シンポジウム

平和憲法と鈴木義男

2017年9月30日(土) 13:00～16:00
東北学院大学 土樋キャンパス 押川記念ホール(8号館5階)
申込不要・入場無料 駐車場がございませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

第1部 基調講演

講演① 「平和憲法の成立と鈴木義男」
講師 古関 彰一 (東北学院理事長、国法大学名誉教授)

講演② 「第一次世界大戦以降の平和思想と日本国憲法第9条」
講師 油井 大三郎 (一橋大学名誉教授、東京大学名誉教授)

講演③ 「鈴木義男の生涯」
講師 仁昌寺 正一 (本学経済学部教授、東北学院史資料センター研究員)

第2部 パネルディスカッション
司会 齋藤 誠 (本学法学部教授、東北学院史資料センター研究員)
パネリスト 古関 彰一、油井 大三郎、仁昌寺 正一

鈴木 義男 (1894-1963)

土樋キャンパス案内図

主催：学校法人東北学院 東北学院史資料センター TEL022-264-6538



古関 彰一



油井 大三郎



仁昌寺 正一

2017年度公開シンポジウム② 「東北学院史の可能性—『東北学院の歴史』刊行に寄せて—」開催

日 時：2017(平成29)年12月9日(土) 13時～
会 場：土樋キャンパス 押川記念ホール
参加者：約70名

東北学院史資料センターの調査研究員が中心となって、10月に『東北学院の歴史』が刊行された。これは、大部にして流布させにくい『東北学院七十年史』『東北学院百年史』とは別に、コンパクトかつハンディで、学院に関係する人々が皆手軽に読める冊子を、との想いが結実した結果である。刊行を記念し、執筆者4名が紙面の関係で本編に盛り込めなかった部分を中心に取上げたシンポジウムを開催した。



河西 晃祐



仁昌寺 正一



齋藤 誠



日野 哲



東北学院時報WEB化について

学院時報の歴史

東北学院時報は1916（大正5）年1月に第1号が創刊され、発刊当初は同窓会が発行元となり、毎月一回、東北学院内外の各種情報を伝え、同窓生相互の情報交換を目的に編集されました。

今日では学校法人東北学院を構成する大学・大学院、中学校・高等学校、榴ヶ岡高等学校、幼稚園ならびに同窓生関連の時事を網羅する広報紙として、毎月15日（8月休刊）（2011年度より隔月）に約12万部が発行されております。

WEB化・一般公開の経緯

東北学院が創立130周年を迎えた2016（平成28）年、『東北学院時報』は創刊から100年となりました。これまでに発行された時報は740号を超え、時代ごとに東北学院の時事を伝える歴史的資料ともいえます。

このたび、創刊100周年を記念し、Web上で全紙面を閲覧できる環境を整えました。また併せて、フリーワードによる記事タイトルの検索ができるようになりました。

東北学院の130年の歩みを、『東北学院時報』から思い起こしていただければ幸いです。

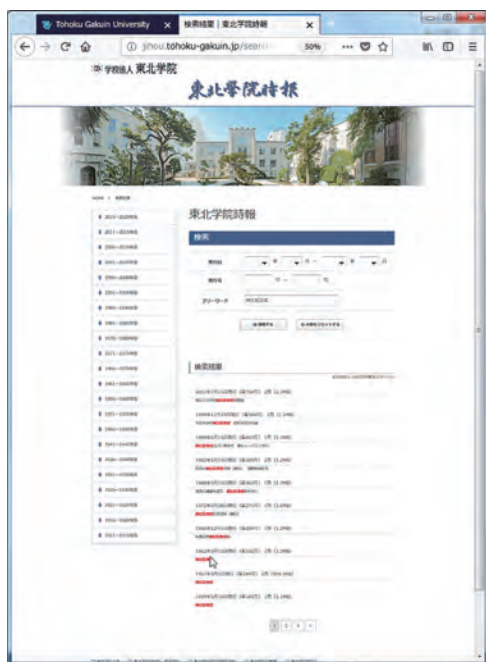
URL・利用方法・検索画面・イメージ

<http://jihou.tohoku-gakuin.jp/>

(例)



検索結果画面
(例)



紙面表示イメージ
(例)



受贈資料一覽

2017年1月～2018年2月

日付	寄贈者	受贈資料
2017.1.26	田中良一	日本キリスト教団 喜多方教会 100年の歴史 1911～2011
2017.2.23	近代仙台研究会	近代仙台研究会第2回発表会報告集
2017.3.1	学校法人獨協学園 獨協大学	獨協大学五十年史
2017.4.3	庄司一幸	福島県最初の母子ホームの創設者 アイリン・アンダーソン宣教師の生涯と業績
2017.4.3	立教学院	立教学院展示館
2017.4.6	高間淳司	創立115周年記念誌～大阪市立聾学校 いつまでも～
2017.4.6	高間淳司	大阪市立聾学校人物伝 大曾根源助～日本の指文字の考案者～ (幼児～小学低学年対象)
2017.4.6	高間淳司	大阪市立聾学校人物伝 大曾根源助～日本の指文字の考案者～ (小学高学年以上対象)
2017.4.12	公益財団法人日本修学旅行協会	教育旅行4月号
2017.4.14	学校法人立命館 立命館史資料センター	立命館創立者生誕150年記念 中川小十郎研究論文・図録集
2017.4.17	愛知大学東亜同文書院大学記念センター	東亜同文書院の45年 愛知大学の70年
2017.4.18	専修大学大学史資料課	専修大学史資料集 第八巻「反骨」の弁護士 今村力三郎一
2017.4.18	専修大学大学史資料課	文系私立大学における学徒出陣の基礎的研究 研究成果報告書
2017.4.24	関西大学年史編纂室	関西大学を学ぶ History of Kansai University
2017.4.27	同志社校友会	東華学校ものがたり 仙台教育史のあけぼの
2017.5.9	学校法人 拓殖大学	拓殖大学百年史 通史編二昭和前期
2017.5.10	学校法人 仙台育英学園	仙台育英学園創立111周年記念 仙台育英学園史 仙台育英学園111年への歩み
2017.5.22	東京経済大学史料委員会	致富の鍵 大倉喜八郎述 菊池暁汀編纂
2017.5.29	法政大学史委員会 法政大学史センター	法政大学と学徒出陣（「法政大学と学徒出陣」事業報告書 上）
2017.6.2	坂井道郎	消費者に味方する者は最後の勝利者なり
2017.6.5	成城学園教育研究所	学校と街の物語 成城学園の100年をつくった人びと
2017.6.13	西南学院史資料センター	西南学院百年館（松緑館）西南学院史資料センター
2017.6.27	関西学院大学博物館	日中のかげはしー愛新覚羅溥儀家の軌跡ー
2017.8.7	東北大学金属材料研究所総務課	金属材料研究所 創立百周年記念誌
2017.10.3	学校法人梅光学院総務部	梅光学院下関一〇〇年史
2017.10.20	帝京大学総合博物館	医療のための薬学にはてしない未来を ～帝京大学薬学部のあゆみと研究最前線～
2017.11.17	学校法人九州ルーテル学院	2016（平成28）年 熊本地震 九州ルーテル学院記録 ー試練・忍耐・希望ー
2017.11.20	淑徳大学アーカイブズ	「おい」へのまなざしー国家と家における高齢者福祉の歴史ー
2017.11.21	立教学院展示館	わが人生、日本の青年に捧ぐー知られざるポール・ラッシュ物語ー
2017.12.1	学校法人東海大学七十五年史編集委員会	図録 東海大学75年
2017.12.4	学校法人敬和学園	敬和学園ーその歩み 法人・高校創立50周年／大学創立25周年記念誌
2017.12.4	仙台北三番丁教会	北三群像 創立九十周年記念文集
2017.12.5	関西学院大学博物館	装いの上海モダンー近代中国女性の服飾ー
2017.12.12	長井伸仁	上智大学における学徒出陣ーその歴史と記憶ー
2017.12.13	学校法人新島学園	新島学園70周年メモリアルマガジン
2018.1.4	学校法人茨城キリスト教学園	茨城キリスト教学園創立70周年記念誌
2018.1.4	大東文化歴史資料館	DAITO WALK 1983-2016 Walk with you ウォークで綴る大東文化大学の歩み
2018.1.4	大東文化歴史資料館	継往開来 創立百周年を目指してー大東文化大学が歩んできた道ー
2018.1.15	学校法人聖坂学院	聖坂の詩
2018.2.1	成城学園教育研究所	学校と街の物語 成城学園の100年をつくった人びと
2018.2.1	大和田雅人	憲法とみやび人 草の根デモクラシーのバトンリレー
2018.2.21	拓殖大学創立百年史編纂室	拓殖大学百年史 通史編三 昭和後期平成期
2018.2.22	庄司一幸	二本松福音教会史・二本松日本基督教会史 日本基督教団二本松教会百年史

※他逐次刊行物類多数をご寄贈いただきました。感謝申し上げます。

東北学院の沿革

年 代	歴代役職者	事 項
1886(明治19)年		W.E.ホーイ仙台着任(1月)。押川方義、W.E.ホーイ兩名により、キリスト教伝道者養成の目的をもって仙台市木町通に「仙台神学校」開設(5月)。教師2名、生徒6名で始まった。E.R.プルボー、M.B.オールドが来日(7月)、宮城女学校を創立(9月)。
1887(明治20)年		東二番丁の本願寺別院跡を取得し、仙台教会と仙台神学校を移転(5月)。
1888(明治21)年		D.B.シュネーダー夫妻仙台着任(1月)。オールド記念館落成(11月)。
1891(明治24)年		南町通りに仙台神学校校舎が完成(9月)。校名を「東北学院」と改称し、神学生のみならず、広く生徒を募集し、普通科を設置。予科2年・本科4年・神学部3年とする。
1892(明治25)年	押川方義	労働会創設(3月)。東北学院理事局を組織、初代院長に押川方義、副院長・理事局長にホーイ就任(8月)。東北学院開院式(11月)。
1895(明治28)年		予科・本科を改組し、普通科5年、その上に専修部(文科・理科)2年を設置。
1896(明治29)年	W.E.ホーイ	島崎春樹(藤村)、作文・英語教師として着任。
1898(明治31)年		理科専修部を廃止。
1900(明治33)年		第2代理事局長にD.B.シュネーダー就任(10月)。
1901(明治34)年	D.B.シュネーダー	第2代院長にD.B.シュネーダー就任。普通科長に笹尾糸太郎就任(4月)。普通科に制帽を制定。徽章TG章制定。
1903(明治36)年		東北学院同窓会結成。
1904(明治37)年		全校を普通科(5年)と専門学校令による専門科(3年)とに分け、専門科に文学部と神学部とを置く。専門科長に出村悌三郎就任(4月)。
1905(明治38)年	笹尾糸太郎	専門科を専門部、文学部を文科、神学部を神学科と改称。東二番丁に普通科校舎完成。専門部に角帽を制定。徽章は全校TG章を用いる。普通科長に田中四郎就任(9月)。
1906(明治39)年		普通科寄宿舎完成。
1908(明治41)年	田中四郎	「社団法人東北学院」設置。創立記念日を5月15日に定める。同窓会会報第1号発行。
1910(明治43)年		校旗制定。
1911(明治44)年		創立25周年記念式典挙行。
1915(大正4)年		普通科を中学部と改称(5月・生徒数357名)。中学部長は田中四郎。
1916(大正5)年		『東北学院時報』創刊(1月)。南六軒丁(現大学土樋キャンパス)に専門部校地取得。
1918(大正7)年		専門部を改組、神学科・文科・師範科・商科とする。
1919(大正8)年		仙台大火のため中学部校舎・寄宿舎全焼(3月)。仮校舎建築(9月)。
1920(大正9)年		中学部長に五十嵐正就任(1月)。
1921(大正10)年	五十嵐正	中学部寄宿舎再建(9月)。



年 代	歴代役職者	事 項
1922(大正11)年		<p>中学部校舎再建(東二番丁・通称赤レンガ校舎)(6月)。</p> 
1923(大正12)年		<p>東北学院教会設立(5月)。</p>
1925(大正14)年		<p>神学科を専門部より分離し、神学部(第1科・第2科)とする。専門部は文科、師範科、商科となる。</p> 
1926(大正15)年		<p>南六軒丁に専門部校舎完成(現大学本館)、9月より使用。創立40周年記念式ならびに専門部校舎落成式を挙(10月)。</p>
1928(昭和3)年		<p>専門部3科とも予科を廃止、4年制とする。ハウスキーパー記念社交館完成(3月)。</p>
1929(昭和4)年		<p>専門部を高等学部と改称。神学部第2科を廃止、第1科を神学部本科と改称し、3年の予科を置く。「財団法人東北学院」と改組(8月)。</p>
1930(昭和5)年		<p>高等学部師範科に専攻科1年を置く。</p>
1932(昭和7)年	 <p>出村悌三郎</p>	<p>高等学部は3学期制を2学期制に改める。ラーハウザー記念東北学院礼拝堂完成(3月)。労働会寄宿舎を廃止。中学部寄宿舎を廃止し、神学部寄宿舎をその跡に移す。</p> 
1933(昭和8)年		<p>高等学部制帽を角帽より丸帽に改める。</p>
1934(昭和9)年		<p>神学部、南六軒丁ブラッドショウ館に移る。</p>
1936(昭和11)年	 <p>E.H.ゾーグ</p>	<p>高等学部文科を文科第一部、師範科を文科第二部と改称。創立50周年記念式典を挙(5月)。院長シュネーダー、「我は福音を恥とせず」と題する説教を行う。第3代院長に出村悌三郎就任(5月)。旧労働会建物および敷地を売却。第3代理事長にE.H.ゾーグ就任(6月)。</p> 
1937(昭和12)年	 <p>田口泰輔</p>	<p>神学部廃止、日本神学校と合同(3月)。高等学部は3年制となる。高等学部長にゾーグ就任(4月)。</p>
1938(昭和13)年		<p>中学部長に田口泰輔就任(4月)。</p>
1939(昭和14)年		<p>中学部長に出村剛就任(4月)。</p>
1940(昭和15)年	 <p>小泉要太郎</p>	<p>南町通り旧神学部校舎および敷地を売却。東北学院維持会を組織。花淵浜高山に修養道場建築用地を取得。第4代理事長に出村悌三郎就任(10月)。</p>
1941(昭和16)年		<p>高等学部長に出村剛、中学部長に小泉要太郎就任(4月)。</p>
1942(昭和17)年	 <p>宮城音五郎</p>	<p>高等学部商科第二部および中学部第二部を設置(ともに夜間)。</p>
1943(昭和18)年		<p>高等学部商科を高等商業部、中学部を東北学院中学校と改称。中学校長に出村悌三郎院長が兼務(4月)。</p>
1944(昭和19)年	 <p>杉山元治郎</p>	<p>航空工業専門学校設置。航空工業専門学校長に宮城音五郎就任(4月)。第5代理事長に杉山元治郎就任(6月)。</p>
1945(昭和20)年		<p>中学校長に出村剛就任(4月)。航空工業専門学校を工業専門学校と改称(12月)。中学校校舎空襲により焼失。</p>

年 代	歴代役職者	事 項
1946(昭和21)年		高等商業部および同第二部を廃止（3月）。東北学院専門学校（英文科・経済科）および同第二部を設置。第4代院長に出村剛就任。中学校長に月浦利雄就任（4月）。専門学校長に出村剛就任（4月）。
1947(昭和22)年	出村剛	工業専門学校廃止。新制中学校設置。専門学校校舎木造2階建4教室増築完成。第6代理事長に鈴木義男就任（7月）。
1948(昭和23)年		新制高等学校、同第二部を設置。月浦利雄同高等学校長ならびに中学校長兼任（4月）。専門学校長に小田忠夫就任（4月）。
1949(昭和24)年	月浦利雄	東北学院専門学校から新制大学に昇格。東北学院大学文経学部（4年制、英文学科・経済学科）を設置。小田忠夫初代学長に就任。東九番丁寄宿舎完成。
1950(昭和25)年		専門学校二部を東北学院短期大学部（2年制、英文科・経済科）と改称。第5代院長にA.E.アンケニー就任（3月）。
1951(昭和26)年	鈴木義男	「学校法人東北学院」と改組。専門学校を廃止。短大別科を設置。第6代院長に小田忠夫就任。中高理科教室鉄筋コンクリート3階建完成。
1952(昭和27)年	A.E.アンケニー	短期大学部に法科を設置。
1953(昭和28)年		中学高等学校分離、中学校長に五十嵐正躬就任（4月）。総合運動場を多賀城市に開設。シュネーダー記念東北学院図書館完成（10月）。
1954(昭和29)年	小田忠夫	多賀城第2寄宿舎完成。
1955(昭和30)年		創立70年記念式典挙行。中学校校舎鉄筋コンクリート造3階建9教室完成。『東北学院創立七十年写真誌』を刊行（5月）。在米同窓生、創立70年記念として鐘を寄贈（12月）。蔵王にTGヒュッテ「栄光」完成。
1956(昭和31)年	五十嵐正躬	中学・高等学校体育館完成（3月）。W.E.ホーイ碑、出村悌三郎墓を北山墓地に建立（4月）。大学音楽館完成（10月）。
1958(昭和33)年		中学校赤レンガ校舎は都市計画により9教室を失う（4月）。中学・高等学校鉄筋コンクリート造4階建8教室完成（4月）。大学体育館「アセンブリー・ホール」完成（9月）。
1959(昭和34)年	山根篤	中学高等学校一本化、中学校長に月浦利雄高等学校長兼務（1月）。短期大学部を東北学院大学文経学部二部（英文学科・経済学科）に改組。高等学校榎ヶ岡校舎を開設。『東北学院七十年史』を刊行（7月）。大学研究棟鉄筋コンクリート造4階建完成（9月）。自然科学研究室青根分室を開設（10月）。
1960(昭和35)年		短期大学部を廃止（3月）。
1961(昭和36)年		文経学部英文学科に専攻科を設置。
1962(昭和37)年		多賀城町（現多賀城市）に東北学院大学工学部（機械工学科、電気工学科、応用物理学科）を設置。同校地に東北学院幼稚園を開設。初代幼稚園長に小田忠夫院長が就任（4月）。
1963(昭和38)年		押川記念館完成（2月）。工学部寄宿舎開設。大学オーディオ・ビジュアルセンター完成。野間記念剣道場完成（7月）。第7代理事長に杉山元治郎就任（9月）。
1964(昭和39)年	山根篤	東北学院大学文経学部一部・二部を文学部一部・同二部および経済学部一部・同二部に改組。大学院文学研究科英語英文学専攻修士課程を設置。大学64年館完成（10月）。第8代理事長に山根篤就任（11月）。
1965(昭和40)年		東北学院大学法学部（法律学科）および大学院経済学研究科財政金融学専攻修士課



年 代	歴代役職者	事 項
1966(昭和41)年		程を設置。宮城郡泉町市名坂字天神沢(現仙台市泉区天神沢)に10万坪の校地を取得(5月)。同窓会にTG十五日会発足(7月15日)。工学部4号館完成(10月)。中学校新校舎、中高礼拝堂完成(11月)。大学土樋寄宿舎完成。
1967(昭和42)年		大学院文学研究科英語英文学専攻博士課程、工学研究科応用物理学専攻修士課程を設置。創立80周年記念式典挙行。大学66年館完成(6月)。大学泉寄宿舎完成。青根セミナーハウス完成。
1968(昭和43)年		工学部に土木工学科を増設。中学・高等学校運動部室完成(3月)。大学院経済学研究科財政金融学専攻修士課程を経済学研究科経済学専攻修士課程に改組。大学67年館完成(5月)。中学・高等学校向山寄宿舎開設。
1969(昭和44)年		大学院経済学研究科経済学専攻博士課程、工学研究科応用物理学専攻博士課程を設置。工学部5号館・6号館完成(3月)。中学・高等学校弓道場完成(3月)。大学新研究棟68年館完成(8月)。『東北学院大学学報』第1号創刊(10月)。
1970(昭和45)年		工学部旭ヶ丘寄宿舎開設。第9代理事長に月浦利雄就任(4月)。
1971(昭和46)年		工学部校地に東北学院プール完成。
1972(昭和47)年	 二関敬	大学院工学研究科機械工学専攻修士課程、電気工学専攻修士課程を設置。倉石ヒュッテ完成。中学高等学校長に二関敬就任(9月)。榴ヶ岡高等学校長に五十嵐正躬就任(9月)。大学文団連棟焼失(9月)。
1973(昭和48)年		榴ヶ岡高等学校として独立(4月)。高山セミナーハウス完成(7月)。泉市市名坂(現仙台市泉区天神沢)に榴ヶ岡高等学校校舎が完成移転(8月)。榴ヶ岡高等学校体育館完成(12月)。
1974(昭和49)年		東北学院同窓会館完成(4月)。米国アーサイナス大学に第1回夏期留学生を派遣。中学・高等学校寄宿舎完成。幼稚園長に渡辺平八郎就任(7月)。
1975(昭和50)年		大学院工学研究科機械工学専攻博士課程および電気工学専攻博士課程設置。第10代理事長に小田忠夫就任(3月)。
1976(昭和51)年	 田口誠一	大学院法学研究科法律学専攻修士課程設置。大学67年館増築完成(6月)。
1977(昭和52)年		創立90周年記念式典挙行。
1978(昭和53)年	 清水浩三	中学・高等学校長に田口誠一就任(4月)。榴ヶ岡高等学校長に小田忠夫院長兼任(4月)。
1979(昭和54)年		大学90周年記念館完成(2月)。榴ヶ岡高等学校長に清水浩三就任(4月)。中学・高等学校赤レンガ校舎、宮城県沖地震のため一部倒壊(6月)。TGヒュッテ焼失(8月)。ラーハウザー記念東北学院礼拝堂(土樋キャンパス礼拝堂)に新パイプオルガンを設置(11月)。
1980(昭和55)年		大学院法学研究科法律学専攻博士後期課程を設置。工学部計算センター完成(3月)。中学・高等学校赤レンガ校舎見送り式(3月)。大学78年館および部室棟完成(9月)。蔵王TGヒュッテ再建(10月)。東北学院展開催(十字屋仙台店・10月)。
1981(昭和56)年		中学・高等学校シュネーダー記念館完成(3月)。工学部機械工場および機械実験棟完成(3月)。榴ヶ岡高等学校礼拝堂および北校舎完成(8月)。泉校地総合運動場および管理センター完成(9月)。中学・高等学校文化部室完成(9月)。
1982(昭和57)年	 情野鉄雄	大学81年館完成(3月)。『東北学院報』発刊(『東北学院大学学報』を改称)(4月)。情報処理センター設置。総合運動場プール完成(5月)。榴ヶ岡高等学校第1回海外研修(8月)。工学部体育館完成(10月)。
1982(昭和57)年		米国アーサイナス大学と国際教育交流協定を締結。第7代院長・第2代大学長に 情野鉄雄就任(4月) 。第11代理事長に児玉省三就任(4月)。図書館工学部分館完成(11月)。

年 代	歴代役職者	事 項
1983(昭和58)年		高校第二部廃止（3月）。榴ヶ岡高等学校校舎増築完成（3月）。工学部礼拝堂完成（10月）。
1984(昭和59)年		新シュネーダー記念図書館完成。高等学校第1回海外研修（7月）。
1985(昭和60)年	兄玉省三	大学整備計画案（教養学部泉校地移転など）公表（1月）。旧シュネーダー記念東北学院図書館を大学院校舎に改装（11月）。 幼稚園新園舎完成（12月）。
1986(昭和61)年		創立100周年記念式典挙行。 米国フランクリン・アンド・マーシャル大学と国際教育交流協定を締結。榴ヶ岡高等学校北校舎増築完成（3月）。
1987(昭和62)年	宗方司	中学・高等学校長に宗方司就任（4月）。榴ヶ岡高等学校長に半澤義巳就任（4月）。中学・高等学校体育館武道館完成（12月）。
1988(昭和63)年		大学泉キャンパス完成、大学教養部を移転。 榴ヶ岡高等学校礼拝堂増築完成（3月）。幼稚園長に橋本清就任（4月）。
1989(平成元年)	半澤義巳	泉キャンパスに教養学部（教養学科人間科学専攻・言語科学専攻・情報科学専攻）を設置。 幼稚園長に新妻卓逸就任（4月）。『東北学院百年史』発刊（5月）。
1990(平成2)年		大学院工学研究科土木工学専攻修士課程を設置。
1991(平成3)年	武藤俊男	多賀城キャンパス1号館完成（3月）。榴ヶ岡高等学校部室棟完成（3月）。中学・高等学校長に武藤俊男就任（4月）。中学・高等学校社会科教室完成（7月）。
1992(平成4)年		大学院工学研究科土木工学専攻博士後期課程を設置。榴ヶ岡高等学校柔道・剣道場および校舎増築完成（4月）。第12代理事長に情野鉄雄就任（6月）。法学政治学研究所を設置。
1993(平成5)年	倉松功	工学部2号館完成。中学・高等学校移転決定（3月）。
1994(平成6)年		大学院人間情報学研究科人間情報学専攻修士課程を設置。
1995(平成7)年	脇田睦生	榴ヶ岡高等学校を男女共学制に移行。 第8代院長に田口誠一就任。第3代大学長に倉松功就任（4月）。 人間情報学研究所を設置。
1996(平成8)年		大学院人間情報学研究科人間情報学専攻博士後期課程を設置。榴ヶ岡高等学校家庭科実習棟完成（2月）。榴ヶ岡高等学校長に脇田睦生就任（4月）。榴ヶ岡高等学校第1回ホームカミングデー実施（9月）。
1997(平成9)年	出原莊三	大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻修士課程、アジア文化史専攻修士課程を設置。工学部運動場等新設。
1998(平成10)年		幼稚園長を田口誠一院長が兼務（4月）。高山セミナーハウス閉鎖。
1999(平成11)年	杉本勇	大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻博士後期課程、アジア文化史専攻博士後期課程を設置。 大学設置50周年記念式典を挙行。 青根セミナーハウス閉鎖。第13代理事長に田口誠一就任（4月）。
2000(平成12)年		文学部英文学科、経済学部経済学科と商学科に昼夜開講制を導入。文学部二部英文学科と経済学部二部経済学科は募集停止。幼稚園長に長谷川信夫就任（4月）。土樋キャンパス8号館（押川記念ホール）・体育館完成（9月）。大学第一回ホームカミングデー（同窓祭）開催。大学設置50周年記念事業（講演会・シンポジウム・シンボルマーク決定）を実施。仙台市宮城野区小鶴地区に中学・高等学校移転校地取得（3万1千坪）。



年 代	歴代役職者	事 項	
2001(平成13)年	 星宮望	文学部基督教学科をキリスト教学科に、経済学部商学科を経営学科に、教養学部教養学科言語科学専攻を言語文化専攻に改称（4月）。東北学院資料室開設（5月）。東北学院シーサイドハウス完成。	
2002(平成14)年	 星宮望	工学部機械工学科を機械創成工学科に、電気工学科を電気情報工学科に、応用物理学部物理情報工学科に、土木工学科を環境土木工学科にそれぞれ改称。大学院経済学研究科に経営学専攻修士課程を設置。中学・高等学校長に出原莊三就任。榴ヶ岡高等学校長に杉本勇就任（4月）。	
2003(平成15)年	 松本芳哉	第14代理事長に赤澤昭三、 第9代院長に倉松功就任（4月） 。幼稚園長に長島慎二就任（4月）。東北学院同窓会100周年記念式典挙行（11月）。	
2004(平成16)年	 松本芳哉	法科大学院・総合研究棟完成（2月）。 第4代大学長に星宮望就任（4月） 。中学・高等学校長に松本芳哉就任（4月）。大学院法務研究科法実務専攻専門職学位課程（法科大学院）を設置（4月）。榴ヶ岡高等学校校舎増築（4月）。	
2005(平成17)年	 久能隆博	中学・高等学校新校舎完成（仙台市宮城野区小鶴）（1月） 。東北学院同窓会館閉館（3月）。文学部史学科を歴史学科に、教養学部教養学科人間科学専攻、言語文化専攻、情報科学専攻を教養学部人間科学科、言語文化学科、情報科学科に改組し、教養学部地域構想学科を新設（4月）。	
2006(平成18)年	 永井英司	工学基礎教育センター完成（3月）。工学部機械創成工学科を機械知能工学科に、物理情報工学科を電子工学科に、環境土木工学科を環境建設工学科に改称（4月）。榴ヶ岡高等学校長に久能博就任（4月）。 創立120周年記念式典挙行（5月） 。	
2007(平成19)年	 永井英司	中学・高等学校新寄宿舎完成。ハイテク・リサーチセンター完成（3月）。 第10代院長に星宮望就任（4月） 。中学校・高等学校長に永井英司就任（4月）。秋田オープンキャンパス開催（7月）。多賀城市との連携協定締結式（11月）。	
2008(平成20)年	 平河内健治	第15代理事長に平河内健治就任（6月）。榴ヶ岡高等学校体育館・管理棟完成（9月）。教養学部創設20周年記念式典挙行・同窓会設立。	
2009(平成21)年	 平河内健治	経済学部経営学科を経営学部経営学科に改組、経済学部に共生社会経済学科を新設（4月）。大学院経営学研究科（修士課程）を設置（4月）。幼稚園長に平河内健治兼任（4月）。榴ヶ岡高等学校創立50周年記念式典挙行（11月）。東北学院大学博物館開設（11月）。	
2010(平成22)年	 湯本良次	バイオテクノロジー・リサーチ・コモン棟を開設（3月）。東北学院発祥の地に記念碑建立（10月）。	
2011(平成23)年	 湯本良次	中学校・高等学校跡地に記念碑建立（3月）。文学部キリスト教学科を文学部総合人文学科に改組（4月）。幼稚園長に佐々木勝彦就任（4月）。	
2012(平成24)年	 湯本良次	榴ヶ岡高等学校長に湯本良次就任（4月）。工学部設置50周年記念式典挙行（11月）。	
2013(平成25)年	 大橋邦一	第5代大学長に松本宣郎就任（4月） 。中学校・高等学校長に大橋邦一就任（4月）。幼稚園長に阿部正子就任（4月）。文学部史学科・歴史学科創設50周年記念式典挙行（11月）。	
2014(平成26)年	 大橋邦一	第16代理事長に松本宣郎就任（4月）。	
2015(平成27)年	 松本宣郎	第11代院長に佐々木哲夫就任（4月） 。法学部法律学科創設50周年記念式典挙行（5月）。	
2016(平成28)年	 佐々木哲夫	ホーイ記念館完成（3月） 。 創立130周年記念式典挙行（5月） 。東北学院旧宣教師館（デフォレスト館）が国の重要文化財に指定（7月）。	
2017(平成29)年	 佐々木哲夫	電気情報工学科を電気電子工学科に改称（4月）。情報基盤工学科を新設（4月）。『東北学院の歴史』刊行（10月）。	



利用案内

東北学院史資料センターは、広く一般の方々にも開放しております。

開室時間

月～金 9:00～17:00

(土・日・祝祭日および大学の定める休業日は閉室)



学校法人 東北学院

発行日 2018(平成30)年3月1日
編集 東北学院史資料センター年報編集委員会
発行 学校法人 東北学院
〒980-8511
仙台市青葉区土樋一丁目3番1号
TEL.022-264-6538 FAX.022-264-6478
<http://www.tohoku-gakuin.jp/>
印刷 株式会社 東北プリント



表紙の写真

礼拝堂で行われた出陣学徒壮行会
(1943年10月)

1943（昭和18）年10月に文系学生の徴兵猶予が廃止され、全国の文系の専門学校・大学の学生は各部隊に配属されて戦地へ送り出された。東北学院も高等商業部の学生たちを繰り上げ卒業とし、明治神宮外苑の壮行会の模様をラジオで聞きながら礼拝堂内で壮行会を行った。

後方の美しい色合いを誇るスタンドグラスも、太平洋戦争中にあっては板と白布で覆い隠され、その上に日章旗が掲げられた。